

常 任 理 事 会 会 議 次 第

と き 令和7年7月29日(火) 午後3時00分～

ところ 松本市 ホテルブエナビスタ 2階 メディアール

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 議 事

[報告事項]

- (1) 令和7年度第1回支部事務局長等会議について 資料No.1
- (2) 信州で暮らす働くフェアについて 資料No.2
- (3) 地域を支える建設業検討会議(分科会)について
 - ・ 技術力の確保・向上分科会について 資料No.3
 - ・ 施工・品質確保分科会について 資料No.4
 - ・ 維持管理・危機管理分科会について(当日配布) 資料No.5
- (4) 関東地方整備局 担い手の確保に関する意見交換会について 資料No.6
- (5) 会員異動について 資料No.7
- (6) 行事予定について(当日配布) 資料No.8
- (7) その他
 - ・ 長野県の建設産業魅力発信ページについて 資料No.9
 - ・ 長野県景観育成計画改定のパブリックコメントの実施について 資料No.10
 - ・ (一社) 建設技能人材機構の活動実態の説明 資料No.11

4. 閉 会

令和7年度 支部事務局長等会議 次第

日 時： 令和7年7月9日(水)

15:00～16:30

場 所： 長建ビル 3階会議室
(web 併用)

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

(1) 建設業協会関係

- ・ 建設業協会行事予定について 資料No.1-1 (添付省略)
- ・ 市町村への前払い金制度等の要望について 資料No.1-2

(2) 建災防関係 資料No.2

(3) 土木施工管理技士会関係 資料No.3

(4) 支部からの提案、意見等について 資料No.4

(5) その他

4. 閉 会

支部事務局長等会議出席者名簿

日時 令和7年7月9日（水）15:00～16:30

場所 長建ビル会議室（リモート併用）

支部名	職 名	氏 名	会 議		備 考
			協会	リモート	
南佐久	主 事	中島こずえ		○	
佐 久	主 任	松平奈美子		○	
上 小	事務局長	吉田ひろみ		○	
諏 訪	事務局長	河西 明彦		○	
伊 那	事務局長	向山 秀樹		○	
飯 田	事務局長	二村 謙司		○	
木 曾	事務局長	南 久雄	○		
松 筑	事務局長	胡桃 敏成	○		
安曇野	事務局長	濱 弘安		○	
大 北	事務局長	丸山 尊		○	
更 埴	支 部 長	中沢 栄一		○	
須 坂	事務局長	依田 国博	○		
中 高	書 記	鷺尾 和美		○	
長 野	事務局長	深見 健吾		○	
飯 山	支 部 長	藤巻 篤		○	
北信事協	事務局長	丸山 雄一		○	
本 部	専務理事	小林 敏昭	○		
〃	常務理事	岩下 康之	○		
〃	総務部長	永原 祐二	○		
〃	技術部長	川住 淳一郎	○		
〃	労働安全部長	宮尾 賢治		○	
			10 名	11 名	
計			21 名		

令和7年度 市町村への前払金制度等要望活動について

(1) 令和7年度計画

実施日	要望先	協会出席者	要望事項
	長野市	本部、長野支部	前金払支出基準の堅持、電子保証導入
	岡谷市	本部、諏訪支部	前金払支出基準の堅持、電子保証導入
	諏訪市	本部、諏訪支部	前金払支出基準の堅持、電子保証導入
	大町市	本部、大北支部	前金払支出基準の堅持、電子保証導入
	飯山市	本部、飯山支部	前金払支出基準の堅持、電子保証導入
計	5市	5支部	

(2) 令和6年度実績

実施日	要望先	協会出席者	要望事項・回答
令和6年 12月16日	塩尻市 百瀬市長 曾根原建設部長 武居建設課長	松筑支部 清澤相談役 竹入監事 鈴木事務局長 本部 小林専務	前金払支出基準の堅持 電子契約、電子保証の導入 ・電子契約、電子保証の令和8年度導入に向け、令和7年度にシステム改修を進めたい。
令和6年 12月17日	上田市 土屋市長 佐藤都市建設部長 皆瀬土木課長 春原契約検査課長	上小支部 石塚副支部長 本部 小林専務	前金払支出基準の堅持 電子契約、電子保証の導入 ・令和7年度に電子契約、電子保証の導入を進めたい。
令和7年 1月15日	中野市 湯本市長 竹内副市長 石川建設水道部長 頓所都市建設課長	中高支部 下田支部長 蔵谷副支部長 丸山副支部長 黒岩建設社長 本部 小林専務	前金払支出基準の堅持 公共事業の積極的な対応 ・引き続き前払基準を堅持する。 ・公共事業の積極的な対応、早期発注に努める。
令和7年 1月16日	千曲市 小川市長 湯本建設部長 柳嶋管財契約課長	伊那支部 中澤支部長 塚原副支部長 武田副支部長 本部 小林専務	前金払支出基準の堅持 電子契約、電子保証の導入 ・電子契約、電子保証の導入について、善処できるよう庁内検討したい。
令和7年 1月28日	茅野市 柿澤副市長 黒澤都市建設部長 柳平建設関連課長 森井財政課長 小川契約検査係長	諏訪支部 松木支部長 春山副支部長 河西事務局長 本部 小林専務	前金払支出基準の堅持 公共事業の積極的な対応 ・インフラ整備、災害時の対応に力を貸してもらいたい。 ・電子保証は近く導入予定。
計	5市	5支部	

建 災 防 関 係

1. 死亡事故の撲滅に向けた労災防止対策の徹底について . . . 資料 No. 2 - 1 (添付省略)
2. 熱中症予防対策の強化について . . . 資料 No. 2 - 2
3. 外国人労働者の方が受講する際の留意点について . . . 資料 No. 2 - 3
4. 分会に属さない会員の講習会受付対応について . . . 資料 No. 2 - 4

《R 7 行事予定》

○10月2日(木)、3日(金) : 建災防全国大会(兵庫県神戸市ワールド記念ホール、
神戸国際展示場)

○11月27日(木) 14:00～: 長野県建設業労働災害防止大会(ホテル国際21)

2. 熱中症予防対策の強化について

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要」

1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付ける。

2 改正の概要

以下1、2の事項を事業者に義務付けること。

1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

- ① 「熱中症の自覚症状がある作業員」
- ② 「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

- ① 作業からの離脱
- ② 身体の冷却
- ③ 必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ④ 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

※ 暑さ指数（WBGT）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

(1) 公布日 令和7年4月15日 (2) 施行日 令和7年6月1日

する。

附 則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。

（熱中症を生ずるおそれのある作業）
第六百二十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

（労働安全衛生規則の条文を新設）

令和7年4月15日 火曜日 官報（第1445号）

※ 法改正について、詳細にお知りになりたい方は以下の動画をご覧ください。

《熱中症予防対策オンラインセミナー（R7.6.18開催）》

○アーカイブ動画および資料の保存先 URL :

https://drive.google.com/drive/folders/12FKVjr1_rerI673BnGPXUO1lz0jFev3C?usp=drive_link

令和7年7月8日現在

建災防長野県支部

熱中症予防対策に係る講習会等の開催について

○熱中症予防対策オンラインセミナー

開催日時	内容	参加人数（人）
令和7年6月18日 13:30～16:00	「熱中症に関する法改正について」 長野労働局 労働基準部 健康安全課 労働衛生専門官 牧野 宗一 様 「有効な熱中症予防対策について」 （独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター ばく露評価研究部長 齊藤 宏之 様	107

○建設業等における作業者のための熱中症予防教育

	開催日	会場	定員（人）	申込人数（人）	備考
1	令和7年5月14日	松筑	30	18	当初計画
2	令和7年6月11日	長野	50	55	当初計画
	計		80	73	

○建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修

	開催日	会場	定員（人）	申込人数（人）	備考
1	令和7年7月7日	松筑	50	73	追加
2	令和7年7月14日	長野	50		追加
3	令和7年7月17日	松筑	50		追加
4	令和7年7月17日	飯田	50		追加
5	令和7年7月22日	南佐久	40		追加
6	令和7年7月23日	大北	50		追加
7	令和7年7月24日	上小	50		追加
8	令和7年7月24日	伊那	50		追加
9	令和7年7月30日	上小	50		追加
10	令和7年7月30日	諏訪	30		追加
11	令和7年7月31日	長建ビル	30		追加
12	令和7年8月4日	上小	50		追加
	計		550		

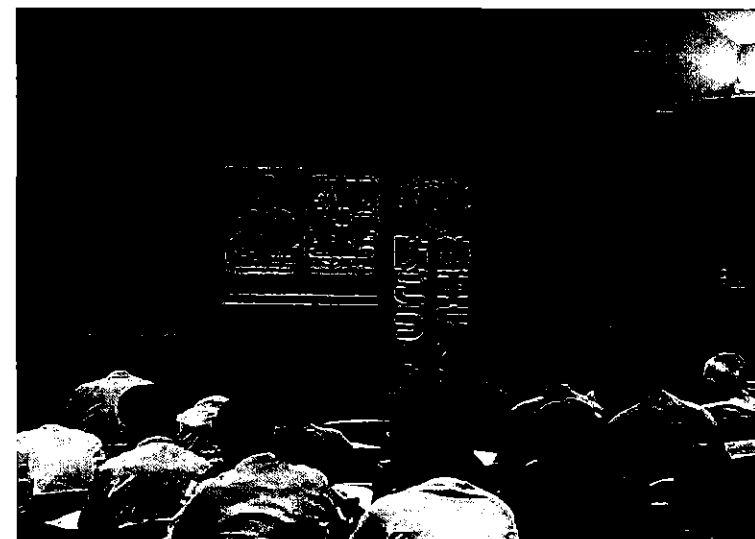
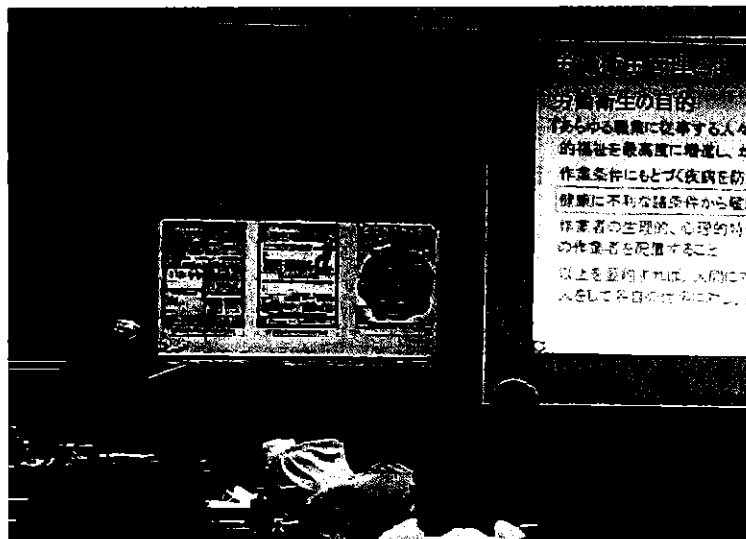
建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修のレイアウト

～開催分会は参考にしてください～



《送付物》

- 垂れ幕（1枚）
- ポスター（5枚）
- テキスト、資料3種（受講者数）
- WBGT値測定器（1個）
- DVD（1枚）



4/22 全連からの通達で

HP掲載

資料No.2-3

7 建災防技発第 208 号

令和 7 年 4 月 23 日

建設業労働災害防止協会

都道府県支部事務局長 殿

建設業労働災害防止協会

専 務 理 事

(公 印 省 略)

外国人建設技能者の安全衛生対策に関する周知のお願い

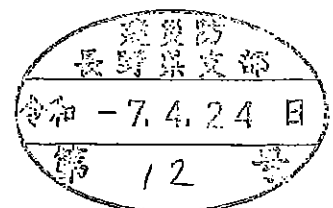
標記について、今般、厚生労働省及び国土交通省より、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、本件を貴支部会員事業場等に対して、適宜、周知くださいますようお願いいたします。

なお、本件に関する通知文書を近日中に当協会ホームページに掲載いたしますので、御活用ください。

○「外国人労働者の安全衛生対策について」(厚生労働省ウェブサイト)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>



事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 15 日

建設分野技能実習に関する事業協議会構成員 殿

(一社) 建設技能人材機構 御中

(一財) 国際建設技能振興機構 御中

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課
国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課

外国人建設技能者の安全衛生対策に関する周知のお願い

平素より、労働安全衛生行政及び建設業行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 6 月 21 日に、技能実習制度を発展的に解消し、新たに人材育成と人材確保を目的とした「育成就労制度」を創設すること等を盛り込んだ「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 60 号）」が公布され、令和 7 年 3 月 11 日に閣議決定された「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針」において、制度を所管する法務省及び厚生労働省は、外国人が在留資格に基づく活動を適切に行い、その有する能力を有効に発揮できる環境の整備として、安全衛生等に関する適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善を図るため緊密な連携を図ることとされました。建設業における外国人材の安全衛生の確保はこれまで以上にますます重要性が高まってまいります。

一方で、外国人建設技能者数の増加に伴い、労働災害の発生件数も増加傾向にあります。外国人技能者の労働災害の主な要因として、勤務経験の短さ、日本語の理解不足、コミュニケーションの不足等が挙げられます。これらの要因を踏まえ、外国人建設技能者に安全衛生教育や労働災害防止の内容を確実に理解していただくとともに、共に働く方々、特に現場管理者等が、文化や言語の違いによって起こる行き違い等を防ぐためのポイントを十分に理解し、「やさしい日本語」を活用すること等により外国人建設技能者とコミュニケーションを図っていただくことが重要です。

厚生労働省では、外国人建設技能者の安全衛生対策に役立つ各種情報を提供しており、国土交通省としてもこれらの情報が広く周知されることは重要と考えております。

つきましては、厚生労働省ウェブサイト「外国人労働者の安全衛生対策について」をご参照いただき、「やさしい日本語」の活用を含む多くの役立つ情報が掲載されている「外国人労働者安全衛生管理の手引き」等の教材を積極的にご活用いただけるよう、会員への周知・広報をお願い申し上げます。

また、昨年度実施した「外国人労働者安全衛生管理セミナー」については、今年度も秋以降の開催を予定しております。こちらについては、日程が決まりましたら同ウェブサイトでご案内させていただきます。

○「外国人労働者の安全衛生対策について」（厚生労働省ウェブサイト）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

以上

～外国人労働者の方が受講する際の留意点について～

建設業労働災害防止協会長野支部

厚生労働省の通達により(「令和2年3月31日 基発0330第43号 外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」)、登録教習機関は、技能講習を受講する外国人(以下「外国人労働者」という。)の日本語の理解力を事前に確認することが望ましいとされています。

つきましては、外国人労働者の方を受講させる事業者は、別添1「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、受講を希望する外国人労働者の方は、別添2「技能講習等受講における日本語の理解力申告書・同意書」を申込み時に提出してください。

また、申込みをされる際には、次の「外国人労働者の方が受講する際の留意事項」をご確認ください。

外国人労働者の方が受講する際の留意事項

1. 当支部で開催する講習(技能講習、特別教育、安全衛生教育等)については、日本語のテキストを使用し、日本語による講義を行い、修了試験等問題につきましても日本語を使用しています。
2. 講義中および修了試験中に通訳や受講の補佐をする方の同席はできません。
3. 講習中に講師やほかの受講生に漢字の読み方や日本語の意味を質問することはできません。
4. 日本語の理解力について、申告書・同意書の内容と異なると事務局が判断した場合は、途中退席をお願いすることがあります。この場合、受講費用の返金はいたしません。
5. 技能講習修了試験問題の漢字に「ひらがな」によるルビが振られた試験問題を希望される場合は提供(事前に申請)いたしますが、口述による試験は行いません。また、「ひらがな」以外のルビ(アルファベット等)の対応はいたしません。
6. 合格点に達しない場合、修了証は発行いたしません。また、補講等・再試験も行いません。
7. スマートフォン等の翻訳アプリの使用は禁止します。なお、使用が発覚した場合は、不合格・退場といたします。
8. 修了試験の結果が不合格の場合でも、申し立ては一切受け付けません。

〔外国人労働者の方を受講させる事業者用〕

建設業労働災害防止協会長野県支部 宛

技能講習等受講における日本語の理解力確認書

下記の者は、建設業労働災害防止協会長野県支部において実施される技能講習等を受講するための十分な日本語の理解力(読み書きできる能力)を有しておりますので、「外国人労働者の方が受講する際の留意事項」について同意して技能講習等の申込みをいたします。

受講者氏名 _____ (自署サイン)

(在留カード等に記載されている氏名を正確にご記入願います。)

修了試験問題の漢字に「ひらがな」によるルビについてどちらかに○をしてください。

希望します

必要ありません

令和 年 月 日

(事業者証明)

所 在 地 _____

会 社 名 _____

代表者職氏名 _____ 印

【個人で受講を希望する外国人労働者用】

建設業労働災害防止協会長野支部 宛

技能講習等受講等における日本語の理解力申告書・同意書

私は、建設業労働災害防止協会長野支部において実施される技能講習等を受講するための十分な日本語の理解力(読み書きできる能力)を有しておりますので、「外国人労働者の方が受講する際の留意事項」について同意して技能講習等の申込みをいたします。

修了試験問題の漢字に「ひらがな」によるルビについてどちらかに○をしてください。

希望します 必要ありません

令和 年 月 日

受講者氏名 (自署サイン)

(在留カード等に記載されている氏名を正確にご記入願います。)

特別教育等安全衛生教育の外国人受講者の対応について

一般社団法人 建設技能人材機構(JAC)

(<https://jac-skill.or.jp>)



JAC のホームページより

<目的>

本機構は、総合建設業を営む企業を構成員とする建設業者団体、専門工事業を営む企業を構成員とする建設業者団体等が協力して、建設分野における特定技能外国人(以下「建設分野特定技能外国人」という。)その他の外国人材の適正かつ円滑な受入れ等に関する事業を行うとともに、建設技能者の技能評価その他の建設技能者の確保等に関する事業を行うことにより、建設分野における人材の確保を図り、もって我が国の建設業の健全な発展に資することを目的とする。

<オンライン特別教育>

■ 参加費 無料

■ 受講定員 各回 30 名

定員を上回った場合、別日程に変更いただく場合があります。

■ 受講対象

① 建設工事を営む企業にて就業中の「在留資格:特定技能1号」の外国人等

② 上記①の外国人と同一企業に就業中で特定技能1号に移行する意志のある技能実習生

※ 企業は、所属するすべての特定技能外国人の受入れ負担金を支払っている必要があります。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 | ・足場の組立て等の業務に係る特別教育 |
| ・自由研削砥石特別教育 | ・酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育 |
| ・丸のこ取り扱い従事者教育 | ・有機溶剤取り扱い従事者教育 |

(インドネシア語、ベトナム語、英語、中国語、カンボジア語)

<技能講習>

■ 参加費 無料

■ 受講定員 各回 10 名

定員を上回った場合、受講をお断りさせていただく場合があります。

■ 受講対象

① 建設工事を営む企業にて就業中の「在留資格:特定技能1号」の外国人等

② 上記①の外国人と同一企業に就業中で特定技能1号に移行する意志のある技能実習生

※ 企業は、所属するすべての特定技能外国人の受入れ負担金を支払っている必要があります。

- | | |
|------------------|----------------|
| ・車両系建設機械運転技能講習 | ・玉掛け技能講習 |
| ・小型移動式クレーン運転技能講習 | ・フォークリフト運転技能講習 |
| ・高所作業車運転技能講習 | |

(インドネシア語、ベトナム語)

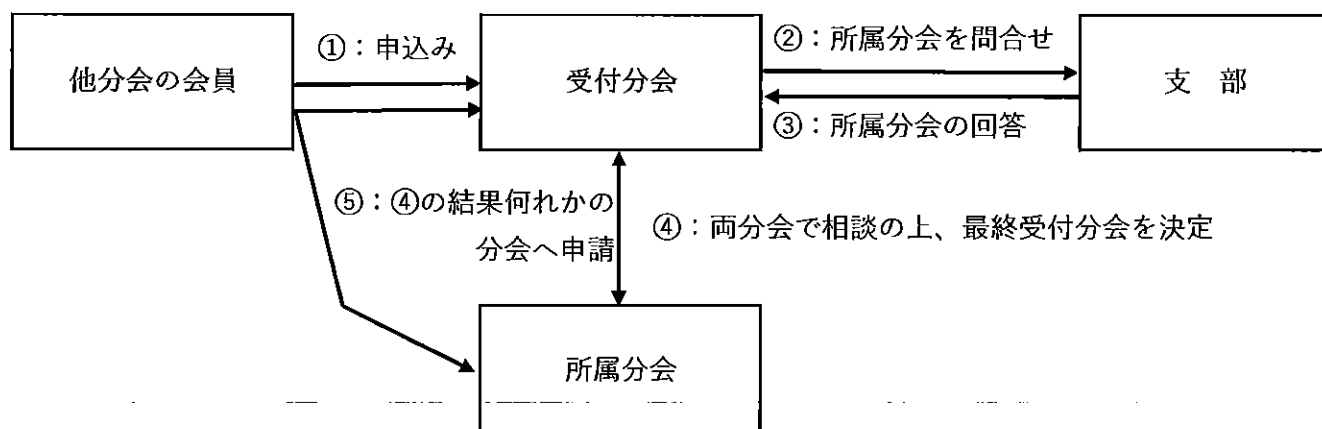
※ ある登録教習機関が協力し、修了証を発行

他分会の会員の講習会受付対応について

日頃より、当支部の講習会実施にあたりましては、開催していただく分会はもちろんのこと、各分会で受付事務を行っていただいていることに感謝申し上げます。

さて、建災防長野県支部の会員にはA会員（協会員＋建災防）とB会員（建災防）ほかを含め、約1,000社強と大変多くの会員企業が存在します。貴分会に属さない他分会の会員から講習会の申し込み申請があった際、会員かどうか判断できない事例が発生していることから、今後は以下のとおり対応する事で統一したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

《対応フロー》



長野県土木施工管理技士会関係

- 1 令和7年度活動スケジュールについて
- 2 令和7年度会費等の納入について
- 3 全国土木施工管理技士会連合会（全技連：JCM）
に関する情報について
 - ① 2025年度 JCM セミナー（2回目）の開催について
 - ② 2025年度技士会活動支援策について

令和7年度 長野県土木施工管理技士会 活動スケジュール(案)

月	令和6年度 実績		月	令和7年度(予定)		備考
	日	内 容		日	内 容 (準備)	
4	12	会長打合せ	4	28	会計監査・第1回役員会	
5	16	監査・第1回役員会	5	30	全技連総会	
5	31	全技連総会	6	10	1級土木技術検定一次受検講習会(～12；上田市)	
6	5	1級土木学科講習会(～7)	6	17	JCMセミナー①(メイン会場：長野市)	
6	12	正副会長候補者打合せ	6	20	第41回通常総会・設立40周年記念講演会	
6	19	第40回通常総会	7	11	技術委員会第1回役員打合せ	
7	22	正副会長会議	7	17	第1回企画・運営委員会 [現場技術研修会審議]	
7	25	関ブロ連合会R4・5事業・決算報告(書面審議)	8	下旬	第1回技術委員会 [県との意見交換会方針審議]	
8	2	新旧役員会	8	26	1級土木技術検定二次受検講習会(～27；伊那市)	
8	22	会長打合せ	9	2	2級土木技術検定受検講習会(～4；上田市)	
8	27	1級土木二次講習会(～28)	9	中旬	全技連 現場視察	
8	29	JCMセミナー	9	下旬	第1回現場技術研修会	
9	2	土木施工管理技士アンケート(～10月10日；全技連と共同実施)			関東ブロック技士会連合会関東地方整備局との意見交換会	時期未定
9	3	第1回技術委員会	10	上旬	全技連企画運営委員会	
9	4	2級土木一次・二次講習会(～6)	10	上旬	第2回広報委員会 [技士会報第57号方針審議]	
9	11	第1回企画・運営委員会 正副会長会議	10	下旬	正副会長会議・監査・第2回役員会	
9	12	全技連 現場視察(～13)	11	中旬	第2回技術委員会 [県との意見交換会提案議題審議]	
10	4	全技連企画運営委員会	11	25	JCMセミナー② (サテライト会場：松本市)	
10	17	第1回広報委員会	11	下旬	正副会長会議・第3回役員会 [県との意見交換会提案議題審議]	
11	7	第1回現場技術研修会	12	上旬	第2回現場技術研修会	
11	11	正副会長会議	1	中旬	長野県公共事業担当部局との意見交換会	
11	26	監査・第3回役員会	2	下旬	技士会報第57号完成	
12	2	臨時総会(書面方式)通知発出(代議員投票提出期限12/16)	3	中旬	全技連企画運営委員会	
12	11	全技連事務局長会議				
12	24	第2回技術委員会				
12	26	正副会長会議・第4回役員会				
2	12	関東ブロック技士会連合会会議・現場視察会				
2	14	第2回広報委員会				
2	14	長野県公共事業担当部局との意見交換会				
2	21	第2回現場技術研修会				
3	12	全技連企画運営委員会				
3	24	正副会長会議				
3	31	技士会報完成				

※本スケジュールは、現段階での予定であり、今後委員会等での議論を踏まえ決定する。

長野土木技発第13号
令和 7年 6月26日

技士会 支部長 様

長野県土木施工管理技士会
会 長 唐木 和世

令和7年度 年会費・入会金の納入等について（依 頼）

令和7年6月20日に開催された長野県土木施工管理技士会の第41回通常総会において、令和7年度収入・支出予算が承認されました。

つきましては、長野県土木施工管理技士会会則第6条により、令和7年度 年会費及び入会金の納入等について格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、納入要領は下記のとおりです。

記

- 1 年会費及び入会金の算定基準に係る「会員名簿」の補正について
貴支部において、本部事務局から後日送付する「会員名簿」を6月30日現在で朱書き補正したものを年会費・入会金の算定基準とします。
なお、別紙1に必要事項をご記入のうえ、朱書き補正済みの「会員名簿」を添付しメールまたは郵送にてご回報ください。
- 2 年会費の納入額
会員数（令和7年6月30日現在を算定基準とする）×3,000円
- 3 入会金の納入額
令和7年度の入会者数（令和7年6月30日現在を算定基準とする）×2,000円
- 4 上記2及び3の納入期限
令和7年8月29日（金）
- 5 納入先（振込先）
八十二銀行 本店 普通預金 313915
長野県土木施工管理技士会
- 6 令和7年7月1日以降の異動に係る年会費・入会金の追加納入について
7月1日以降、各支部に年会費・入会金の追加納入があった場合は、技士会本部へ別紙2の様式により報告及び納入をお願いします。
なお、本部への納入は令和8年3月13日（金）までに完納くださるようお願いいたします。

長野県土木施工管理技士会 事務局 川住 淳一郎
TEL 026-228-7200
E-mail nagano-gishikai@r6.ucom.ne.jp

2025 年度

JCM セミナー【1】



～施工事例から学ぶ施工管理論～

講習日時	11月25日(火) 13:00～17:00
会 場	松本市 松筑建設会館 3F 大会議室
ユ ニ ッ ト	8 ユニット (形態コード 103 ③年間上限12ユニット対象 ※試験なし)
受 講 料 (テキスト代込)	技士会会員： 5,940 円 (税込) 無 所 属：11,990 円 (税込) ※無所属の方は、CPDS 学習履歴登録手数料 550 円(税込)が別途必要です
使用テキスト	【1】指定技術講習用テキストCPDS I(施工管理基礎編) 【2】サブテキスト
講 師	堺 逸郎 ケイヨーエンジニアリング事務所 代表  大阪大学工学部土木学科卒 技術士(建設部門)、一級土木施工管理技士 甲種火薬類取扱保安責任者 労働安全技術コンサルタント(土木) ダム工事総括管理技術者 公共工事品質確保技術者(I)
概 要	JCM においては、所属会員等の方々から投稿された、数多くの実施工事例に関する論文が蓄積されています。机上での施工管理論(既存のテキスト)に加えて、それらの事例を適所に流用して説明することで学習に対する大きな効果が期待できると思われます。 その結果として、特に若手技術者等が「施工管理論」をよく理解し、 - 経験の蓄積を、より効率的に技術力アップに繋げていくこと - 施工現場での技術や技能の継承がスムーズに行われていくこと - 施工管理技術の活用により、現場での具体的な生産性向上を生み出していくこと すなわち、このセミナーのテーマである「施工事例から学ぶ施工管理論」について論ずるものであります。

お申込みは <https://sas.ejcm.or.jp/jcm/common/common/eventCalendar>

お問合せ先：(一社)全国土木施工管理技士会連合会 セミナー事務局 semina@ns.ejcm.or.jp

2025年度 JCMセミナー【1】 時間割

～施工事例から学ぶ施工管理論～

時間(目安)	講習内容
13:00 ～ 13:05	ガイダンス 5 分
13:05 ～ 14:15	講 義 ① 70 分
14:15 ～ 14:25	休 憩 10 分
14:25 ～ 15:35	講 義 ② 70 分
15:35 ～ 15:45	休 憩 10 分
15:45 ～ 16:55	講 義 ③ 70 分
16:55 ～ 17:00	質疑応答・終礼 5 分

※講習時間：4時間(240分) CPDS 8ユニット(形態コード103:年間上限12ユニット対象)

※講義時間：3時間30分(70分+70分+70分=210分)

※休憩のタイミングは講師にお任せしております。多少、時間が前後する場合があります。
ご了承ください。

2025 年 4 月 30 日

各土木施工管理技士会 事務局長 様

(一社) 全国土木施工管理技士会連合会

2025 年度技士会活動支援策 (2025 年度実施・送金分)

標記について各県等技士会が 2025 年度に実施した活動に対し、2025 年度に連合会から技士会に送金する支援策に適用します。

次の 2 件の支援を希望される技士会は下記詳細をご確認のうえご申請下さい。

1. CPDS に関する申請要件と支援金額等
2. 2025 年度 ブロック意見交換会等助成金

記

1. CPDS に関する申請要件と支援金額等

申請を希望する場合は 1.1、1.3 は【資料 1】に記入の上、FAX またはメールにて送信ください。

1.1 システムの名簿管理 100 円/1 会員/年度 【受付 5 月 20 日まで】

技士会の名簿を入退会毎に最新に維持し、CPDS の新規加入等の際その名簿で確認可能なよう整備する。新規作成方法については応相談。

1.2 手数料の免除 (申請不要 表 1 ID 別申請手数料の一覧参照) 【随時受付】

CPDS の有料サービスを技士会及び支援団体に対して一部手数料を無料にします(参照表 1)。ただし、既に連合会に振り込みがあった場合には返金等の処理はいたしません。

1.3 QRコードリーダーの購入 実費の半額 【随時受付】

技士会で実施する CPDS 講習会で使う目的でカードリーダーを購入する場合。
上限、8,000 円/1 台×10 台/年度

1.2.1 技士会本部適用

①技士会ID（Jから始まるID）より申請された下記手数料

新規加入、再発行、（1,320円、3,190円）

※新システムからはセキュリティ強化の為、ご入力いただく情報が多くなっています。

プログラム申請手数料（4,400円）

非会員学習履歴申請手数料（550円）

妥当な理由がある場合の至急手数料（330円）※要連絡

②学習履歴証明書（440～2,420円）

会員のユニット数のデータがダウンロード可能。

学習履歴証明書の発行を技士会で行う場合は、証明者が技士会になるため、提出先（発注者）に了解を得る必要があります。技士会で発行する場合には事前にJCMへご連絡ください。

1.2.2 技士会本部、支部適用 ※支部への通知をお願いします

①講習会実施機関ID（Pから始まるID）取得手数料（5,500円）

②講習会実施機関ID（Pから始まるID）より申請された下記手数料

プログラム申請手数料（4,400円）

妥当な理由がある場合の至急手数料（330円）※要連絡

建設系CPD協議会のHPへの掲載料（3,300円）単独主催の場合

1.2.3 支援団体

①支援団体からのプログラム申請手数料（2,200円）

技士会が経済的援助を受けている1団体（事前に技士会より申請が必要）とその支部が技士会と共催して行うプログラム申請手数料は無料とします。

表 1 ID 別の申請手数料の一覧

申請用 ID		申請可能なプログラム	申請用 ID 取得手数料	プログラム申請手数料	至急手数料
技士会本部 ID		①技士会本部、技士会支部主催 (注 1) ②講習会実施日以降の履歴との同時申請の場合	無料	無料	PDF 申請で 妥当な理由の連絡 があった場合は無料 ※通常でも翌営業 日に審査着手
実施機関 ID (注 2)	技士会本部	上記①でカードリーダー 使用の講習、CPD 協議会 HP 掲載希望の講習(注 3)			
	技士会支部	主催のみ CPD 協議会 HP 掲載希望の 講習(注 3)	5,500 円/3 年	①2,200 円/1 件 ②無料	330 円/1 件
	支援団体・ 支援団体支部(注 4)	①主催 ②技士会本部、支部との 共催			

(注 1) 国、地方自治体主催は単独か技士会と共催で、申請依頼を受けた場合

・主催 (株) A 共催 (株) B と記載されている場合は A が主催で A の受講証明書が必要

・共催 (株) A (株) B と記載され、主催者名の記載の無い場合には AB どちらも主催とみなしますが、A が申請した場合には受講証明書に A の名前の記載が必要

(注 2) 代行申請を選択した場合、受講者からの履歴登録はできなくなります。受講証明書での履歴登録と併用する場合には、代行申請はしないでください。

(注 3) CPD 協議会 HP 掲載は技士会本部、支部が単独で主催するプログラムに限り申請により無料で CPD 協議会 HP プログラム情報検索へ掲載します。

(注 4) 技士会が経済的援助を受けている 1 団体とその支部を支援団体として、技士会本部、支部との共催に限りプログラム申請手数料を無料とします (事前に技士会より連合会へ支援団体登録が必要)。公益社団法人でない支援団体が主催したプログラム申請手数料は本来 4,400 円/1 件であるものを、公益社団法人扱いとし 2,200 円/1 件とします。

CPDS 支援担当 問い合わせ・申請先 関根 sekine@ns.ejcm.or.jp

【提案議題】

安曇野支部

○内容

熱中症に関する労働安全衛生規則の一部改正に伴うボランティア活動への適用の考え方

○要旨

6月中下旬ごろに各支部で実施しているボランティア活動（草刈作業など）は、「暑熱な場所」での作業に該当します。当支部は県出先機関との共催のボランティア活動ですが、この場合の事業者が誰になるのか。

規則の改正では、事業者が報告体制を整備することになっており、報告体制の整備では「作業場の責任者等報告を受ける者の連絡先及び当該者への連絡方法を定め、かつ明示する」と明記されています。

各支部での今年度の対応状況、あるいは今後の対応予定などご教示いただきたい。

報告体制の整備（労働安全衛生規則第612条の2第1項（新設）関係）

「報告をさせる体制の整備」には、熱中症を生ずるおそれのある作業が行われる作業場の責任者等報告を受ける者の連絡先及び当該者への連絡方法を定め、かつ明示することとの記載があります。

「信州で暮らす働くフェア」について

日 時 令和7年7月12日（土） 11:00～17:00

会 場 東京交通会館（東京都千代田区有楽町）

参加者 長坂総務副委員長、栗田総務委員、太田総務委員、小林専務、永原部長
県建設部技術管理室 山口副主任専門指導員他3名

フェアの概要 別添「出展マニュアル」のとおり

協会ブース来場者の状況

- ・ 10組以上の方が来訪、うち7組13名の方からは、氏名、連絡先等の情報提供があった。
- ・ 来訪者の年代は20代前半～40代前半、男性1名、ご夫婦の他、女性1名での来訪もあった。
- ・ 誘導員資格保有者、公務員、建設コンサル経験者の来訪があった。
- ・ 県内の建築現場で働いた経験があり、移住したら建設業への就労を希望される方も来訪された。





7.12

11:00 - 17:00

出展マニュアル

会場： 東京交通会館12階

主催： 長野県、田舎暮らし「楽園信州」推進協議会
共催： ふるさと回帰支援センター

目次

1. 実施概要
2. 当日のスケジュール
3. 会場レイアウト
4. ブースの仕様・装飾
5. 荷物の送付・返送について
6. QRコードの入場管理について
7. 【企業のみ】企業情報紹介シート・出展企業PR
8. 注意事項
9. ご用意いただくもの
10. イベントまでの準備事項まとめ
11. お問い合わせ・当日の緊急連絡先



1. 実施概要

- 日時：令和7年7月12日（土）11:00～17:00
- 会場：東京交通会館12階（東京都千代田区有楽町2-10-1）

電車でお越しの方

- ※JR山手線・京浜東北線「有楽町駅」京橋口 徒歩1分
- 東京メトロ有楽町線「有楽町駅」D8出口 徒歩1分
- 東京メトロ丸の内線・銀座線「銀座駅」C9出口 徒歩3分



特設サイトQR

車でお越しの方

- ※当日直接車両で搬入する場合、
東京交通会館B2F・B3Fの駐車場が利用可能です。
- ※料金の補助等はありません。
- （駐車料金：30分毎350円、利用可能時間7時～24時）

建物内の設備

- ・自販機：12F・2F
- ・たばこ：B1F
- ・ベンチ：3F 屋上庭園（コリーヌ）

イベントコンテンツ

- 個別相談ブース
（市町村50、関係団体25、企業50）

- 資料コーナー

- プレゼントコーナー
3ブース以上相談された方に、
長野県の特産品をプレゼント。
更に、2つ以上の企業ブースで相談すると
アルクマグッズをプレゼント。
QRコード入場管理の受付数を利用するので、
出展者のみなさまにさせていただくことは特にありません。

- トークイベント

- ・信州移住のススメ（12:00-12:30）
- ・信州転職のコツ！（12:45-13:25）
- ・長野県の気候について（14:10-14:50）
- ・出展企業のPR&カジュアル相談タイム
（13:30-14:00/15:00-15:30）

- キッズコーナー

来場特典

来場のみなさまに、アルクマコットンバッグをプレゼント。
事前登録された方には、信州のおいしいお水もプレゼント。

2. 当日のスケジュール

時間	内容	備考
8:30	協議会事務局集合 会場設営	
10:00	会場準備開始	受付はございませんので、会場に自由にお入りいただけます。 10:00前であっても会場にはお入りいただけます。 ※ブースの設置・荷物の振り分けが完了している状態になっておりますので、各自ブース装飾等のご準備をお願いします。
10:30	出欠確認	10:30以降、スタッフが出欠状況の確認を行いますので各ブースへ入場していただきます。
10:40	出展者向け オリエン テーション	セミナーコーナーにて、注意事項等を確認します。 各ブースより1名ご出席ください。(10分程度) ※会場全体に放送しますのでお忙しい場合はブースでお聞きください。
11:00	イベント開始	開場前に多くのお客様の来場が見込まれるため、開場時間を早める場合があります。
12:00-12:30	長野県知事×移住インフルエンサーが語る 信州移住のススメ @セミナーコーナー └ゲスト：長野県知事/移住インフルエンサー さえさん	11:00-17:00 各ブースで 随時相談対応
12:45-13:25	長野への転職をサポートするキャリアコンサルタントが語る 信州転職のコツ! @セミナーコーナー └ゲスト：(株)エンリジョン 浦野さん	
13:30-14:00	出展企業のPR&カジュアル相談タイム① @各企業ブース *詳細はp.9をご確認ください。	
14:10-14:50	気象予報士が解説! 長野県の気候について @セミナーコーナー └ゲスト：日本気象協会気象予報士 岸本さん	
14:30-15:00	出展企業のPR&カジュアル相談タイム② @各企業ブース *詳細はp.9をご確認ください。	
17:00	イベント終了	撤収開始。片付けが終わった方からお帰りいただけます。 フェア終了時刻17時までは片付けを行わないでください。 ゴミ袋は、会場出入口付近に用意します。 (分別にご協力ください：燃えるゴミ/ペットボトル/缶・瓶/段ボール) ※チラシ・パンフレット類はお持ち帰りください。
18:00	完全撤収	※後日、出展者アンケートをお送りしますので、ご協力お願いいたします。

3. 会場レイアウト（ブース番号）

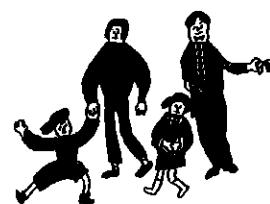
ブース No.	カテゴリ	エリア	申込時の市町村名/企業名/団体名	ブース名
1	関係団体	関係団体	信州暮らし推進係	長野県移住相談（信州暮らし案内人）①
2	関係団体	中信	木曽広域連合	木曽広域連合
3	関係団体	南信	豊丘村	豊丘村
4	関係団体	南信	喬木村	喬木村
5	関係団体	南信	阿智村	阿智村
6	企業	南信	㈱嶺水	㈱嶺水
7	関係団体	南信	天龍村	天龍村
8	関係団体	南信	泰阜村	泰阜村
9	関係団体	南信	下條村	下條村
10	関係団体	中信	白馬村	白馬村
11	関係団体	中信	松川村	松川村
12	関係団体	中信	池田町	池田町
13	企業	中信	信越電装㈱	信越電装㈱
14	企業	中信	㈱相模組	㈱相模組
15	企業	中信	北陽建設㈱	北陽建設㈱
16	企業	中信	㈱鷺澤建設	㈱鷺澤建設
17	関係団体	南信	松川町	松川町
18	企業	南信	日邦電機㈱長野工場	日邦電機㈱長野工場
19	関係団体	中信	大町市	大町市
20	関係団体	南信	宮田村	宮田村
21	関係団体	南信	飯島町	飯島町
22	関係団体	南信	駒ヶ根市	駒ヶ根市
23	関係団体	南信	南箕輪村	南箕輪村
24	関係団体	南信	伊那市	伊那市
25	関係団体	南信	箕輪町	箕輪町
26	企業	南信	社会福祉法人しのさわやか福祉会	社会福祉法人しのさわやか福祉会
27	企業	南信	㈱ナンシン	㈱ナンシン
28	企業	南信	ナバック㈱	ナバック㈱
29	企業	南信	㈱ハーモ	㈱ハーモ
30	関係団体	関係団体	ふるさと信州寄付金	ふるさと信州寄付金（税務課）
31	関係団体	関係団体	地域おこし協力隊	地域おこし協力隊（地域振興課）
32	関係団体	関係団体	伝統的工芸品	伝統的工芸品産業（産業技術課）
33	関係団体	関係団体	観光産業	観光業（山岳高原観光課）
34	関係団体	南信	辰野町	辰野町
35	関係団体	南信	岡谷市	岡谷市
36	関係団体	南信	富士見町	富士見町
37	関係団体	南信	茅野市	茅野市
38	関係団体	南信	下諏訪町	下諏訪町
39	関係団体	関係団体	建設産業	建設産業（建設政策課/建設業協会）
40	関係団体	関係団体	林業	林業（信州の木活用課）
41	関係団体	関係団体	長野県農政部（農業）	就農相談（農村振興課）
42	関係団体	関係団体	住まいの相談	住まいの相談（宅地建物取引業協会）
43	関係団体	関係団体	住まい	宅地などのご案内（住宅供給公社）
44	関係団体	関係団体	長野県警察	長野県警察（警察課警察職員採用センター）
45	関係団体	関係団体	医師・看護人材確保対策課	医師・看護師（医師・看護人材確保対策課）
46	関係団体	関係団体	職業訓練	職業訓練（産業人材育成課）
47	関係団体	関係団体	長野県のお仕事相談	長野県のお仕事相談（㈱エンリージョン）
48	関係団体	関係団体	就業相談（専門人材）	転職案内（プロフェッショナル人材戦略拠点）
49	関係団体	関係団体	転職相談	転職（㈱インディードクルートパートナーズ）
50	関係団体	関係団体	ハローワーク（長野労働局）	ハローワーク長野（長野労働局）

3. 会場レイアウト（ブース番号）

ブース No.	カテゴリ	エリア	申込時の市町村名/企業名/団体名	ブース名
51	関係団体	関係団体	長野県（長野県職員）	長野県職員（人事課）
52	南信	諏訪市	諏訪市	諏訪市
53	企業	南信	大和電機工業(株)	大和電機工業(株)
54	企業	南信	長野日本ソフトウェア(株)	長野日本ソフトウェア(株)
55	関係団体	関係団体	起業	起業（信州スタートアップステーション）
56	関係団体	関係団体	創業	日本政策金融公庫
57	企業	南信	武田塾 飯田校・佐久校	武田塾 飯田校・佐久校
58	企業	南信	ネスケーイダ(飯田ビジネスネットワーク支援セン	ネスケーイダ
59	南信	飯田市	飯田市	飯田市
60	企業	南信	信菱電機(株)	信菱電機(株)
61	企業	南信	多摩川精機(株)	多摩川精機(株)
62	企業	中信	クオリティソフト(株)	クオリティソフト(株)
63	企業	中信	(株)インフラクワイエットグループ	(株)インフラクワイエットグループ
64	企業	中信	(株)ちくま精機	(株)ちくま精機
65	企業	中信	VAIO(株)	VAIO(株)
66	中信	塩尻市	塩尻市	塩尻市
67	中信	安曇野市	安曇野市	安曇野市
68	企業	中信	セイコーエプソン(株)	セイコーエプソン(株)
69	企業	中信	(株)サンプロ	(株)サンプロ
70	企業	中信	(株)マイクロジェット	(株)マイクロジェット
71	中信	松本市	松本市	松本市
72	企業	中信	(株)松本マツダオート	(株)松本マツダオート
73	企業	中信	ネクストリンクス(株)	ネクストリンクス(株)
74	中信	筑北村	筑北村	筑北村
75	中信	麻績村	麻績村	麻績村
76	中信	朝日村	朝日村	朝日村
77	企業	中信	(株)ユリーカ	(株)ユリーカ
78	北信	信濃町	信濃町	信濃町
79	北信	千曲市	千曲市	千曲市
80	企業	北信	協栄電気興業(株)	協栄電気興業(株)
81	企業	北信	公益財団法人長野県下水道公社	公益財団法人長野県下水道公社
82	企業	北信	(株)NTTデータ信越	(株)NTTデータ信越
83	企業	北信	日本アイ・ピー・エムデジタルサービス(株)	日本アイ・ピー・エムデジタルサービス(株)
84	関係団体	関係団体	信州自然留学（山村留学）	信州自然留学（県民の学び支援課）
85	関係団体	関係団体	信州やまほいく	信州やまほいく（こども・家庭課）
86	関係団体	関係団体	福祉	福祉（社会福祉協議会福祉人材センター）
87	関係団体	関係団体	しあわせ信州結婚応援事業	長野県婚活支援センター/ながの子育て応援企業同盟（次世代サポート課）
88	関係団体	関係団体	信州暮らし推進係②	長野県移住相談（信州暮らし案内人）②
89	北信	中野市	中野市	中野市
90	北信	山ノ内町	山ノ内町	山ノ内町
91	北信	木島平村	木島平村	木島平村
92	北信	飯山市	飯山市	飯山市
93	北信	野沢温泉村	野沢温泉村	野沢温泉村
94	企業	北信	日本総合建設(株)	日本総合建設(株)
95	企業	北信	(株)清水住建工業	(株)清水住建工業
96	企業	北信	(株)エーシーエ設計	(株)エーシーエ設計
97	企業	北信	(株)コスモ熱学	(株)コスモ熱学
98	北信	長野市	長野市	長野市
99	北信	長野市	長野市（地域おこし協力隊）	長野市（地域おこし協力隊）
100	企業	北信	セコム上信越(株)	セコム上信越(株)

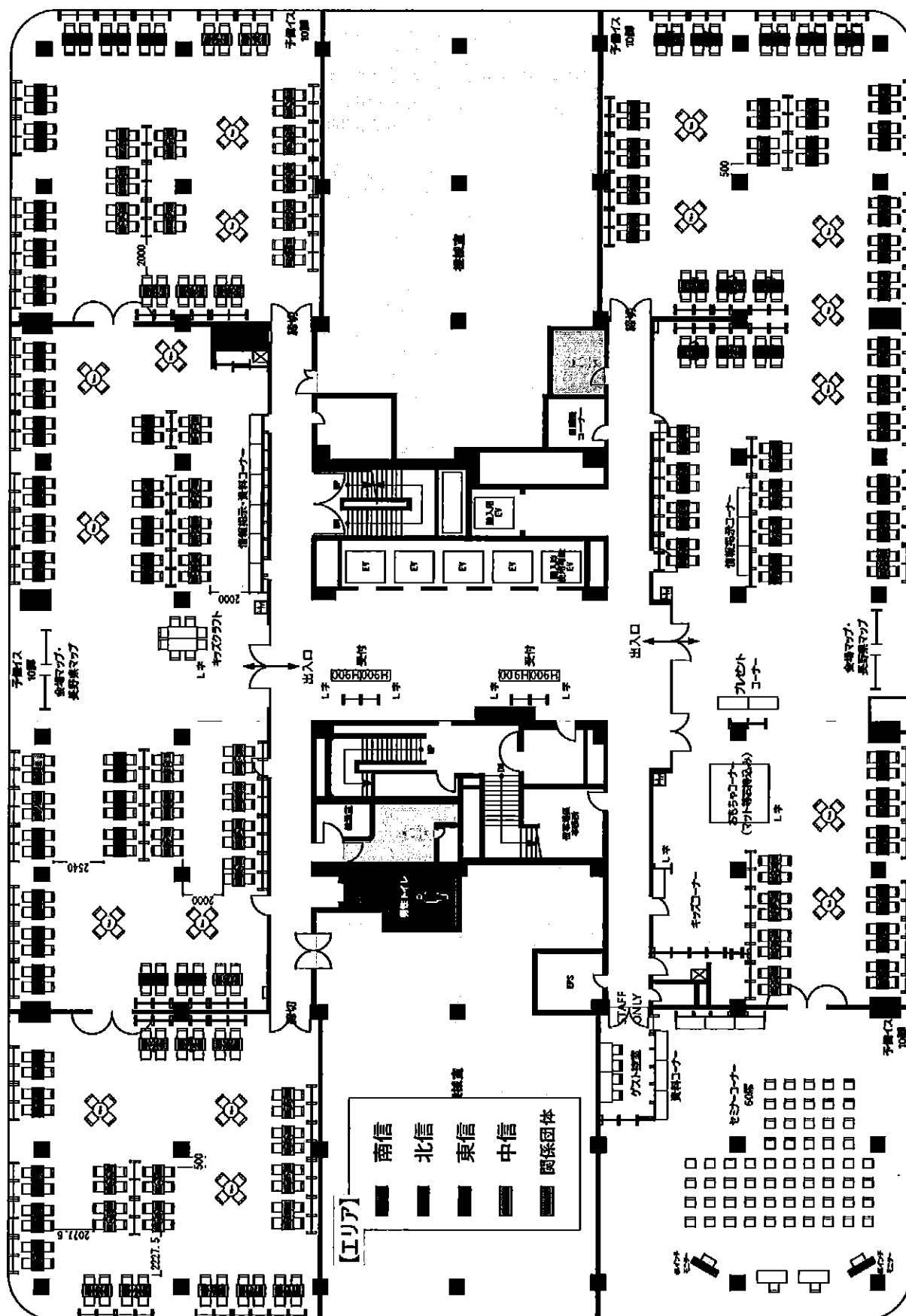
3. 会場レイアウト（ブース番号）

ブース No.	カテゴリ	エリア	申込時の市町村名/企業名/団体名	ブース名
101	市町村	北信	小川村	小川村
102	企業	北信	アトリオン製菓(株)	アトリオン製菓(株)
103	市町村	北信	須坂市	須坂市
104	企業	北信	アスザックグループ（アスザック(株)・アスザックフーズ）	アスザックグループ
105	企業	北信	(株)竹内製作所	(株)竹内製作所
106	企業	東信	マリモ電子工業(株)	マリモ電子工業(株)
107	市町村	東信	上田市	上田市
108	企業	東信	エプソンアヴァシス(株)	エプソンアヴァシス(株)
109	企業	東信	(株)城南製作所	(株)城南製作所
110	市町村	東信	長和町	長和町
111	市町村	東信	南相木村	南相木村
112	市町村	東信	御代田町	御代田町
113	市町村	東信	立科町	立科町
114	市町村	東信	佐久穂町	佐久穂町
115	企業	東信	(株)地元カンパニー	(株)地元カンパニー
116	企業	東信	(株)ユウワ	(株)ユウワ
117	企業	東信	星野リゾート 軽井沢/信州エリア	星野リゾート 軽井沢/信州エリア
118	企業	東信	丸共建設(株)	丸共建設(株)
119	市町村	東信	東御市	東御市
120	企業	東信	(株)ミマキエンジニアリング	(株)ミマキエンジニアリング
121	企業	東信	コトヒラ工業(株)	コトヒラ工業(株)
122	企業	東信	エムケーカシヤマ(株)	エムケーカシヤマ(株)
123	企業	東信	(株)コガネイモールド	(株)コガネイモールド
124	企業	東信	佐久市工場団地事業協同組合	佐久市工場団地事業協同組合
125	市町村	東信	佐久市	佐久市



3. 会場レイアウト

※当日までに、多少変更になる可能性がございます。ご了承ください。
※細かいので、別途データをお送りいたします。



「地域を支える建設業」検討会議

令和7年度 第1回 技術力の確保・向上分科会 報告（概要）

1 開催日時 : 令和7年7月22日（火） 10:30 ～ 12:00

2 開催場所 : 長建ビル 5階 会議室

3 議 事

（1）県からの報告について

① 週休2日工事の取り扱いについて

- ・ R7.10月以降の発注は、対象期間の全ての土日において、現場閉所を行う「週単位の週休2日（土日）」を標準とする。（実績に応じて変更対象となる）
- ・ 工事成績評定項目から工程管理、工事特性の加点項目から「完全週休2日（土日祝日）の実施」を削除（R7.4.1改定済）

② 担い手の確保・育成と生産性の向上について

- ・ 総合評価入札方式の加点項目「週休2日の確保」を R7.5月廃止
- ・ CCUS の登録について、新客観点数の加点項目から経審の加点に移行
- ・ 建設 DX を推進するため県職員向けの講習会を開催

③ 就労促進に係る取組について

- ・ 普通科高校を対象とした取組を実施する他、R7年度の新規取組も実施予定

④ 建設系学科高校生等の建設産業への就労状況について

- ・ 協会以外も含め、県で調査した就労状況について報告された

（2）建設業協会における就労促進の取組について

① R7.4月新規学卒者他採用状況等の調査結果について報告

② R7年度中学生「職場体験学習・防災学習」実施状況について報告

（3）意見交換

① 県職員の人材確保に苦慮している状況下、公共土木施設の維持管理を迅速に行うためアウトソーシングやJVの活用を要望した。

② 外国人材の雇用状況等について現状を説明するとともに、外国人材の雇用にあたり県が関与する仕組みの検討を要望した。

③ 今年度も高校の初任者教員への研修が実施できるよう、県教育委員会との調整、実施にあたっての連携を要望した。

「地域を支える建設業」検討会議
令和7年度 第1回 技術力の確保・向上分科会

日 時：令和7年7月22日（火）
10時30分～12時
場 所：長建ビル 5階会議室

〔 次 第 〕

1 開 会

2 あいさつ

座 長 （一社）長野県建設業協会 依田 幸光 副会長

3 議 事

（1）県からの報告

- | | |
|-------------------------|------------|
| ・ 週休2日工事について | 県資料1 |
| ・ 担い手確保の取組について | 県資料2 |
| ・ 長野県ゼロカーボン戦略の中間見直しについて | 県資料3（添付省略） |

（2）協会からの報告

- | | |
|------------------------|-------|
| ・ 建設業協会における就労促進の取組について | 協会資料1 |
|------------------------|-------|

4 意見交換

5 閉 会

出席者

一般社団法人 長野県建設業協会

副会長	依田 幸光
総務委員長	青木 孝尚
総務副委員長	増田 正
総務副委員長	長坂 広明
専務理事	小林 敏昭
総務部長	永原 祐二

長野県

建設部建築住宅課

主任専門指導員	美谷島 淳（欠席）
---------	-----------

建設部建設政策課技術管理室

主任専門指導員	関 貴幸
（企画班）副主任専門指導員	山口 恭右
主査	宮澤 雅光
（基準指導班）副主任専門指導員	小西 陽子

週休2日工事の取り扱いについて

令和7年度国土交通省工事・業務の積算基準等の改定に伴い、週休2日工事の取り扱いについて下記のとおり予定しています。

1 国の動向

- ・週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む
- ・地域の実情を踏まえ、完全週休2日（土日）の実現等の多様な働き方を支援する取組みを実施

	工期単位 (4週8休)	月単位	週単位 (完全週休2日(土日))
R6年度	労務費:1.02 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03	労務費:1.04 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.03 現場管理費:1.05	
R7年度	— 補正なし —	労務費:1.02 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労務費:1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03

2 県の対応

- ① 令和7年10月1日の歩掛改定にあわせ、国と同様の補正率に改定予定
- ② 令和7年10月以降の発注は、対象期間の全ての土日において、現場閉所を行う「週単位の週休2日（土日）」を標準とする
- ③ 工事成績評定は令和7年4月1日改定済み。
 - ・工程管理「完全週休2日（土日祝日）を実施した」・・・削除
 - ・工事特性「完全週休2日（土日祝日）を実施した」・・・削除
 - ・創意工夫「現場閉所による週休2日（土日）を達成している」・・・追加

建設産業における担い手確保・育成と生産性の向上について

施策の視点		事業・取組	R5年度 実績	R6年度 実績	R7年度 予定
担い手の確保・育成	人材の確保	【就労促進】 ・建設系学科高校生を対象とした就労促進事業 ・建設技術実践プロジェクト事業 ・2級土木・建築施工管理技士・測量士補試験準備講座 受講者の合格率 ・建設現場への中学校職場体験学習の受入 ・小中学生及びその保護者向け現場見学会 ・首都圏等の大学生・移住者向けイベント ・木造建築物の担い手確保に向けた啓発事業	14校(2,066人) 5校(84人) 7会場(132人) (土木3,建築2,測量2) 土木24.1% 建築62.0% 4中学校(230人) — — 7校 14ｸﾗｽ 376人	14校(2,057人) 5校(116人) 6会場(126人) (土木3,建築2,測量1) 土木95.0% 建築41.0% 6中学校(322人) 2回 2回 6校 14ｸﾗｽ 459人	14校 5校 9会場 (土木4,建築3,測量2) 目標70% 6中学校 2回 2回 17ｸﾗｽ
		【週休二日】 ・入札参加資格で加点 ・週休2日工事の拡大実施 実施工事数(割合) ・週休2日の確保を評価する入札(総合評価 R2年9月～)	1,080者 加点(R5.11) 発注者指定型を基本 (R5.10.1～) 419件	1,089者 加点(R6.11) 発注者指定型を基本 (R6.10.1～) 475件	継続 発注者指定型を基本 週休2日工事の普及により R7.5～廃止
		【労働環境・処遇改善】 ・現場環境の改善(快適トイレ、更衣室等)、 誰もが働きやすい現場環境づくりモデル工事(R5.7～試行) ・公共工事設計労務単価の改定(県内主要8職種単純平均) ・建設キャリアアップシステム(CCUS)の登録促進 登録状況※1 ・CCUSの活用を評価する入札(総合評価) R2～ ・CCUSの登録を新客観点数の加点項目(入札資格)R4～	現場点検実施(4現場) モデル工事(32現場) 24,463円(R6.3) 3,298業者(43.9%) 512件 512業者(R5.11)	現場点検実施(4現場) モデル工事(80現場) 25,513円(R7.3) 3,696業者(49.1%) 610件 541業者(R6.11)	現場点検実施(4現場) モデル工事(80現場) 継続 継続 継続 経費の加点に移行
	人材の育成	・担当した技術者の名前を刻もうプロジェクト ・優良技術者表彰 一般部門 ・ " 若手部門 ・若手・女性技術者の配置を総合評価で加点評価	2件 75人 23人 26件	4件 79人 38人 51件	継続 継続 継続 継続
	経営環境の安定	・失格基準等、低入札価格調査の改善 ・適正な工期設定 ・適時適切な設計金額の算定	77件 工程表明示 に向けた取組 単価の毎月改定	78件 工程表明示 に向けた取組 単価の毎月改定	継続 工程表明示 に向けた取組 単価の毎月改定
	平準化	・ゼロ県債の活用 ・債務負担行為の活用 ・早期契約制度、フレックス工期の活用	23億円を設定 960億円(実績) 工事 319件	14億円を設定 1,118億円(実績) 工事 345件	継続 継続 継続
		・平準化率※2	0.98	継続	継続
生産性の向上	ICTの活用	・ICT活用工事の実施拡大	13工種に拡大 270件 225件	14工種に拡大 325件 265件	継続 (通年350件) 継続
		・建設工事及び地質調査業務での遠隔臨場の実施(試行) (受注者の遠隔臨場活用機会の創出)	25件 地質調査業務試行開始	150件	160件
		・BIM/CIMの実施拡大 ・BIM/CIM活用事業(取組件数) ・建設DX職員向け講習会 ・BIM/CIMハンズオン講習会	会議・部会・ 現場見学会等実施 88件 — —	会議・部会・ 現場見学会等実施 66件 5回 3回	会議・部会・ 現場見学会等実施 推進 4回以上 1回
	規格の標準化	・コンクリート規格の標準化等による省力化	継続	継続	継続
その他	長野県建設産業担い手確保・育成地域連携ネットワーク会議		7月24日開催	—※3	継続
	工事書類の簡素化・統一化の取組		<簡素化>検討・調整 <統一化>市町村の 状況・意向確認	<簡素化>R6.4改定 <統一化>検討・調整	<簡素化>R7.4改定 <統一化>統一化済

※1 (一財)建設業振興基金の建設キャリアアップシステム公開事業者情報の検索結果より(R4はR4.11.30時点、R5はR6.3.31時点)

※2 平準化率=(4～6月の工事平均稼働件数)/(年度の工事平均稼働件数)

※3 R6.7.31、R6.8.31に実施した建設産業の若手従事者との意見交換会を以て代用

令和7年度 就労促進に係る取組の概要

(赤色着色) R7新規

長野県

令和7年6月30日時点まとめ

担当 事務所	実施学校	項 目	実施概要	時 期(月)	期間	対象学年	予定 人数 (人)	場 所	協力団体	備考
佐久	佐久平総合技術 高等学校 (浅間キャンパス) 食農クリエイト科 環境共生コース	現場見学	建設現場研修(農地整備・インフラ整備)	6月16日	半日	3年	20	佐久地域	建設業協会 佐久支部	
		実務実習 (測量設計等)	建設現場研修(農地整備・インフラ整備)	9月又は11月	半日	2年	18	佐久地域	建設業協会 南佐久支部	
		企業実習 (インターンシップ)	建設関係企業等	10月8日 ～10日	3日	2年	120	佐久・南佐久地域	建設業協会 南佐久支部	
上田	上田千曲高校	現場見学	現場見学	5月26日 10月 11月	各1日	3年 2年 1年	38 39 40	東北信	建設業協会 上小支部	
		企業実習 (インターンシップ)	インターンシップ	7月下旬～ 8月上旬	1～3日	1年 2年	40 39	各事業所	ハローワーク、 建設業協会	
		資格関係講習	2級建築施工管理技士補 試験準備講座	8月8,7日	2日	全学年	希望者	長野市内	建設業協会	資格取得支援
		企業説明会	企業説明会	11～12月	2時間	1年 2年	40 39	校内	建設業協会 上小支部	
		意見交換・交流等	建設系高校との 意見交換会	11～12月	2時間	職員	6	上小建設会館	建設業協会 上小支部	
	丸子修学館高校	現場見学		9月～11月 4月～6月	半日	2年 3年	26 21	上田市内	建設業協会 上小支部	
		実務実習 (測量設計等)	三次元測量、CIM講習	10月1日	半日	2年	26	校内	測量設計業協会 東信支部	
		専門講習 (測量設計等)	三次元測量、CIM講習	10月1日	半日	2年	26	校内	測量設計業協会 東信支部	
		資格関係講習	2級土木施工管理技士補 試験準備講座	8月6,7日	2日	2年 3年	11 10	建設業協会 会議室	建設業協会	資格取得支援
諏訪	富士見高校	実務実習 (測量等)	測量実習、ドローン操縦・実習	7月10日	2年3年 各2時間	2年 3年	44	富士見高校	測量設計業協会 南信支部	
	諏訪実業高校	防災研修	防災研修(土砂災害)、建設業界についての講 習	7月11日	2時間	2年	13	諏訪実業高校	砂防ボランティア協会南 信支部、建設業協会諏 訪支部	普通科
伊那	上伊那農林高校	現場見学	建設現場見学会	6月	半日	3年	21		建設業協会 伊那支部	中止
		現場見学	建設現場見学会	10月	半日	2年	20	未定	建設業協会 伊那支部	
		実務実習(測量設計)	先端測量技術の実習体験(TS、デジタルレ ベル実習、3次元測量、ドローン体験)	11月	半日	2年	20	本校構内	測量設計業協会 南信支部	
		建設技術実践プロ ジェクト	公園広場木製ステージ製作	5月12日 ～10月16日	5回	2年 3年	20 21	伊那市春日公園	建築士会 上伊那支部	実践プロジェクト
飯田	飯田OIDE長姫高 校(社会基盤工學 科)	現場見学	土木の日 建設現場見学会	11月20日	半日	2年	39	下伊那地区	建設業協会	
		実務実習 (測量設計等)	最新測量器 実践講習会	6月13日	1日	3年	38	校内・周辺	測量設計業協会	
		実務実習 (工事施工等)	松川アダプトプログラム	6月～12月	週1回 半日	3年	8	松川河川敷	—	
		企業実習 (インターンシップ)	インターンシップ	8月27,28日	2日	2年	39	下伊那地区	建設業協会 測量設計業協会	
		行政職場体験	インターンシップ	8月27,28日	2日	2年	39	飯田建設事務所	飯田建設事務所	
		行政職場体験	インターンシップ	8月27,28日	2日	2年	39	下伊那地区	国土交通省	
		行政職場体験	インターンシップ	8月27,28日	2日	2年	39	飯田市役所	飯田市役所	
		専門講習 (工事施工等)	刈払機作業安全衛生教育講習	6月13日	1日	2年	39	校内	建設業協会	
		一般講習 (全般)	建設現場安全教育実技講習会	7月16日	半日	3年	38	校内	建設業協会	
		資格関係講習 (施工管理)	2級土木施工管理技士補 試験準備講座	8月18,19日	2日	2年	39	校内	建設業協会	資格取得支援
		建設技術実践PJ	松川おいでなんしょプロジェクト (松川河川敷ランニングロード舗装施工)	6月～1月	週1回 半日	3年	8	松川河川敷	建設業協会 測量設計業協会	実践プロジェクト
	飯田OIDE長姫高 校(建築科)	専門講習 (工事施工等)	内装工事講習会	5月	半日	3年	41	校内	建設業協会	
		一般講習(全般)	建設現場安全教育実技講習会	7月	半日	3年	41	校内	建設業協会	
		資格関係講習 (施工管理)	2級建築施工管理技士補 試験準備講座	8月18,19日	2日	3年	41	校内	建設業協会	資格取得支援
		企業実習 (インターンシップ)	インターンシップ	8月	2日	2年	35	建設会社など	建設業協会	
		行政職場体験	インターンシップ	8月	2日	2年	5	飯田市役所 飯田建設事務所	飯田市役所 飯田建設事務所	
		専門講習 (工事施工等)	瓦葺き講習会	10月	半日	1年	40	校内	建設業協会	
		現場見学	土木の日(建設現場見学)	11月	半日	2年	40	下伊那地区	建設業協会	
		一般講習 (全般)	建築関係講演会	12月	半日	全学年	121	校内	建設業協会	

担当 事務所	実施学校	項 目	実施概要	時 期(月)	期間	対象学年	予定 人数 (人)	場 所	協力団体	備考
木曽	木曽青峰高校	実務実習 (工事施工等)	測量、丁張実習	6月13日	1日	3年	28	木曽町内	建設業協会 木曽支部	
		専門講習 (測量設計等)	CAD実習	6月23日	2時間	3年	13	校内教室	建設業協会 木曽支部	
		現場見学	工事現場見学	7月9日	2時間	2年	17	厚沢沢 砂防工事現場	建設業協会 木曽支部	
		実技実習 (重機操作等)	刈払機取扱実習	10月29日	2日	1年	33	学校敷地内	建設業協会 木曽支部	
		実務実習 (測量設計等)	測量技術講習	10月15日	2時間	2年	17	学校敷地内	測量設計業協会 中信支部	
安曇野	南安曇農業高校	工事現場見学	工事現場見学	7月28日	1日	1年	40	別途検討 (市内)	建設業協会 安曇野支部	
		専門分野講習	測量技術講習会、GNSS基準点測量	9月11日	1日	2年	40	学校の 第2農場内	測量設計業協会 中信支部	
		現場実務実習	鉄筋結束・型枠製作	9月26日	半日	2年	27	校内	建設業協会 安曇野支部	
		現場実務実習	U字溝設置	11月6日	半日	2年	27	学校の 第2農場内	建設業協会 安曇野支部	
		実技実習	建設重機の運転実務	10月9日	1日	2年	27	学校の 第2農場内	建設業協会 安曇野支部	
		企業実習	インターンシップ	7月28日～30日	3日	2年	40	中信地区	—	
		行政職場体験	県・市町村	7月28日～30日	3日	2年	27	中信地区	—	
		卒業論文発表会	卒業論文発表会		1日	3年	24	学校	—	
		資格関係講習	2級土木施工管理技士補 試験準備講座	8月4日、5日	2日	3年	18	校内	建設業協会	資格取得支援
		建設技術実践PJ	地形測量及び道路設計講習会	6月18日、7月2 日、7月16日	3日	3年	18	学校	測量設計業協会 中信支部	実践プロジェクト
大町	池田工業高校	現場見学	工事現場見学	10月	半日	2年	15	未定	建設業協会 大北支部	
		専門講習(室内)	CADソフト体験学習	10月	半日	2年	15	池田工業高校	建設業協会 大北支部	
		一般講習(室内)	長野県職員(建築)の業務紹介	10月	半日	2年	15	池田工業高校	建設業協会 大北支部	
須坂	須坂創成高校	建設技術実践プロ ジェクト	臥竜公園池畔掘移設	8月～9月	約5日	2年 3年	30	臥竜公園	建設業協会 須坂支部	実践プロジェクト
		資格関係講習	刈払機取扱作業(安全衛生教育)	11月	1日	全学年	希望者	調整中	建設業協会 須坂支部	
	須坂東高校	職場体験・防災体 験	須坂ワークショップ	11月5日	1日	1年	30	須坂東高校	建設業協会 須坂支部	普通科
長野	長野工業高校 (土木科)	現場見学	土木工事現場見学	通年	半日	全学年	各40名	北信地区	建設業協会 長野支部	
		実務実習 (測量実習等)	最新測量技術講習	10月	1日	2年	40	北信地区	測量設計業協会	
		企業実習 (インターンシップ)	企業実習	夏期休業中	1～3日	2年	40	北信地区	建設業協会 長野支部	
		専門講習 (測量設計等)	丁張設置研修	6月	1日	3年	39	校内	建設業協会 長野支部	
		専門講習 (測量設計等)	土質試験他研修	5月	1日	3年	39	校内	建設業協会 長野支部	
		専門講習 (工事施工等)	配筋研修	10月	半日	2年	40	校内	鉄筋業協会	
		企業説明会	測量設計分野、施工分野、公務員分野	10～11月	1時間/回	2年	40	校内	建設業協会	
		資格関係講習	測量士補講習	3月	2日程度	2年 3年	希望者	校内・市内	測量設計業協会	資格取得支援
		資格関係講習	2級土木施工管理技士補 試験準備講座	8月6、7日	2日	2年 3年	希望者	建設業協会 会議室	建設業協会	資格取得支援
		建設技術実践PJ	堀川河川川敷整備	6～12月	3時間/日	3年	約14名	校内・校外	建設業協会長野支部 測量設計業協会 コンサルタント協会	実践プロジェクト
	長野工業高校 (建築科)	現場見学	建築工事現場見学(小学校、動物園)	未定	半日	1年	40	北信地区	長野県官公庁営繕技 術連絡協議会	
		企業実習 (インターンシップ)	企業実習	夏期休業中	1～3日	2年	41	北信地区	建設業協会 長野・更埴支部	
		資格関係講習	2級建築施工管理技士補 試験準備講座	8月6、7日	2日	2年 3年	希望者	長野市内	建設業協会	資格取得支援
		意見交換・交流等	青年技術者との交流会	未定	1時間	1年	希望者	学校内	建設業協会 青年・女性部	
	長野工業高等 専門学校	現場見学	県内施工現場見学	4月、11月	1日	3年生	45	県内	建設業協会 長野支部	
		実務実習 (測量設計等)	土木遺産の測量実習	11月	1日	3年生	45	県内	測量設計業協会	
		企業実習 (インターンシップ)	建設関係のインターン	7～8月 10月以降	5日間	1～4年生 専攻1年生	数名	県内	建設業協会 長野支部	
		企業実習 (インターンシップ)	建設関係のインターン(行政職場体験)	7～8月 11月以降	5日間	1～4年生 専攻2年生	数名	県内	—	
		企業説明会	業界セミナー、仕事の楽しさ	11～12月	未定	1～4年生	40	校内	建設業協会 長野支部	
		そ の 他 (出前授業)	施工特論の授業(10回)	11月～1月	90分/回	4年生	40	校内	—	

担当 事務所	実施学校	項 目	実施概要	時 期(月)	期 間	対象学年	予定 人数 (人)	場 所	協力団体	備 考
北信	中野立志館高校	現場見学		6月	半日	2年	9		建設業協会 中高支部	
		現場見学		10月	半日	3年	14		建設業協会 中高支部	
		実務実習 (測量設計等)	外業でのデータ取得から整理、活用まで一連の 流れを体験	9月	半日	2年	9	校内	測量設計業協会 北信支部	
		資格関係講習	2級土木施工管理技士補 試験準備講座	8月6,7日	2日		希望者	建設業協会 会議室	建設業協会	資格取得支援
		資格関係講習	2級建築施工管理技士補 試験準備講座	8月6,7日	2日		希望者	長野市内	建設業協会	資格取得支援
	下高井農林高校	現場見学	災害復旧工事現場見学	9月4日	半日	3年	18	北信地区	建設業協会 飯山支部	
		実技講習 (重機操作等)	除雪車運転体験	8月7日	半日	2年	27	校内	建設業協会 飯山支部	

「地域を支える建設業」検討会議

令和7年度 第1回技術力の確保・向上分科会

○（一社）長野県建設業協会の取組について

- 1 令和7年4月新規学卒者他採用状況等の調査結果について 1（添付省略）
 - 2 令和7年度中学生「職場体験学習・防災学習」実施状況について 6（添付省略）
-

第1回「施工・品質確保分科会」実施概要

1 開催日時：令和7年7月22日（火）10:25～12:00

2 開催場所：長野市 長建ビル3階会議室

3 議 事

（1）県からの報告

1）設計に関する手戻り工事調査結果への対応について

（技術管理室）昨年度受注者側へのアンケートを実施・集約し、設計者側に事例についての意見聴取を行った。現在、発注者の対応案についてとりまとめを行っているところ。早急に事例をまとめたうえで関係者により共有するとともに、三者による意見交換に結びつけていきたい。

2）盛土規制法の規制区域指定後の状況について

（技術管理室）5月26日に規制区域の指定がされた。県内は「宅造区域」「特盛区域」のいずれかに該当する。「届出」あるいは「許可」の手続きが必要になる。従来から継続して盛土行っている工事は「届出」となる。許可等の窓口は、建設事務所維持管理課（長野市、松本市以外）であるが、直近の状況は、申請者も許可サイドも慣れない部分が多いという点が課題である。許可サイドでは総括する都市・まちづくり課と事務所が共有できるシステムを設けて対応を図っている。現段階で個別の課題として上がっているのが、農地転用が必要な土地で農地転用手続きと盛土規制法の許可が並行して行う場合許可日がずれる事があり、このようなことを避けるために市町村と連携して許可日を合わせるような取組を行っている。

（協会）既存の盛土で規制の角度と異なるようなケースがあると思うがこのような場合の調査を行っているのか。

（技術管理室）区域指定の前に盛土をした場合で、これ以降に行為を行わない場合は対象外になる。規制法とは別に大規模盛土は行政側で確認して危険な盛土がないか確認を行うことはある。

3）工事書類簡素化ガイドラインの改定について

（技術管理室）R7年度に国との工事書類の統一化を行い、併せてR6年度に大幅に改定を行った工事書類簡素化ガイドラインについて、わかりやすいものにする一部見直しも行い、双方を改定ガイドラインに反映した。法令改定等があれば対応したいが、これで当面運用していきたい。

（協会）ガイドラインの見直しについては協会からも多くの意見を出しているが、それが反映されているか。

（技術管理室）ガイドラインの内容とは直接関係ない意見もあったので、それは省いているが6～7割ぐらいは反映している。残りは監督員の対応等、運用の部分だと判断している。

4) 長野県における DX・i-Construction の取組について

(技術管理室) ICT 活用工事の実施件数は、H30 の 17 件から R 6 は 325 件と年々着実に増加している。また、国の先進事例など現場研修会も開催している。BIM/CIM は、国は R 5 年度から工事及び詳細設計で原則実施としており、R 5 年 10 月から県でもやれるところから始めているところ。都道府県の中では実施件数が 1 番多い。信州 BIM/CIM 推進協議会で BIM/CIM に関する課題などを共有、初心者向けにハンズオン講習会も行っている。

(協会) 施工者として ICT 活用工事を行う際に設計の 3D データをもらえないかという話があるが、そういう体制になっていないと聞く。いつ頃そのような体制ができるのか。

(技術管理室) 設計業務で作成した 3D データ利用理由の主なものは地元説明用である。詳細度もそれに応じたもの程度になっている。工事で利用できるものではないという実情がある。ICT 施工で利用できる 3D データが提供できるのが何時という時期を示せるものはない。

(協会) 昨年信州 BIM/CIM 推進協議会の設計部会に出たが、そこでの意見交換でコンサルタントの人は県に納めている成果品が施工者にいつているものだと思っていたという意見があった。簡単ではないのかもしれないが、生産性向上の点で 3D データの提供は必要だと思うので、そういう考えを持っていただけたらありがたい。

(技術管理室) 国では大きな構造物は 3D データからの数量を積算に反映していると聞いているが、全ての工種で行っているわけではない。それが標準化すれば流れができてくるのではないかと考えている。

5) 信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会（第 10 回）について

(技術管理室) 第 10 回協議会の概要説明。R 7 年度の体制、スケジュール、助成金の変更点等。国の住宅性能表示制度の見直しについて他。

(協会) 協議会の立ち上がりから関わっているが、使い勝手の悪い制度がだいぶ改善されてきている。最低基準ではなく、推奨基準や先導基準を目指してそこへの補助金を目指すべきではないかと思う。

6) 長野県公共土木事業における県産木材の利用促進について

(森林政策課) 令和 7 年 3 月に施行された県産材利用促進条例〈通称〉の概要説明。基本的施策として、「県が整備する公共建築物・公共土木施設の整備等にあたっては、自ら率先して県産材を利用」としている。現場説明書に明記するとともに、工事成績評定で「県産木材利用」を創意工夫等の審査項目で評価する。

7) ゼロカーボン戦略見直し提案募集について

(技術管理室) 計画期間(2021~2030 年度)の中間点を迎え内容の見直しを検討。県民や関係団体から広く意見を求めたい。8 月 22 日まで意見を募集している。

(2) 協会からの報告事項

1) 今年度の建設技術委員会の活動計画・スケジュールについて

(協会) 令和 7 年度の委員会活動計画・スケジュールの概要説明。

令和7年度 地域を支える建設業検討会議
第1回「施工・品質確保分科会」

次 第

日時：令和7年7月22日（火）10:30～12:00

会場：長建ビル3階会議室

1 開 会

2 あいさつ（長坂座長）

3 自己紹介

4 議 事

（1）県からの報告・・・・・・・・・・長野県提出資料

- 1）設計に関する手戻り工事調査結果への対応について
- 2）盛土規制法の規制区域指定後の状況について
- 3）工事書類簡素化ガイドラインの改定について
- 4）長野県におけるDX・i-constructionの取組について
- 5）信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会（第10回）について
- 6）長野県公共土木事業における県産木材の利用促進について
- 7）ゼロカーボン戦略見直し提案募集について

（2）協会から報告事項・・・・・・・・・・協会提出資料

- 1）今年度の建設技術委員会の活動計画・スケジュールについて

（3）意見交換

5 閉 会

令和7年度 地域を支える建設業検討会議
第1回「施工・品質確保分科会」出席者名簿

(敬称略)

所 属	役 職	氏 名	出 欠	備 考
県 建設業協会	副 会 長	長 坂 亘 治	出席	座長
	建設技術委員長	中 村 正	出席	
	建設技術副委員長	黒 澤 和 彦	出席	土木小委員会
	//	石 田 耕 一	出席	建築小委員会
	建設技術委員	宮 澤 廣 光	出席	土木小委員会
	//	鷲 澤 尊	出席	建築小委員会
	常 務 理 事	岩 下 康 之	出席	
	技 術 部 長	川 住 淳 一 郎	出席	事務局
県	農 地 整 備 課	主任専門指導員	遠 藤 竜 政	出席
	森 林 政 策 課	主任専門指導員	百 瀬 直 孝	出席
	建 築 住 宅 課	主任専門指導員	美 谷 島 淳	欠席
	契 約 ・ 検 査 課	主任工事検査員	上 條 光	出席
	技 術 管 理 室	技術管理室 企画班 専 門 指 導 員	柄 澤 知 憲	出席 (建築)
		副主任専門指導員	漆 谷 泉	出席 事務局
		主 任	下 川 雄 央	出席 事務局

令和7年度地域を支える建設業検討会議

第1回「施工・品質確保分科会」

長野県提出資料

資料1	設計に関する手戻り工事調査結果への対応について	… 1
資料2	盛土規制法の規制区域指定後の状況について	… 2
資料3	工事書類簡素化ガイドラインの改定について	… 9
資料4	信州BIM/CIM推進協議会の今年度活動計画について	… 17
資料5	信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会（第10回）について	… 19
資料6	【林務部】長野県公共土木事業における県産木材の利用促進について	… 40
参考資料	ゼロカーボン戦略見直し提案募集について	… 42



長野県PRキャラクター「アルクマ」 ©長野県アルクマ

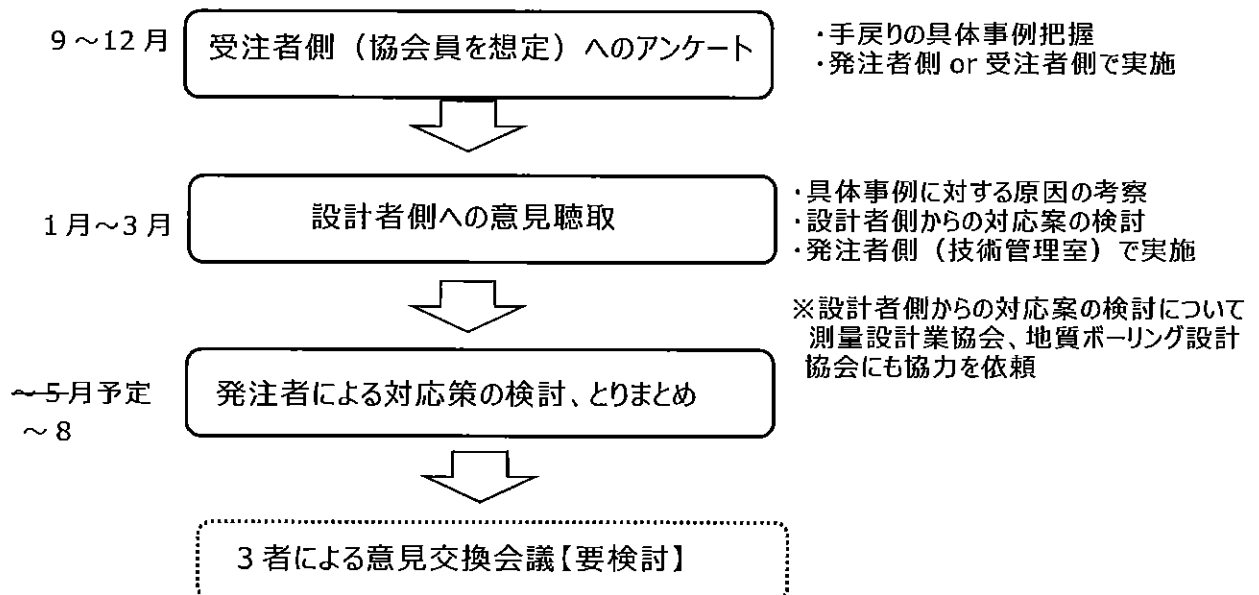
工事開始後の手戻り防止について

1 経緯

- ・ 長野県建設業協会青年部会・女性部会との意見交換会（R6.1.30）において、設計の手戻りに対し、「三者会議の実施」「設計成果の品質確保」など提案があったところ。
- ・ 建設コンサルタンツ協会長野地域委員会からも、受注者側との意見交換の提案をいただいているところ。
- ・ 手戻り防止は、生産性の向上にもつながることから、改善策を受発注者・設計者の3者で検討・共有していく。

2 進め方（案）

※ 測量設計業協会・建設コンサルタンツ協会に検討体制について調整



建設部 各課（室・局）長
建設部 現地機関の長 （様）あて

技術管理室長
都市・まちづくり課長

「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」に係る
建設発生土における留意事項について（通知）

令和 7 年 5 月 26 日から盛土規制法に基づく規制区域が指定され、区域内における土砂の盛土、切土及び一時堆積（以下、「盛土等」という。）に対し、規制の運用が開始されます。
規制開始以降は、公共工事における残土処理等も一定規模以上の盛土等を行う場合には、工事許可等が必要となることから、下記に留意のうえ、適正な事務処理にご配慮願います。
なお、市町村には別途通知していることを申し添えます。

記

1 規制区域の指定に伴う建設発生土の基本的な取扱いについて

（1）ストックヤード又は残土処理場に搬出する工事

規制区域の指定以降に一定規模^{※1}以上の盛土等を行う場合は、工事の着手前に許可（法第 12 条及び第 30 条）、協議（法第 15 条及び第 34 条）若しくは届出（法第 21 条、第 27 条及び第 40 条）（以下「許可等」という。）が必要です。^{※2}

※1：規制区域には、「宅地造成等工事規制区域（以下、「宅造区域」という。）」と「特定盛土等規制区域（以下、「特盛区域」という。）」の 2 種類があり、区域の違いによって許可等の対象となる規模が異なるため留意のこと。詳細は、「盛土規制法に関する手引・技術的基準（令和 7 年 5 月）」を参照。

※2：複数工事の建設発生土を受け入れるストックヤード又は残土処分場における一定規模以上の盛土等については、当該ストックヤード等の設置に係る工事主が許可等を受けることとなる。

（2）土砂の一時堆積（仮置）を行う工事

工事の施工に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は発生した土石を当該工事の工事の現場^{※3}又は工事の現場の付近^{※4}に堆積するものは、許可等不要工事となります。^{※5}

※3：工事の現場とは、工事等が行われている土地を示す。なお、請負契約図書、工事施工計画書、その他の書類に工事の現場として位置づけられた土地を含む。（国又は地方公共団体等が実施する公共工事に限る）

※4：工事の現場の付近とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地を示す。

※5：例外として、本体工事の期間中については許可不要とした上で、搬出先の予期しない工事の計画変更や流用先の工事との関係等により、やむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては、引き続き許可不要と解される。

2 公共工事にあたっての留意事項について

宅造区域又は特盛区域内において、一定規模以上の盛土等を実施する公共工事での留意事項は次のとおりです。

1）規制開始以前から盛土等を実施している工事

（1）ストックヤード又は残土処理場に搬出している工事

①規制開始日時時点で盛土等の行為が既に行われており、以後も盛土等（計画される盛土等の最大規模の堆積が、届出を必要とする規模以上の場合）を継続して行う場合は、令和 7 年 6 月 16 日までに届出を行うこと。

②指定利用で発注した工事は、発注者が届出を行うこと。^{※6}

なお、暫定的に搬出先を指定して発注した工事では、搬出先の確定後、速やかに

受注者に対して指示等を行った上で、必要に応じて設計変更を行う等、適切に対応すること。

※6：搬出先で届出を行っている場合は、発注者による届出は不要。

(2) 土砂の一時堆積（仮置）を行う工事

規制開始日時点で仮置が既に行われており、以後も仮置（計画される盛土等の最大規模の堆積が、届出を必要とする規模以上の場合）を行う場合は、令和7年6月16日までに、仮置を請負契約図書、工事施工計画書、その他の書類に工事の現場として位置づけ、適切に施工管理を行うこと。

なお、工事施工計画書には、仮置の概要（場所、形状及び期間）、仮置場での維持管理方法を明示するとともに、必要に応じて排水計画を明示すること。^{※7}

※7：盛土規制法第22条及び第41条の規定により、許可不要工事であっても、盛土等を常時安全な状態に維持することが求められる。

2) 規制開始以後に盛土等を実施する工事

(1) スtockヤード又は残土処理場に搬出する工事

令和7年3月31日付け6建政技第396号、「建設発生土の指定利用等の徹底について（通知）」のとおり、工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定し、発注することを原則とする。^{※8}なお、暫定的に搬出先を指定して発注した場合は、搬出先の確定後、速やかに受注者に対して指示等を行った上で、必要に応じて設計変更を行う等、適切に対応すること。

※8：発注時点で許可等がされていない工事は、許可等に要する期間を工期に見込むとともに、条件明示にてその旨を記載すること。

(2) 土砂の一時堆積（仮置）を行う工事

仮置について、請負契約図書、工事施工計画書、その他の書類に工事の現場として位置づけ、適切に施工管理を行うこと。

なお、工事施工計画書には、仮置の概要（場所、形状及び期間）、仮置場での維持管理方法を明示するとともに、必要に応じて排水計画を明示すること。^{※7}

3 その他

- ・許可等を要する工事では、許可申請前に予め土地所有者等の同意や周辺住民への周知が必要となるほか、許可等後にも完了・中間検査や定期報告が必要となる場合があります。詳細は、「盛土規制法に関する手引・技術的基準（令和7年5月）」を参照願います。
- ・許可等に必要な情報（様式、申請窓口等）については、下記URL（県ホームページ）を参照願います。

【宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の申請について（県ホームページ）】

https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/morido/moridokiseihou_shinsei.html

（公共工事における建設発生土の取扱いに関する 問合せ先） 担当 建設政策課技術管理室 基準指導班 漆谷、下川 電話 （直通）026-235-7312（内線）3329 E-mail gijukan-ki-junshido@pref.nagano.lg.jp	（盛土規制法に関する問合せ先） 担当 都市・まちづくり課 都市計画係 塩川、高橋 電話 （直通）026-235-7297（内線）3360 E-mail toshikeikaku@pref.nagano.lg.jp
---	---

事務連絡
令和7年（2025年）5月12日

建設部 各課（室・局）長 様
建設部 現地機関の長 様

技術管理室長

『「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」に係る建設発生土における
留意事項について（通知）』の補足資料について

このことについて、令和7年5月2日付け7建政技第38号及び7都第121号で通知したところですが、下記により補足資料等を送付しますので、事務処理にあたり参考にしてください。

記

- 1 送付資料について
 - ・盛土規制法に係る建設発生土における留意事項について（補足資料）
 - ・現場説明事項・施工条件明示事項（建設発生土の記載パターン）
 - ・土木工事現場必携（施工計画書への記載イメージ）
- 2 現場説明事項・施工条件明示事項の適用について
令和7年5月26日以降に公告する工事から、別添現場説明事項・施工条件明示事項（建設発生土の記載パターン）によること。

（問合せ先）	
担当	建設政策課技術管理室 基準指導班
	漆谷、下川
電話	（直通）026-235-7312（内線）3329
E-mail	gijukan-ki junshido@pref.nagano.lg.jp

盛土規制法に係る建設発生土における留意事項について（補足資料）

規制開始以後に盛土等を実施する工事の場合

ストックヤード等・・・ストックヤードや残土処理場などの建設発生土受け入れ地を指す。
許可等・・・許可（法12.30条）、協議（法15.34条）、届出（法21.27,40条）を指す。

I：発注段階

【発】：主に発注者が実施する内容

【受】：主に受注者が実施する内容

実施項目	実施項目のチェックポイント	関連法令・通知等
①指定利用の徹底 ②指定搬出先の許可状況確認	①指定利用の徹底 ✓条件明示に指定搬出先が明記されているか【発】 ✓(暫定的な指定の場合)条件明示に当初想定である旨を記載しているか【発】 ✓建設発生土の搬出に要する費用（運搬・処分など）が計上されているか【発】 ②指定搬出先の許可状況確認 ✓指定した搬出先が盛土規制法の許可等を得ているか※1【発】 ✓(許可等手続き中の場合)条件明示に許可等見込みを記載しているか【発】 ✓(未許可の場合)許可等までの期間を工期に見込んでいるか【発】 ✓(許可不要工事の場合)条件明示に許可不要工事である旨を記載しているか【発】	①指定利用の徹底 ○入契法適正化指針（R6.12.13付け） ○R4.6.21付け国土交通省中建設第7号「公共工事標準請負契約約款の実施について」 ○建設工事標準請負契約約款（7建設発生土の搬出先等） ○R7.3.31付け7建設技第396号「建設発生土の指定利用等の徹底について」 ○R7.5.12付け事務連絡『「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」に係る建設発生土における留意事項について（通知）」の補足資料について』 ②指定搬出先の許可状況確認 ○盛土規制法（許可：第12.30条、協議：第15.34条、届出：第21.27,40条） ○R7.5.2付け7建設技第38号、7都第121号「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」に係る建設発生土における留意事項について（通知）」 ○R7.5.12付け事務連絡『「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」に係る建設発生土における留意事項について（通知）」の補足資料について』

II：施工中

※1：県所有のストックヤード等の場合は、発注者自身が許可等を受ける必要がある。
建設工事から搬入が想定される市町村所有又は事業者が運営するストックヤード等は、基本的に当該ストックヤード等の設置に係る工事主（所有者）が許可等を受ける。

実施項目	実施項目のチェックポイント	関連法令・通知等
①搬出先の決定 ※発注段階で、暫定的ではなく明確に搬出先を指定し、施工に入っても搬出先に変更が生じない場合は不要	①搬出先の決定 ✓決定した搬出先が盛土規制法の許可等を得ているか※1【発】 ✓決定した搬出先への搬出に要する費用（運搬・処分など）が計上されているか（又は変更協議済みで費用計上されることが確かな状況か）【発】	①搬出先の決定 ○入契法適正化指針（R6.12.13付け） ○R4.6.21付け国土交通省中建設第7号「公共工事標準請負契約約款の実施について」 ○建設工事標準請負契約約款（7建設発生土の搬出先等） ○R7.5.2付け7建設技第38号、7都第121号「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」に係る建設発生土における留意事項について（通知）」
②施工計画書等への位置付け ※許可不要工事（工事の現場又はその付近における土砂の一時堆積（仮置））のみ	②施工計画書等への位置づけ ✓土砂の一時堆積（仮置）の概要（場所、形状及び期間）、仮置場での維持管理方法を施工計画書に明示しているか※2	②施工計画書等への位置づけ ○R7.5.2付け7建設技第38号、7都第121号「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」に係る建設発生土における留意事項について（通知）」 ○R7.5.12付け事務連絡『「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」に係る建設発生土における留意事項について（通知）」の補足資料について』
③再生資源利用促進計画書の説明・提出・提示	③再生資源利用促進計画書の説明・提出・提示 ✓計画書を発注者に説明・提出するとともに、現場に掲示しているか ✓(運搬を他の者に委託する場合)運搬を行う者に計画書を通知しているか	③再生資源利用促進計画書の説明・提出・提示 、 ④確認結果票の提出・提示 、 ⑤土砂受領書の交付
④確認結果票の提出・提示	④確認結果票の提出・提示 ✓確認結果票により盛土規制法等の許可等の状況を確認しているか ✓確認結果票を発注者に説明・提出するとともに、現場に掲示しているか ✓(運搬を他の者に委託する場合)運搬を行う者に確認結果票を通知しているか	○R5.5.23付け5建設技第4号「建設業に属する事業者が行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について」 ○R6.5.20付け6建設技第4号「資源有効利用促進法省令の改正に伴う建設発生土の最終搬出先までの確認義務について」 ○R7.3.25付け6建設技第4号「建設業に属する事業者が行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について」の「確認結果票の作成に当たっての解説」の一部見直しについて（通知）」 ○土木工事現場必携 共12-33～36
⑤土砂受領書の交付	⑤土砂受領書の交付 ✓搬出先と土砂受領書を交わしているか※3	

※2：必要に応じて排水計画などの追加対策や点検方法の強化を検討すること。

※3：受注者は、建設発生土が搬出先から更に他の搬出先に搬出された場合、最終搬出先まで確認を行う必要がある。（適用除外あり）

盛土規制法に係る建設発生土における留意事項について（補足資料）

（盛土規制法・資源有効利用促進法省令関係）

建設部 第1課 土木課

規制開始以前から盛土等を実施している工事の場合

ストックヤード等・・・ストックヤードや残土処理場などの建設発生土受け入れ地を指す。
許可等・・・許可（法12.30条）、協議（法15.34条）、届出（法21.27,40条）を指す。

I：発注段階

【発】：主に発注者が実施する内容

【受】：主に受注者が実施する内容

実施項目	実施項目のチェックポイント	関連法令・通知等
既に発注済み工事であるため、省略		

II：施工中

実施項目	実施項目のチェックポイント	関連法令・通知等
①既に行われている工事の届出 ※宅造・特盛区域内で、規制開始日を跨いで継続して盛土等を行い、かつ、その規模が届出対象規模※1以上の場合のみ	①既に行われている工事の届出 ✓規制区域指定日の21日以内（本県ではR7.6.16まで）に届出を行ったか【発】 ★「規制開始以降に盛土等を実施する工事（P2）」と特に異なる点であり、要注意。指定利用で発注している工事では、発注者が届出を行うこと。なお、搬出先で届出済みの場合は、発注者による届出は不要。	①既に行われている工事の届出 ○R7.5.2付け7建設技第38号、7都第121号「宅造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に係る建設発生土における留意事項について（通知）」 ○入契法適正化指針（R6.12.13付け） ○R4.6.21付け国土交通省中建設第7号「公共工事標準請負契約約款の実施について」 ○建設工事標準請負契約約款（7建設発生土の搬出先等）
②施工計画書等への位置付け ※工事の現場又はその付近における土砂の一時堆積（仮置）において、宅造・特盛区域内で、規制開始日を跨いで継続して盛土等を行い、かつ、その規模が届出対象規模※1以上の場合のみ	②施工計画書等への位置づけ ✓規制区域指定日の21日以内（本県ではR7.6.16まで）に土砂の一時堆積（仮置）の概要（場所、形状及び期間）、仮置場での維持管理方法を施工計画書に明示しているか※2	②施工計画書等への位置づけ ○R7.5.2付け7建設技第38号、7都第121号「宅造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に係る建設発生土における留意事項について（通知）」 ○R7.5.12付け事務連絡「『宅造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に係る建設発生土における留意事項について（通知）』の補足資料について」
③再生資源利用促進計画書の説明・提出・提示	③再生資源利用促進計画書の説明・提出・提示 ✓計画書を発注者に説明・提出するとともに、現場に掲示しているか ✓（運搬を他の者に委託する場合）運搬を行う者に計画書を通知しているか	③再生資源利用促進計画書の説明・提出・提示、④確認結果票の提出・提示、⑤土砂受領書の交付 ○R5.5.23付け5建設技第1号「建設業に属する事業者が行う者の指定制産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について」 ○R6.5.20付け6建設技第1号「資源有効利用促進法省令の改正に伴う建設発生土の最終搬出先までの確認義務について」 ○R7.3.25付け6建設技第1号「『建設業に属する業者が行う者の指定制産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について』の『確認結果票の作成に当たっての解説』の一部見直しについて（通知）」 ○土木工事現場必携 共12-33～36
④確認結果票の提出・提示	④確認結果票の提出・提示 ✓確認結果票により盛土規制法等の許可等の状況を確認しているか ✓確認結果票を発注者に説明・提出するとともに、現場に掲示しているか ✓（運搬を他の者に委託する場合）運搬を行う者に確認結果票を通知しているか	
⑤土砂受領書の交付	⑤土砂受領書の交付 ✓搬出先と土砂受領書を交わしているか※3	

※1：「既に行われている工事の届出（法21.40条）」の届出対象規模は、宅造区域における許可対象規模及び特盛区域における届出対象規模と同等。
 ※2：必要に応じて排水計画などの追加対策や点検方法の強化を検討すること。
 ※3：受注者は、建設発生土が搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合、最終搬出先まで確認を行う必要がある。（適用除外あり）

盛土規制法に基づく規制の開始について

建設部都市・まちづくり課

I 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例

■ 条例制定の背景

- ✓ 令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、長野県では市町村と連携し、緊急点検を実施
- ⇒ 直ちに土砂災害が発生する危険な盛土は確認されなかったが、手続きが取られていない盛土や必要な災害防止措置が取られていない盛土が存在

点検結果を踏まえ

令和5年1月1日に「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」を施行し、県内全域の盛土等の規制を開始
 ○面積3,000㎡以上または高さ5m以上の盛土等を行う場合、知事の許可が必要
 ※盛土規制法の許可を受けた盛土等は条例の許可は不要

II 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）

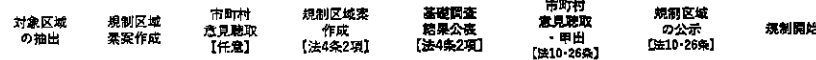
■ 長野県における取組

- ✓ 令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が施行
- ⇒ 同法による盛土規制に向けた検討・執行体制の整備を推進

■ 基礎調査の実施

- ✓ 令和5年度から規制区域を指定するための基礎調査に着手

※ 現在



※ パブリックコメント実施

■ 規制区域指定の方針

■ 宅地造成等工事規制区域

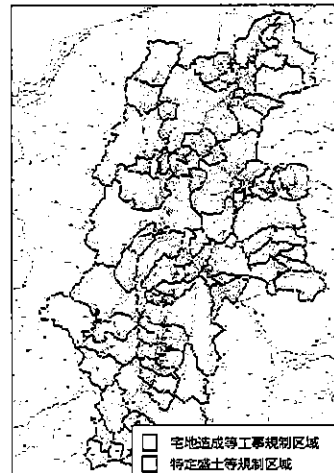
- 都市計画区域のうち「市街化区域」「用途地域」
- 集落の区域
 - ✓ 50戸以上の人家等が50m以内で連たんする区域
 - ✓ 区域の設定は100mメッシュ
- 隣接・近接する土地の区域は平地50m／傾斜地250m

■ 特定盛土等規制区域

- 宅地造成等工事規制区域を除く県内全域

■ 規制区域の指定

- ✓ 令和7年5月26日
- ※長野市・松本市は中核市のため独自に指定



III 盛土規制法の概要

規制区域 ○都道府県知事等が、盛土等の崩壊により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定

- > 宅地造成等工事規制区域：市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
- > 特定盛土等規制区域：市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリアも指定

規制対象 ○規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事等の許可の対象とする。

○宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

■ 対象となる盛土等の規模

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

新設等	宅地造成等工事規制区域	新設等	特定盛土等規制区域
①盛土で高さが1m超 2m超の層を生ずるもの	②切土で高さが2m超 5m超の層を生ずるもの	③盛土と切土を併用し、高さが2m超 5m超の層を生ずるもの	④盛土で高さが2m超 5m超となるもの
⑤盛土又は切土をする土の層の厚さが300mm超 1,000mm超となるもの	⑥盛土又は切土をする土の層の厚さが300mm超 1,000mm超となるもの		

※「盛土」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度を成す土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

（注）盛土等を行う前後の地表面の高さの差が30cmを超えらるもの

<一時的な土石の堆積>

⑦最大時に堆積する高さが2m超 5m超かつ面積が300㎡超 1,500㎡超となるもの	⑧最大時に堆積する高さが500mm超 1,000mm超となるもの
--	----------------------------------

- ◆ 工事に付随して行われる土砂の一時堆積の扱い（＝現場内又は付近への土砂の仮置き）
- ✓ 工事と一体的に安全管理がされることから規制の対象外となる。

■ 公共施設の整備工事の取扱い

- 国または地方公共団体（県）等が行う盛土の取扱い
 - ✓ 許可の特例として、「許可」ではなく知事との「協議」が成立することにより、許可とみなされる。
 - ✓ 技術基準は、通常の「許可」と同様の技術基準が適用
- 道路などの公共施設整備で行われる盛土の扱い（＝公共施設用地の盛土）
 - ✓ 道路、公園、河川その他政令で定める公共施設の用に供される土地における盛土は規制対象外

政令	政令で定める公共の用に供する施設	●砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、浸水施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの ●国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの
省令	その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの	●雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 ●学校、運動場、緑地、広場、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農排水用水施設、水産養殖用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

- 発生する建設残土の扱い（＝公共施設用地と別の場所への盛土）
 - ✓ 発生した残土を公共施設用地と別の土地に盛土をする場合は、盛土規制法の対象となる。

工事書類簡素化ガイドラインの改定について

～国土交通省様式との統一化・R6.4 適用簡素化の一部見直し など～

国土交通省関東地方整備局では、土木工事における受発注者のさらなる業務効率化を図るため、国・自治体間で工事関係書類の様式が異なる課題への対応として、国土交通省の「標準様式」をベースとした国・自治体間の「様式又は記載内容の統一化」を行うこととしています。

本県においても、関東地方整備局をはじめ、(一社)長野県建設業協会や県関係部局等との調整を踏まえ、以下のとおり工事関係書類の統一化を図るとともに、その内容を工事書類簡素化ガイドラインに反映します。

1 統一化対象書類

	国 標準様式名称	県 現行様式名称
今回統一化対象書類※1 計 15 様式	現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等変更通知書	技術者等の通知、経歴書
	工程表、変更工程表	工程表
	VE 提案書（契約後 VE 時）	契約後 VE 提案概要書
	工事事務速報	事故等概要報告書
	指定部分完成通知書	【該当様式無し】※2
	指定部分引渡書	【該当様式無し】※2
	工事出来高内訳書	【該当様式無し】※2
	修補完了届	修補完了報告書
	部分使用承諾書	【該当様式無し】※2
	工期延期届	工期延長請求書
	支給品受領書	【該当様式無し】※2
	支給品清算書	【該当様式無し】※2
	建設機械使用実績報告書	【該当様式無し】※2
	建設機械借用・返納書	【該当様式無し】※2
	現場発生品調書	【該当様式無し】※2
既に統一化済みの書類 計 12 様式	請負代金内訳書、掛金収納書、品質証明員通知書、工事打合せ簿、段階確認書、確認・立会依頼書、工事履行報告書、完成通知書、出来形管理図表、品質管理図表、品質証明書、創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）	

※1 「統一化」とは、受注者で記載が必要な内容の統一を図るものであり、様式番号、様式名、決裁欄等の統一までは必要としない。
※2 県では工事打合せ簿等により代替している状況だが、様式を明確化して、余計な迷いを生まないよう、国土交通省様式への統一化を図る。
※3 国土交通省の標準様式は計 34 様式だが、本県では作成が不要な書類が 2 様式あるため、差し引いて 32 様式としている。
※4 残る 5 様式は、国及び県の関係要綱等の違いにより、統一化が困難又は検討に時間を要する書類であり、当面統一化は行わない予定。

令和 6 年度末時点の統一化率 : 27 様式 / 32 様式※3 約 84%

2 適用

令和 7 年 4 月以降に起工起案する工事に適用

(契約済み工事でも、現場未着手で、適用しても支障が無い場合などにおいては、受発注協議の上で適用可)

3 その他

- 工事関係書類の統一化に係る様式及び考え方の解説については、「工事書類簡素化ガイドライン」に解説を明示。→ 令和 7 年 3 月改定（令和 7 年 4 月適用）
- 上記改定にあわせて、令和 6 年 4 月に適用している「工事書類簡素化ガイドライン」の内容についても、(一社)長野県建設業協会等の意見を参考に、さらなる簡素化につながる余地の残る書類の部分的な見直しを行った。

※R6.4 適用の「工事書類簡素化ガイドライン」からの主な見直し部分

- ・施工体制台帳及びその添付書類について、提出・提示・確認書類の複雑化等の解消。
(現行ルールは、受発注者双方の負担増につながり得るとの意見があるため、原則全て提出に見直し)
- ・わかりやすいガイドラインとするための工夫。(冒頭に目次追記・解釈等の明示・FAQ の公開など)

<R7.4適用での主な改定箇所を抜粋>

工事書類簡素化ガイドライン

令和 7 年 4 月適用版
長野県建設部

【目次】

改定による変更点	1
はじめに	2
●工事書類の簡素化に関する事項	3
No. 11法定外の労災保険の付保	4
No. 15コリンズ（工事实績登録）及び「登録内容確認書」	5
No. 16事前協議チェックシート	6
No. 19下請負人一覧表（下請負人通知書）	7
No. 20施工計画書	8
No. 21告知書	12
No. 22. 23再生資源利用（促進）計画書	13
No. 24施工体制台帳	14
No. 25再下請負通知書	15
No. 26下請契約書写し等（施工体制台帳添付書類）	16
No. 27施工体制台帳作成建設工事の下請負人に対する通知の写し	18
No. 29建退共掛金収納書	19
No. 30中小企業退職金共済制度加入証明書類	21
No. 31建退共証紙受払簿	22
No. 32. 33設計図書照査確認資料、工事測量結果	23
No. 34経緯表	24
No. 36工事記録	25
No. 37工事打合せ簿	26
No. 38監督日誌	27
No. 43レディーミクストコンクリート納入書	28
No. 45立会依頼	29
No. 46段階確認書（関係書類）	30
No. 50現場休業届	32
No. 51過積載防止対策	32
No. 52実施工程表	34
No. 58県外産資材使用報告書	35
No. 59県産土木用材産地証明書	36
No. 60下請契約における県外企業採用報告書	37
No. 69. 70再生資源利用（促進）実施書	38
●工事書類の統一化に関する事項	39
現場代理人等通知書、経歴書、変更通知書（旧：技術者等の通知書、経歴書）	40
工程表、変更工程表（旧：工程表）	42
VE提案書（契約後VE時）（旧：契約後VE提案書）	43
工事事務速報（旧：事故概要報告書）	44
指定部分完成通知書、指定部分引渡書、工事出来高内訳書（旧：無し）	45
修補完了届（旧：修補完了報告書）	46
部分使用承諾書（旧：無し）	47
工期延期届（旧：工期延長請求書）	48
支給品受領書、精算書（旧：無し）	49
建設機械使用実績報告書、借用・返納書（旧：無し）	50
現場発生品調書（旧：無し）	51
工事関係書類一覧表	52

No.25 再下請負通知書

- ・指導監査対象
- ・竣工検査対象

- ・提出書類の削減を図る観点から、令和6年4月適用では、再下請負通知書としての提出は不要としていましたが、令和7年4月適用では、提出するものとします。

<見直した理由>

以下の事情により、一定の負担増加につながり得るため。

- ・受注者が保管している施工体制台帳及び添付書類の綴り（又はデータファイル）から、一部書類を除く手間が生じる。

施工体制台帳の作成等について（国交省通知）

一 作成建設業者の義務

（４）施工体制台帳の作成方法

施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っている。その作成は、発注者から請け負った建設工事に関する事実と、施工に携わるそれぞれの下請負人から直接に、若しくは各下請負人の注文者を経由して提出される再下請負通知書により、又は自ら把握した施工に携わる下請負人に関する情報に基づいて行うこととなるが、作成建設業者が自ら記載してもよいし、所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに、かつ、施工の分担関係が明らかとなるようにしなければならない。

No.26 下請契約書写し等 (施工体制台帳添付書類)

- ・指導監査対象
- ・竣工検査対象

- ・提出書類の削減を図る観点から、令和6年4月適用では、下請契約書写し等の提出は不要としていましたが、令和7年4月適用では、提出するものとします。

<見直した理由>

以下の事情により、一定の負担増加につながり得るため。

- ・受注者が保管している施工体制台帳及び添付書類の綴り（又はデータファイル）から、一部書類を除く手間が生じる。
- ・施工途中で下請の追加契約が発生した都度、施工プロセスのチェックリストにより現場備え付けの書類を確認するため、監督員等が来現する必要があり、発注者の移動時間増加、受注者の待ち時間増加につながる。

建設業法第20条に基づき作成が必要な下請契約に関する見積書等は、「長野県建設工事における元請・下請関係適正化調査実施要領」に基づく調査の際に、検査員等の求めに応じて提出することが必要です。

参考 (No.24～26関係)

★施工体制台帳、再下請負通知書などの記載方法については、土木工事現場必携の共4-4を参照してください。

●施工体制台帳及び添付書類一覧 (①～⑨を発注者へ提出してください) (添付書類：建設業法施行規則第14条の2第2項各号に定める書類)

- ①施工体制台帳
- ②施工体制台帳 下請負人に関する事項 (一次下請)
- ③作業員名簿
- ④再下請負通知書
- ⑤下請負人が注文者との間で締結した契約書の写し (下請契約書) ※2
→注文書・請書及び基本契約書又は約款等の写し
- ⑥元請負人の配置技術者が主任 (監理) 技術者資格を有することを証する書面
→監理技術者は、監理技術者資格者証の写しに限る
- ⑦監理技術者補佐を置いた場合は、監理技術者補佐資格を有することを証する書面
→第一次検定の合格を証明する書面の写し (合格証明書や合格通知等の写し)
→主任技術者要件を満たしていることが確認できる資料 (合格証明書写し、登録証の写し、実務経験証明書の写し (建設業法施行規則様式第9号))
※3 ※実務経験証明書を提出する場合、指定学科確認のため、卒業証明書の写しも提出する必要がある
- ⑧専門技術者を置いた場合は、資格を有することを証する書面
→国家資格等の技術検定合格証明書等の写し
- ⑨主任 (監理技術者)、監理技術者補佐及び専門技術者の雇用関係を証明できるものの写し
→健康保険証等の写し

※1：この他、「発注者との契約書の写し」も施工体制台帳に添付する必要がありますが、発注者に提出する必要はありません。(発注者も当該契約書を所有しているため)

※2：建設工事の請負契約に該当しない契約は、施工体制台帳の作成は不要ですが、契約書の写しは発注者へ提出してください。(No. 24施工体制台帳を参照)

※3：⑥～⑨は「現場代理人等通知書」又は入札参加資格審査時に提出済みである場合は、提出不要です。

※4：CCUS等のシステムにより直接発注者が施工体制を参照できる場合には、施工体制台帳の提出は不要。

●施工体制台帳の添付書類として不要な書類の事例

(受注者が施工体制台帳とは別途整理し、保管しておけばよいものであり、作成が不要というわけではありませんので、注意してください)

- 建設業許可証や警備業認定証の写し
- 請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し
- 監理技術者などの技術者届の写し
- 見積依頼書及び見積書 (契約書の一部である場合を除く ※4)
- 配置技術者の要件以外の資格や実務経歴の写し
(例：資格内容を1級土木施工管理技士と記載した場合の実務経験10年の証明)
- 警備業者との契約書及び警備員の資格の写し
- 外国人就労関係の書類 (外国人建設就労者等建設現場入場届出書等)

※4：例…契約書等において「別紙見積書のとおりに」とされている、契約書等に必要事項が明記されておらず、見積書にのみ明示されている など

17

工事書類の統一化に関する事項

(令和7年4月適用により統一化を図る書類)

(統一化様式の掲載URL)

https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/20141201kansoka/20141201kansoka_yousiki.html

※いずれの様式も押印は不要です。

現場代理人等通知書、経歴書、変更通知書
(旧：技術者等の通知書、経歴書)

[illegible]

技術者等の通知書 (旧)

【留意事項】

○経歴書の添付が必要です。

○現場代理人を変更する場合は、「現場代理人等変更通知書」を提出してください。

※現場代理人は受注者の一切の権限を行使する者であり、円滑な工事現場の運営を行う観点から、変更することは望ましくありません。

ただし、現場代理人に死亡、傷病、
出産、育児、介護、又は退職等があ
った場合や、受注者の責によらない契約
事項の変更に伴う場合があった場合等
は、発注者が認めた上で、変更するこ
とができます。

(次項へ)



現 場 代 理 人 等 通 知 書

年月日：

（発注者）様

（受注者）

令和〇年〇月〇日付けをもって請負契約を締結した〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
工事について、工事請負契約書第10条に基づき現場代理人等を下記のとおり定めたので
別紙経歴書を添えて通知します。

記

工事箇所名

現場代理人氏名

主任技術者又は
監理技術者氏名※

監理技術者補佐

専門技術者氏名

※「資格者証(写し)」を添付する。
※直接かつ恒常的な雇用を証する書類(健康保険証、市町村民税特別徴収額通知書
又は貸金台帳の写し等)を添付すること。
(入札参加資格審査時に提出済みである場合、添付不要)

現場代理人等通知書 (新)

長野県におけるDX・i-Constructionの取組（ICT施工・BIM/CIM）

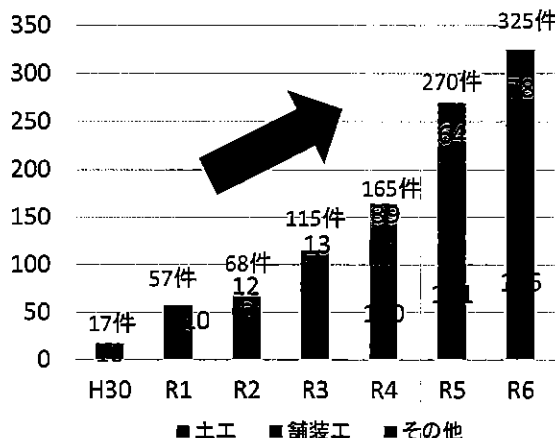
R7.7.22地域を支える建設業検討会議「施工・品質確保分科会」

建設部 企画・管理課

<ICT施工>

①ICT活用工事の実施

- 長野県発注工事において、国土交通省の適用工種の全てを適用。また、施工プロセスの一部実施も可能。
- 令和6年度は、建設部で325件のICT活用工事を実施。年々実施件数が着実に増加。



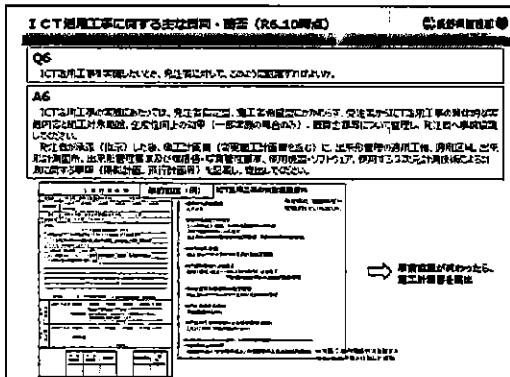
②現場研修会の開催

- ICT施工の更なる普及を目指し、「ICT・BIM/CIM現場研修会」を開催。
- 県職員のほか、建設業協会員も参加し、国土交通省発注工事など先進事例の現場を研修。



③ICT活用工事FAQの公表

- 受発注者双方の理解促進を図るため、「県工事におけるICT活用工事に関する主な質問・回答」を作成・公表。
- 要領類の解釈や、県工事におけるICT活用工事実施時の協議方法などを整理。



<BIM/CIM>

①BIM/CIMの実施

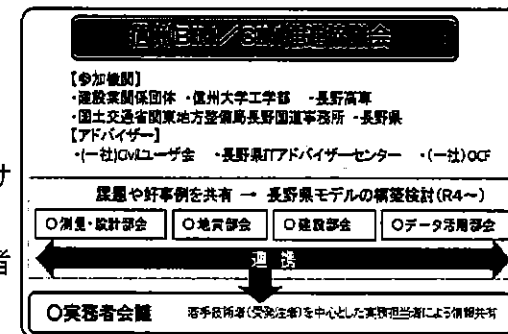
- 「土木関連業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針」に基づき、BIM/CIMの取組を実施。
- 実施した業務・工事では、「取組説明資料」を作成し、業界全体で事例を共有。

(取組説明資料 例)



②信州BIM/CIM推進協議会

- 産官学で構成する「信州BIM/CIM推進協議会」により課題や好事例を共有。
- 4つの部会により各セクションで抱える課題の解決に向けて意見交換。
- 実務者会議では、実務担当者間でBIM/CIM関連の最新動向などを情報共有。



③初心者向けハンズオン講習会

- BIM/CIM活用業務・工事の普及に向け、初心者向けのハンズオン講習会を開催。（受注者が対象）
- BIM/CIMの概論から、実際に3DCADを操作する講習までを幅広く企画。



建設部のDX推進に関する取組

長野県建設部では、建設DXの推進に向けて「建設部DX実施計画」を策定しました。（令和6年3月）

PDF 建設部DX実施計画（PDF：4,815KB）

建設部DX実施計画について

背景・課題

2020年の新型コロナウイルスの感染拡大を契機として社会全体でデジタル化が進展し、テレワークやオンライン会議等をはじめとした非接触・リモート型の業務形態が急速に浸透するなど、働き方を含めた生活様式が大きく変容しました。また近年、豪雨・豪雪・地震等の災害は頻発・甚大化しており、県民の生命・財産を守り、社会・経済活動を維持していくためのインフラ整備への社会的要請がより高まっているところです。しかし、暮らしの基盤を支え、地域の守り手である建設産業は、担い手の減少や高齢化が進行しており、インフラの発展は元より、維持していくことが困難になると予想されています。建設産業の安定的な運営を図りつつ、持続的な発展を実現していくためには、デジタル技術を活用した業務の効率化や生産性向上等を推進する必要があります。

位置付け

「建設部DX実施計画」は、建設部の施策の中からインフラ分野のDX推進に係る取組を挙げ、現状から目指す姿へ移行していくための具体的な工程を示した実施計画です。大別された5つの項目の中に位置づけた計22の取組ごとの目標を達成し、着実な建設DXの推進を目指します。

目的

「建設部DX実施計画」に基づき、長野県の建設DXを推進することで、県民サービスの向上や事業者・県職員等の負担軽減、先端技術の活用等による生産性向上を図ることを目的とします。

計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。

<掲載先>

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensetsudx.html>

（県公式ホームページ）

建設部DX実施計画

令和6年（2024年）3月
長野県建設部

<位置づけられているDXの取組>

1 行政手続の効率化

- ① 建設業許可・経営事項審査の電子申請（建設政策課）
- ② 公共工事等の事務の効率化（1）（2）（技術管理室）
- ③ 建築基準法上の道路情報に係る閲覧書類の電子化（建築住宅課）

2 生産性向上

- ④ 電子納品保管管理システム（オンライン電子納品）の導入（技術管理室）
- ⑤ トンネル走行画像計測システムの導入（道路管理課）
- ⑥ 砂防施設点検の効率化（砂防課）

3 働き方改革

- ⑦ 建設工事等における遠隔臨場の推進（技術管理室）
- ⑧ 建設DX講習会の開催（技術管理室）
- ⑨ 道路点検システムの導入（道路管理課）
- ⑩ 除雪業務の効率化（道路管理課）
- ⑪ 道路交通量調査への機械観測導入（道路建設課）
- ⑫ 県管理ダムに遠隔操作システムを完装（河川課）
- ⑬ 河川監視・施設点検の効率化（河川課）
- ⑭ 砂防業務支援システムの導入（砂防課）
- ⑮ 建築基準法に基づく届出受付業務のRPA化（建築住宅課）
- ⑯ 県営住宅管理システムの改修（公営住宅室）
- ⑰ 県有施設営繕手帳の効率化（施設課）

4 災害対応・危機管理体制の強化

- ⑱ 県管理ダムの流入量予測システムにAIを活用（河川課）
- ⑲ 長野県災害情報共有システムの利用推進（技術管理室）

5 データ活用環境・体制の構築

- ㉑ 長野県インフラデータプラットフォームの活用拡大（技術管理室）
- ㉒ 航空測量データの取得と活用（砂防課）
- ㉓ 3D都市モデルの整備・促進（都市・まちづくり課）

信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会(第10回) 次第

日 時：令和7年6月2日(月) 13:30～

場 所：オンライン会議

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会規約の改正について 【資料1】

令和7年度協議会体制及びスケジュールについて 【資料2】

令和7年度信州健康ゼロエネ住宅助成金について 【資料3】

(2) 報告事項

最近の国の動向について(住宅性能表示制度の見直し) 【資料4・5】

4 その他

5 閉 会

配布資料一覧

次第	
信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会(第10回)出席者名簿	
信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会規約の改正について	資料1
令和7年度協議会体制及びスケジュールについて	資料2
令和7年度信州健康ゼロエネ住宅助成金について	資料3
住宅性能表示制度の見直し	資料4
信州健康ゼロエネ住宅における一次エネルギー消費量の削減	資料5

資料2

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT **GOALS**
[長野県は「SDGs未来都市」です]

2050 ZERO
CARBON
NAGANO
2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

令和7年度協議会体制及びスケジュール



しあわせ信州

■ 令和7年度協議会体制（令和6年度と変更ありません）

■ 役員

信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会規約

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

（1）会長 1名

（2）副会長 2名

2 会長は、会員の互選により選任する。

3 副会長は、会長が指名し、会委の同意を得て選任する。

信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会内規・持ち回り表

1 会長・副会長について

（1）会長・副会長に関する基本事項

ア)任期 原則2年間とする

イ)会長 設計関係団体及び施工関係団体交互に選任する

ウ)副会長 副会長のうち1団体は次期会長を選任し、

もう1団体は市町村を充てる

年 度	会 長	副会長	
R4～5	長野県建築住宅課	建築士会	建設業協会
R6～7	建築士会【設】	建設業協会	長野市
R8～9	建設業協会【施】	建築士事務所協会	松本市
R10～11	建築士事務所協会【設】	建設労働組合連合会	上田市

■ 令和7年度協議会体制（令和6年度と変更ありません）

【会長】

（公社）長野県建築士会

西村 文彦

【副会長】

（一社）長野県建設業協会

長坂 亘治

長野市建設部住宅課

三浦 敦

【事務局】

長野県建設部建築住宅課

■ 令和7年度協議会スケジュール

■ スケジュール（予定）

時期	内容
令和7年6月2日	信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会（第10回）
令和7年7月以降	各部会
令和7年10～11月	信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会（第11回）
令和7年12月以降	各部会
令和8年2～3月	信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会（第12回）

- ・協議会の日程は、事務局で日程調整を行います。
- ・各部会は、各部会担当者（建築住宅課担当者）が日程調整を行います。

資料 3

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT **GOALS**

[長野県は「SDGs未来都市」です]



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

令和 7 年度信州健康ゼロエネ住宅助成金について



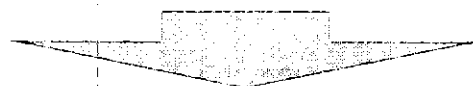
しあわせ信州

■ 令和7年度 信州健康ゼロエネ住宅助成金の変更点【新築タイプ】

■ 助成金額

令和6年度

区分	基本額	加算額	助成金上限額
最低基準	50万円（40万円）	60万円（40万円）	110万円（80万円）
推奨基準	120万円（110万円）		180万円（150万円）
先導基準	140万円（130万円）		200万円（170万円）



令和7年度

区分	基本額	加算額	助成金上限額
最低基準	30万円（20万円）	70万円（40万円）	100万円（60万円）
推奨基準	110万円（100万円）		180万円（140万円）
先導基準	130万円（120万円）		200万円（160万円）

- ✓ ZEH基準適合義務化を見据え、より高性能な住宅の普及を図るため、最低基準の助成金上限額を引き下げ
- ✓ 昨年度の申請状況から、より多くの住宅に補助するため、基本額上限額を引き下げ

■ 令和7年度 信州健康ゼロエネ住宅助成金の変更点【新築タイプ】

■ V 2 H 充放電システム導入に係る加算額の引き上げ

選択項目

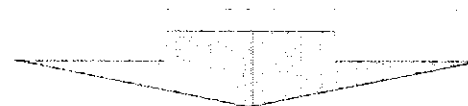
①～⑧のいずれかの要件に該当する場合は、

右欄に掲げる金額を加算(加算額の上限は70万円又は40万円)

	要件	加算額
①	県産木材を0.12～0.16㎡/㎡使用	10万円
	県産木材を0.16㎡/㎡以上使用	20万円
②	伝統技能（左官仕上げ壁、国産瓦葺き、県内業者製作の） を活用（木製建具及び畳のいずれか2つ以上）	10万円
③	太陽熱利用給湯システムの設置(集熱面積4㎡以上)	10万円
④	蓄電池の設置(蓄電容量4kwh以上)	10万円
⑤	V2H充放電システムの設置(充電3kw以上、放電3kw以上)	15万円
⑥	地中熱ヒートポンプシステムの設置(クローズドループ又はオープンループ)	10万円
⑦	県が定めるゼロエネルギー達成※11	20万円
⑧	長期優良住宅認定の取得	10万円

令和 6 年度

加算項目：V 2 H 充放電システムの設置
加算額：10万円



令和 7 年度

加算項目：V 2 H 充放電システムの設置
加算額：15万円

✓ 2050ゼロカーボンの実現に向け、運輸部門の取組みとして、V 2 H 充放電システムの補助により、間接的にE V 普及を促進

■ 令和7年度 信州健康ゼロエネ住宅助成金の変更点【リフォームタイプ】

■ 助成対象住宅

》助成対象住宅《 以下のいずれにも該当する住宅

● 県内に所在する住宅（住宅部分が1/2以上の店舗併用住宅を含む） ● 再生可能性エネルギー設備等の導入について検討を行ったもの

※賃貸住宅は、空き家バンクに登録済の賃貸用戸建て住宅に限る

令和6年度

助成対象住宅：県内においてリフォーム工事を実施する住宅（賃貸住宅、給与住宅を除く）



令和7年度

助成対象住宅：県内においてリフォーム工事を実施する住宅（賃貸住宅（空き家バンクに登録済みの賃貸用戸建住宅は除く）、給与住宅を除く）

- ✓ 空き家対策の一環として、県外移住者から希望が多い賃貸住宅（通称：お試し住宅）の普及を図るため、空き家バンクに登録済みの空家に限り、賃貸住宅を補助対象に追加

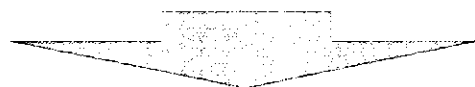
■ 令和7年度 信州健康ゼロエネ住宅助成金の変更点【リフォームタイプ】

■ 助成対象工事

①	ZEH化リフォーム	寝室、脱衣室、浴室、トイレ及びキッチンを含む、住宅部分を信州健康ゼロエネ住宅指針※1の最低基準（外皮及び一次エネルギー消費量）以上に適合させる断熱改修等	
②	健康省エネ リフォーム※2 （ア又はイ）	ア	浴室及び脱衣室又は寝室について 外気等に接する壁、床、天井又は屋根の見付面積10㎡以上の部分を断熱改修（改修部分の合計で可） かつ、外気等に接するすべての建具の断熱改修（既に断熱性能がある建具の改修は不要）
		イ	住宅部分全体の外気等に接する床、天井又は屋根の断熱改修

令和6年度

ZEH化リフォーム：住宅部分を信州健康ゼロエネ住宅指針の最低基準以上に適合させる断熱改修



令和7年度

ZEH化リフォーム：寝室、脱衣室、浴室、トイレ及びキッチンを含む住宅部分を信州健康ゼロエネ住宅指針の最低基準以上に適合させる断熱改修

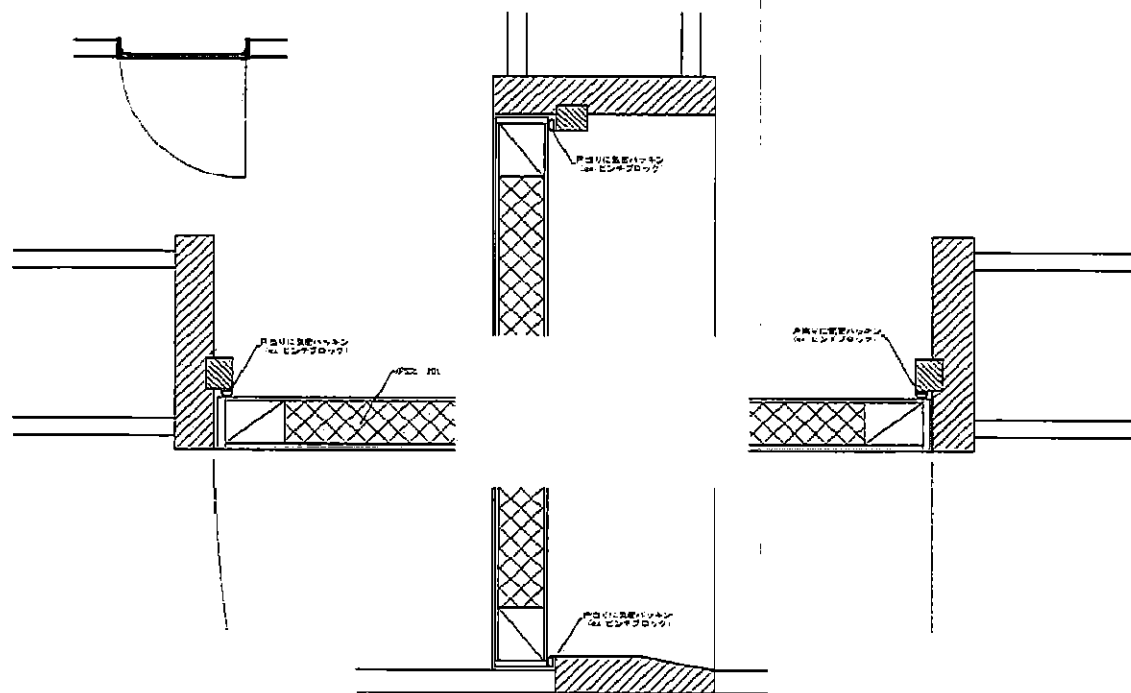
- ✓ 2050ゼロカーボン実現のため、既存ストック住宅の省エネ改修を推進
- ✓ 住宅の「部分ZEH化リフォーム」を助成対象にし、需要の高いリフォーム工事に対応

■ 令和7年度 信州健康ゼロエネ住宅助成金の変更点【リフォームタイプ】

■ ZEH化リフォームに係る断熱区画部分の内部建具 標準仕様（参考図）

- 住宅の内部で断熱区画を設定するZEH化リフォームを行う場合、断熱区画部分の建具については、一般的な内部建具では効果的に区画ができません。
- しかしながら、外部建具を使うことも現実的ではありません。
- そこで、一般的な内部建具とする場合であっても、ZEH化した部分の快適性を担保するため、気密パッキン
を施工する方法（下図）を標準仕様とします。

※ 信州健康ゼロエネ住宅助成金（ZEH化リフォーム）交付の必須要件ではありませんが、よりZEH化リフォームの効果を高く実感していただくため、ぜひ参考としてください。



参考図

※評価方法について

- 標準仕様や、その他断熱材を入れた製作建具とした場合にも、木製建具の数値（ $6.51\text{W/m}^2\cdot\text{K}$ ）により評価してください。
- なお、JISに基づく計算を行った場合には、その数値を使うことも可能です。

■ 信州健康ゼロエネ住宅助成金の申請実績

令和7年度

(令和7年5月29日時点)

【新 築】

- ・想定件数 現年分210件
- ・実績件数 **現年分：85件/210件 (40%)**
< 最低基準：32件、推奨基準：37件、先導基準：16件 >
- ・平均額 約111万円/件

【リフォーム】

- ・想定件数 現年分80件
- ・実績件数 **現年分：9件/80件 (11%)**
< ZEH化リフォーム：1件、健康省エネリフォーム：8件 >

令和6年度

(令和7年5月13日時点)

【新 築】

- ・想定件数 256件 (現年分170件、債務分85件)
- ・実績件数 現年分：176件/170件 (104%) 、債務分：80件/85件 (94%)
< 最低基準：77件、推奨基準：143件、先導基準：36件 >
- ・平均額 約125万円/件

【リフォーム】

- ・想定件数 83件 (現年分110件、債務分17件)
- ・実績件数 現年分：70件/110件 (63%) 、債務分：13件/17件 (76%)
< ZEH化リフォーム：8件、健康省エネリフォーム：75件 >

1 条例の名称

信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例（通称：県産材利用促進条例）

※ 長野県議会の環境政策推進議員連盟に「県産材利用・脱炭素推進条例制定検討調査会」を設けて検討（令和6年3月～）（長野県関係部局 … 環境部、建設部、林務部）

2 主な内容

(1) 県の責務

県は県産材の利用促進に関する施策を総合的に策定・実施

(2) 基本方針

県は県産材の利用促進に関する施策の総合的な推進を図るため、基本的な方針を策定

→ 現行の「県産材利用方針」の大幅見直しにより対応

(3) 基本的施策

① 県による率先利用

県が整備する公共建築物・公共土木施設の整備等に当たっては、自ら率先して県産材を利用

② その他の施策

- ・ 建築物での利用促進（市町村の公共建築物、住宅 等）
- ・ 建築物以外での利用促進（市町村の公共土木施設、県産材製品、木質バイオマス）
- ・ 安定供給、産地づくり・販路拡大、研究開発、人材の確保・育成、普及啓発
- ・ 脱炭素化に向けた取組（カーボンクレジット等）、木材以外の林産物（竹など）の利用促進

(4) その他

- ・ 財政上の措置
- ・ 施策の実施状況の議会報告・公表



3 条例の交付

・令和7年3月10日に条例公布・施行

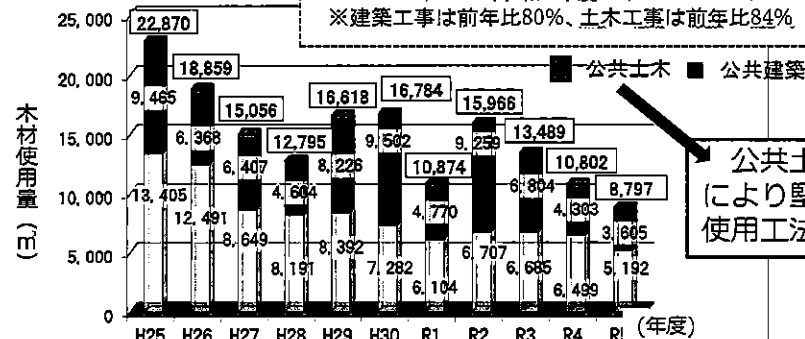
県産木材の利用促進に向けての検討

令和7年3月に県産材利用促進条例が施行、県は公共建築物及び公共土木施設の整備等で率先して県産木材利用を規定

➡ 長野県 県産材利用促進連絡会議 公共土木部会（林務部、環境部、農政部、建設部）で検討

➡ 持続可能な脱炭素社会の実現、循環型社会の形成に向け、公共土木事業での県産木材利用促進を図る

公共事業における木材使用実績 (国、市町村、県)



公共土木事業では、近年の多発的災害により堅固な防災施設の建設が増、木材使用工法が減となり木材使用量は減少傾向

【重点的に木材利用を推進する工法】



長野県産木材のある暮らしをマークしました

こちらから➡



【長野県産木材ロゴマーク・キャッチフレーズ】

令和7年度以降の公共土木事業で木材利用を促す取組

○工事・業務委託に係る現場説明書等に県産木材利用を明記

・工事は現場環境改善費等での県産木材利用を明記

○林務部：現場説明書 ○建設部：誰もが働きやすい現場環境づくりモデル工事試行要領

・業務委託は設計時に木材使用工法の検討を各部の共通仕様書に明記

○林務部：現場説明書、共通仕様書 ○建設部・農政部：共通仕様書

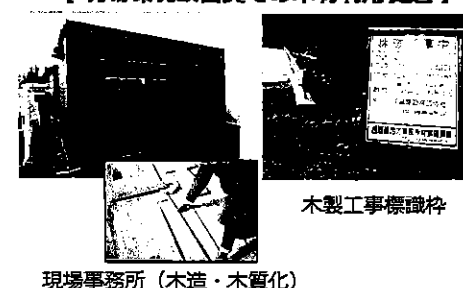
○工事成績評価の考査項目に「県産木材利用」を評価する項目を追加

・創意工夫：県産木材を使用した工法(仮設工含む)を実施した工事を評価

・社会性等：「現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った」

について事例を追加(例：景観配慮で県産木材を使用した現場事務所、工事看板の木造化・木質化)

【現場環境改善費での木材利用促進】



令和7年度 建設技術委員会活動計画について

1. 土木に関すること（土木小委員会）

- ① DXの推進（ICT、BIM／CIM、i-construction等）
- ② 設計に関する手戻り工事の改善に向けた対応
- ③ 盛土規制法の規制区域指定にかかる課題
- ④ その他土木に関する各種取組

2. 建築に関すること（建築小委員会）

- ① 国交省長野営繕事務所及び長野県（建築部門）との意見交換会
- ② 信州大学工学部建築学科との現場見学会及び意見交換会
- ③ 信州大学建築学科学生設計コンペ
- ④ その他建築に関する各種取組

3. 外部団体への参加

- ① 信州BIM／CIM推進協議会
- ② 信州ゼロエネ住宅普及促進協議会

令和 7 年度 建設技術委員会活動スケジュール

1 第 1 回委員会 6月 25 日

2 ICT・BIM/CIM 現場視察(先進事例の状況把握) 8月8日

○北信建設事務所発注工事

3 長野県との土木関係意見交換会 8 月～9 月

○工事開始後の手戻り案件

○盛土規制法適用後の課題

4 信州大学工学部建築学科現場見学会 10 月下旬～11 月

○信州大学工学部建築学科2年生の建築現場見学及び意見交換会

長野第1地方合同庁舎A棟(仮称)工事(国土交通省関東地方整備局発注)を予定

5 長野県との建築関係意見交換会 10 月～11 月(7月14日に県と打ち合わせ)

○長野県が発注する公共工事の諸課題について(協会提案議題)

6 国交省長野営繕事務所との意見交換会 10 月下旬～11 月

(見学会と同日を依頼中)

7 信州 BIM/CIM 推進協議会建設部会 2月

8 第2回建設技術委員会 3月

第 48 回維持管理・危機管理分科会 実施概要

アンダーライン部分は協会からの意見等

1 開催日時 : 令和 7 年 7 月 23 日 (水) 10:00~12:00

2 開催場所 : 長野市 長建ビル 3 階会議室

3 議 事

(1) 県からの報告

○ 建設工事等における低入札価格調査制度の見直し (案) について (技術管理室)

(県) 昨年度の県契約審議会において、調査基準価格や失格基準価格は「変動制」を維持する等の『制度の見直し方針』への理解が得られたことから、更に入札状況の分析を行い作成した『制度の見直し (案)』は以下のとおり。

- ・算定対象の入札者が 5 者以上の場合、平均価格から「標準偏差×定数」を減算

調査基準価格 (案) : 応札額の平均値 -0.5σ

失格基準価格 (案) : 応札額の平均値 -1.5σ

※ R6 入札案件を分析の結果、上記定数 (-0.5 、 -1.5) の設定が妥当と考える。

- ・調査基準価格、失格基準価格の下限値を引き上げるとともに、上限値は設定しない。

- ・算定対象の入札者が 5 者未満の場合、5 者以上の場合の下限値とする。

- ・算定対象の入札者の平均価格 (現行の調査基準価格) から新たに算定する調査基準価格までの間の入札者を全て価格最高点とする。

今後、令和 7 年度第 2 回県契約審議会で審議し、令和 8 年 4 月改定を目指す。

○ 第 2 回道路パトロール訓練について (道路管理課)

(県) 本年度は、建設事務所と協会各支部と協力して以下の内容で実施する。

- ・例年同様『大規模地震発生時の道路パトロール』を県主催、JV 単位で実施
- ・基本実施日は 9 月 18 日 (木) 9 : 00 ~ (都合により以降の日に変更可)
- ・日程調整およびシナリオ作成等は、建設事務所と JV との協議で決定
- ・報告は Survey 123 を利用、非会員への操作説明は建設事務所が実施

○ 令和 6 年度の除雪について (道路管理課)

(県) 県の除雪費は過去 5 年平均 60 億円で推移していたが、令和 6 年度は過去最高の 97 億円となった。理由は①12 月下旬と 1 月上旬に強い冬型の気圧配置により北部を中心にまとまった降雪があった事、②あまり降らなかった中南信でも 2 ~ 3 月にかけて低気圧の影響で広範囲に降雪あった事による。

これにより、県内 13 地点の日ごとの平均積雪量の合計は令和 3 年度の 484.5cm に次ぐ 416.4cm であった。

また、北部が例年の 1.1 ~ 1.4 倍の積雪量だったのに対し、中南部は 0.6 ~ 0.9 倍と地域差が激しかった。

○ 長野県インフラデータプラットフォームの改良について（技術管理室）

（県）第1回目のパトロール訓練実施後のアンケートにおいて、Survey123で投稿した自分のデータを確認できる様にして欲しいとの要望に対し、現在まだダッシュボード構築中につきお見せすることができないが、使い勝手について頂いたご意見をもとに改良した投稿フォームについて、本日実際に見て頂く。

（2）協会からの報告

○ 除融雪実態調査の結果報告について

（協会）今後、除融雪業務から撤退する業者が多くなると予想されることから、当該業務を実施する会員あて「除融雪業務に関する実態調査」を実施したところ『5年後、当該業務を続けられない、続けられるかわからないという企業の合計が半数以上を占める』というアンケート結果となった。続けられない理由としては、慢性的なオペレーター不足や、機械の維持管理費が賄いきれない等が多い。

つについてはこのような危機的状況を踏まえ、除融雪業務に特化した検討会議を道路管理者である県に立上げて頂き、協会も一緒に対策を考えていきたい。

（協会）5年後続けられない、わからないという過半数を超える企業に、いかに続けてもらえるかの対応が大事である。また、豪雪地域と少雪地域では課題も様々であり、地域の特性を踏まえ検討していかななくてはならない。

（協会）将来を見据えた除融雪業務に関する調査というのは初めてだと思うが、この県の現状は市町村へも波及しかねないと思われるので、徐々に対策を練っていかないと間に合わなくなる。例えばワンオペ対応についてエリアを限定して試行し、結果をフィードバックする等の試行錯誤を繰り返しながら実施していくのがよいのではないか。

（県）昨年度の降雪の状況もあるが、人件費の高騰が除雪費全体の増に影響しており、県の予算も大変厳しい。その様な状況の中で、諸課題についてしっかり議論していくためには、まずコアなメンバーで実情を踏まえた議論を深め、そこで出された提案について大きな会議で意見を貰うという形式を考えている。

（3）意見交換

（協会より）現在、道路災害に対してはインフラネットプラットフォームを利用した訓練を行っているが、上水道が国交省の管轄となる中、県は環境部にある上下水道の管轄を今後どうするのか見解をお聞きしたい。

（県）上下水道が環境部に属しているのは、それなりの理由があるものと理解しており、国交省に併せてすぐに県の組織改編というわけにはいかないと思う。道路を管理する上で占有者と互いに連携してやっていく必要があり、今の体制の中で路面下の状況をしっかり把握し対応していきたい。また、今後の状況を報告させて頂きたい。

(県より) 総合評価落札方式において「土木一式」、「建築一式」につきましては、全ての業種の成績評定点の平均により評価されていることから、土木一式工事の受注を希望する企業からは、評定点の伸びない建築営繕の修繕工事などを受注することにより平均点が上がらないことを懸念して、その受注を躊躇するとの声がある。については、このような弊害をなくすため、「土木一式」、「建築一式」の成績評定の平均算定において、建築営繕の修繕工事などの専門工事を対象外とするよう協会より制度の見直しを要望されている。

それに対し、県としては以下の変更案を提案したい。

① 土木一式工事については、建築工事一式を除いた土木一式のみで成績点を算出

② 建築一式工事については、従来通り土木一式と合算して成績点を算出

⇒ただし、②についてはある協会支部から「建築一式も業種別にするよう」要望を挙げられており、調査可能であった過去約 10 年間の建築一式工事における工事成績評定点件数の一覧を示すが、過去 2 年ないしは 4 年間では建築工事の件数が少ないため加点要素として相応しくないものとする。

「地域を支える建設業」検討会議
第48回 維持管理・危機管理分科会

日時：令和7年7月23日（水）

10時00分～12時00分

場所：長建ビル3階会議室

会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 議事内容

（1）県からの報告

- ・建設工事等における低入札価格調査制度の見直し(案)について（県資料-1）
- ・第2回道路パトロール訓練について（県資料-2）
- ・令和6年度の除雪について（県資料-3）
- ・長野県インフラデータプラットフォームの改良について（画面説明）

（2）協会からの報告

- ・除融雪実態調査の結果報告について

（3）意見交換

4 その他

5 閉会

「地域を支える建設業」検討会議
第48回維持管理・危機管理分科会

出席者名簿

第48回維持管理・危機管理分科会（令和7年7月23日）

	参加者			備 考
	所属	役職	氏名	
維持管理・ 危機管理分科会	(一社) 長野県 建設業協会	副会長	深澤 信治	座長
		建設政策委員長	北條 將隆	
		同 副委員長	大井 康史	
		同 副委員長	大原 篤	
		特任理事	大月 昭二	
		常務理事	岩下 康之	
		労働安全部長	宮尾 賢治	※
	長野県建設部	副主任専門指導員	山口 剛	※
		副主任専門指導員	小西 陽子	
		専門指導員	倉科 宏	
		専門指導員	入戸 康輝	
		主 査	武田 和朗	
		主 任	折井 貴臣	
	道路管理課	企画幹兼 安全防災係長	下平 晃稔	
		課長補佐兼 維持舗装係長	小宮山 秀一	

※：運営責任者

建設工事等における低入札価格調査制度の見直し方針（案）

令和6年度第4回長野県契約審議会で、調査基準価格や失格基準価格の算定方法を含む、低入札価格調査制度の見直し方針を説明し大筋で理解を得られた。

引き続き、入札状況の分析を行い低入札価格調査制度の見直し（案）を作成した。

〔見直し方針〕

- ① 長野県のこれまでの取組方針を踏まえ、「変動制」を維持する
- ② 算定対象の入札者が5社以上の場合は、その平均価格から「標準偏差×定数」を減算した価格を調査基準価格、失格基準価格とする
- ③ 調査基準価格、失格基準価格の下限値を引き上げるとともに、上限値は設定しない
- ④ 算定対象の入札者が5社未満の場合は、5社以上の場合の下限値を調査基準価格、失格基準価格とする
- ⑤ 総合評価落札方式における価格最高点に幅を設ける

〔見直し案〕

- ① 算定方法について、算定対象の入札者が5社以上の場合は、その平均価格から「標準偏差×定数」を減算した価格を調査基準価格、失格基準価格とする
 調査基準価格：応札額の平均値-0.5 σ （案）
 失格基準価格：応札額の平均値-1.5 σ （案）

定数の設定については、令和6年度の入札案件を分析し（代表的な事例を別紙（事例1から事例4及び仮事例1、2）に示す）調査基準価格については-0.5、失格基準価格については-1.5が妥当ではないかと考えている

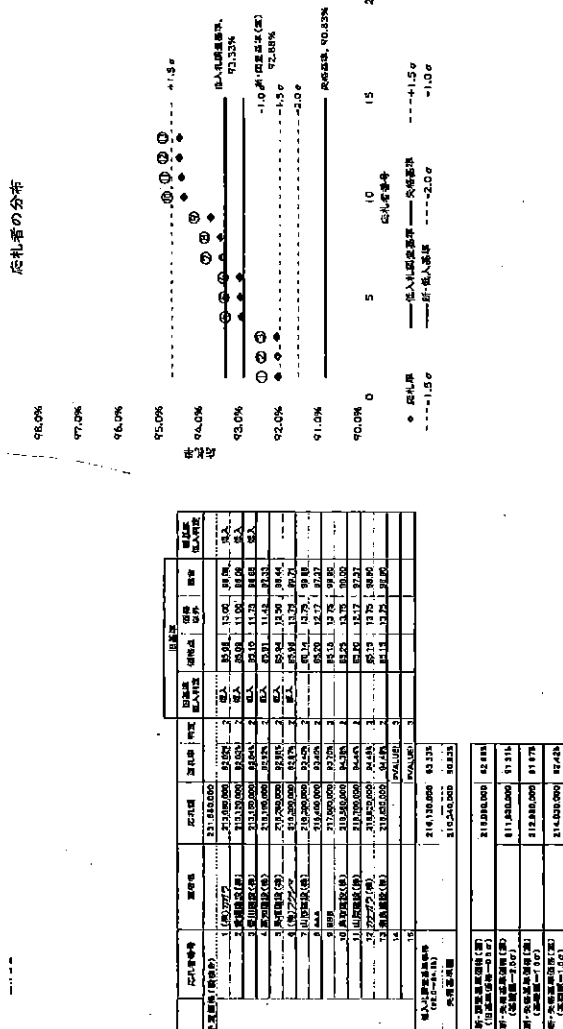
- ② 調査基準価格、失格基準価格の下限値を引き上げるとともに、上限値は設定しない
- ③ 算定対象の入札者が5社未満の場合は、5社以上の場合の下限値を調査基準価格、失格基準価格とする
- ④ 総合評価落札方式においては、制度の趣旨を踏まえ、価格最高点を狙った過度な競争を抑制するため、価格点の算定方法を見直し、算定対象の入札者の平均価格（現行の調査基準価格）から新たに算定する調査基準価格までの間の入札者を価格最高点とすることで、入札価格にばらつきが生まれ、過度な競争の抑制が図られると想定する

〔今後の予定〕

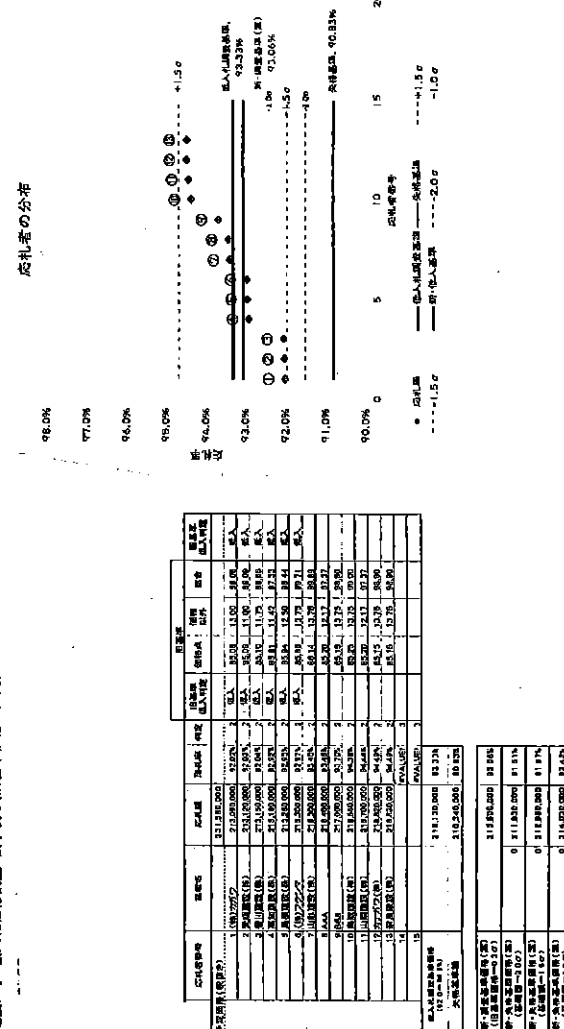
- ① 低入札価格調査制度を見直し、入札行動にも変化が見られることが想定されるため、制度見直し後も入札状況を注視し適正な制度となるよう引き続き分析を行い、必要が生じた場合は定数を含めた算定方法の見直しを行ってまいりたい
- ② 令和7年度第2回長野県契約審議会で審議予定
- ③ 低入札価格制度の見直しについては、システム改修等の進捗状況にもよるが、令和8年4月改定を目指す

建設工事 低入札価格調査 仮事例2

建設工事 低入札価格調査 仮事例2 (旧基準価格-0.5%)



建設工事 低入札価格調査 仮事例2 (旧基準価格-0.3%)



低入札調査判定比較表

番号	業名	応札額	落札率	旧基準	新基準	備考
1	(株)フジ	213,090,000	92.02%	低入	-0.5δ	低入
2	愛媛建設(株)	213,120,000	92.03%	低入	-0.3δ	低入
3	香川建設(株)	213,150,000	92.04%	低入	低入	低入
4	高知建設(株)	215,190,000	92.92%	低入	低入	低入
5	島根建設(株)	215,260,000	92.95%	低入	低入	低入
6	(株)フジ	215,300,000	92.97%	低入	低入	低入
7	山形建設(株)	216,300,000	93.40%	低入	低入	低入
8	AAA	216,400,000	93.45%	低入	低入	低入
9	BBB	217,000,000	93.70%	低入	低入	低入
10	徳島建設(株)	218,560,000	94.38%	低入	低入	低入
11	山梨建設(株)	218,700,000	94.44%	低入	低入	低入
12	力カワ	218,820,000	94.49%	低入	低入	低入
13	奈良建設(株)	218,930,000	94.49%	低入	低入	低入
14			#VALUE!			
15			#VALUE!			
低入札調査対象		低入札調査対象	6	3	5	6

事務連絡

令和7年(2025年)7月23日

建設事務所長 様

道路管理課長

令和7年度 道路維持補修工事受注者による大規模地震発生時の
道路パトロール訓練の実施について (依頼)

標記について、例年実施を依頼しているところですが、本年度は各建設業協会の支部と協力して実施いたします。各JVと打合せの上、下記について報告いただきますようお願いいたします。

記

1 訓練実施項目

「03 大規模地震時パトロール訓練フロー.pptx」の各項目について訓練を実施してください。

2 訓練実施日の報告について

(1) 基本実施日 令和7年9月18日(木) 9:00～

(基本的に9月18日に実施してください。都合によりこれ以降の日に変更いただいても構いません。)

(2) 実施日報告 各JVと打合せの上、「05【〇〇建】実施日報告.xls」にて報告

(3) 提出期限 令和7年8月8日(金)

(4) 提出方法 道路管理課維持舗装係 竹内までメールで提出してください。

メールアドレス: michikanri-i@pref.nagano.lg.jp

3 訓練シナリオの提出について

(1) 提出様式 「04(〇〇事務所)訓練シナリオ.xlsx」

(2) 提出期限 令和7年9月5日(金)

(3) 提出方法 道路管理課維持舗装係 竹内までメールで提出してください。

メールアドレス: michikanri-i@pref.nagano.lg.jp

4 その他

・訓練実施後に振り返りについて別途提出の依頼をいたします。シナリオの各項目についての実施・未実施(実施確認のチェックボックス)と参加人数、反省点を提出いただく予定です。

(問い合わせ先)

道路管理課維持舗装係 小宮山、竹内

電話: 026-235-7302 (直通)

防災無線: 8-231-3398

メール: michikanri-i@pref.nagano.lg.jp

緊急輸送道路パトロール訓練概要

1. はじめに

現在、小規模 JV では受注した地区の建設事務所管内において、震度 6 弱以上の地震が発生し、かつ受注地区の市町村で震度 4 以上を観測した場合に、建設事務所等からの連絡の有無に係わらず自主的に道路パトロールに出動することとなっています。

例年、9 月頃に事務所ごとに実施しているところですが、本年度は各建設業協会の支部と協力して実施する運びとなりました。

つきましては、実際の発災時に則した訓練とするため、訓練項目の明確化とシナリオの設定をしたいと考えておりますので、下記を確認しシナリオの作成と JV との打合せをお願いいたします。

2. 主催

長野県

3. 実施日

令和 7 年 9 月 18 日

(あくまで代表日なので、都合によりこれ以降の日に変更いただいても構いません。)

4. 実施方法

- ① 「大規模地震時パトロール訓練フロー」の各項目について実施できるように建設事務所でシナリオを作成。
- ② シナリオ及び実施日について JV と打合せ。訓練項目について机上と実際に実施する部分を両者で確認。
- ③ 道路管理課にシナリオを提出
- ④ 訓練当日
- ⑤ 訓練を実施しての今後の課題等について提出

5. シナリオの作成について

シナリオ作成に当たっては、シナリオのサンプルを参考に事務所ごとに作成してください。なお、作成上の条件は以下のとおりです。

- ① 各 JV ごとに 1 箇所以上の通行止め箇所を設定すること。
 - ② 施工計画によりパトロールをすることとなっている業者毎に最低 1 路線はパトロールを実施するように震度の設定をすること。
- 上記を満たせば、シナリオを JV ごとに分けたりしても構いません。

大規模地震時パトロール訓練フロー

※下記の各項目について、必ず1回以上実施すること

建設事務所

JV

震度6弱以上の地震発生

○啓開

○パトロール

建設事務所からの連絡の有無に係わらずパトロール出発

通行不能箇所発見

★インフラデータプラットフォームに状況を入力し事務所へ報告

バリケード等の設置を手配

迂回し、パトロールを継続

★異常がない場合もインフラデータプラットフォームへ状況を定期的に入力する

対象路線パトロール終了

事務所に連絡して対応終了

・報告を受けてJV幹事会社へ応急対応依頼

・迂回路、啓開順位の検討、指示

・通行止めについて、道路管理課に報告

・インフラデータプラットフォームに通行止め区間を登録

・クロノロジーの登録

必要人員、資機材の確保

道路啓開の実施

★インフラデータプラットフォームへ通行可能区間を登録
(今回は実施不要)

木曽建設事務所 大規模地震時パトロール訓練 サンプルシナリオ

(訓練路線：(国)361号線他(北部JV))

時刻		事象	実施確認□	
実時刻	シナリオ		JV	事務所
	9:00	震度6弱の地震が木曽町で発生。震度4以上の市町村は木曽村、上松町、大桑村、南木曽町。	—	—
シナリオのつじつまを合わせたい場合に使用してください。	9:10	北部JVパトロール開始	□	—
	9:30	神谷ランプ橋下にて土砂崩れを確認、通行不可能。	—	—
		インフラデータプラットフォームに登録	□	—
		バリケード等の通行止め処理の手配	□	—
	9:30	通行止め箇所について、応急対応(啓開)検討	—	□
		迂回路の検討	—	□
		道路管理課へ通行止め報告	—	□
		インフラデータプラットフォームに通行不能区間を登録	—	□
		クロノロジーに通行不能区間を登録	—	□
	10:00	土砂崩れ箇所を回避して、(一)姓神奈良井線より(国)361号のパトロールに復帰。	□	—
	10:30	(国)361号のパトロール完了。神谷ランプ下以外異常がないことを確認。インフラデータプラットフォームにその旨を登録。	□	—
	10:40	パトロール結果に基づき、通行可能区間を登録	—	□
	11:00	(主)奈川本担線、(一)オコシ宮ノ越(停)線、(一)宮ノ越(停)線についてそれぞれ異常がないことを確認。インフラデータプラットフォームにその旨を登録。建設事務所にパトロールが終わったことを報告。	□	—
	11:10	パトロール結果に基づき、通行可能区間を登録	—	□
		パトロール終了	—	—
	11:30	応急対応(啓開)完了、規制解除。	□	—
		インフラデータプラットフォームに状況登録	□	—
		通行止め解除報告を道路管理課へ送付。	—	□
		インフラデータプラットフォーム、クロノロジーの更新	—	□
		訓練終了		

受注地区の管内において震度6弱以上の地震が発生し、かつ受注地区の市町村に震度4以上を観測した県管理道路がパトロール対象になります。例えば、この場合、木曽管内の王滝村はパトロールの必要がありません。JVの地区割等により省略できる路線はできるだけ省略できるように設定してください。

特に建設事務所からの連絡は必要ありません。受注者が自主的にパトロールに出発する必要があります。

どこでどのような通行止めを起こすかは、事務所ごとに設定してください。各JV1箇所以上は通行止め箇所を設定するようにしてください。

道路管理課以外への送付は行わないでください。報告様式の作成に疑問点がありましたら、道路管理課に問い合わせてください。

この情報により、他事務所の迂回路検討や、パトロールの完了路線の把握を行うことができます。通行可能区間の登録について今回は実施不要。次回、実施予定。

すべての路線をパトロールする必要はありません。パトロールするとしている乗客毎に最低1路線は実施してください。それ以外の路線については、登録の訓練として、路線のどの地点でも結構なので異常がない旨の登録を行ってください。

通行可能区間の登録について今回は実施不要。次回、実施予定。

現在の体制で概ね3時間以内に全路線のパトロールが終わるかどうかが確認してください。訓練の結果、終わらないことが分かった場合には、体制の見直しを行ってください。

令和6年度 除雪費について

○ 除雪費執行状況(3月31日現在)

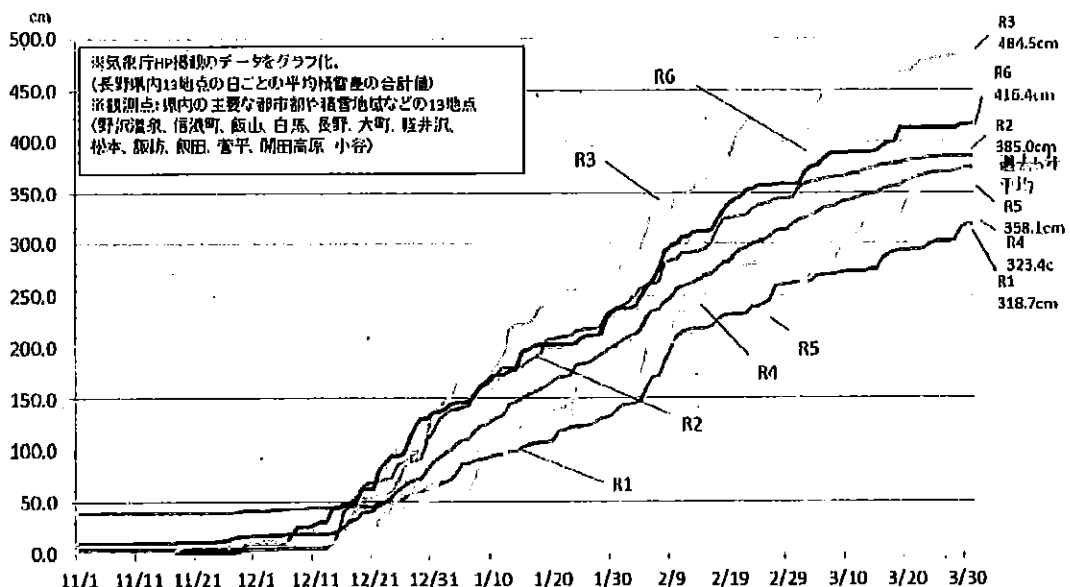
(単位:百万円)

地 域	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和5年度	過去5年平均	令和6年度 5年平均比
東 信	554	545	800	763	1,019	736	1,131 153.6%
南 信	491	521	758	753	964	697	1,046 149.9%
中 信	996	1,212	1,724	1,428	1,650	1,402	2,294 163.6%
北 信	2,260	2,971	4,465	3,242	3,374	3,262	4,968 152.3%
合 計	4,301	5,249	7,748	6,186	7,007	6,098	9,438 154.8%

注)【東信】:佐久、佐久北部、上田 【南信】:諏訪、伊那、飯田、下伊那南部
【中信】:木曽、松本、安曇野、大町 【北信】:千曲、須坂、長野、北信(中野・飯山)

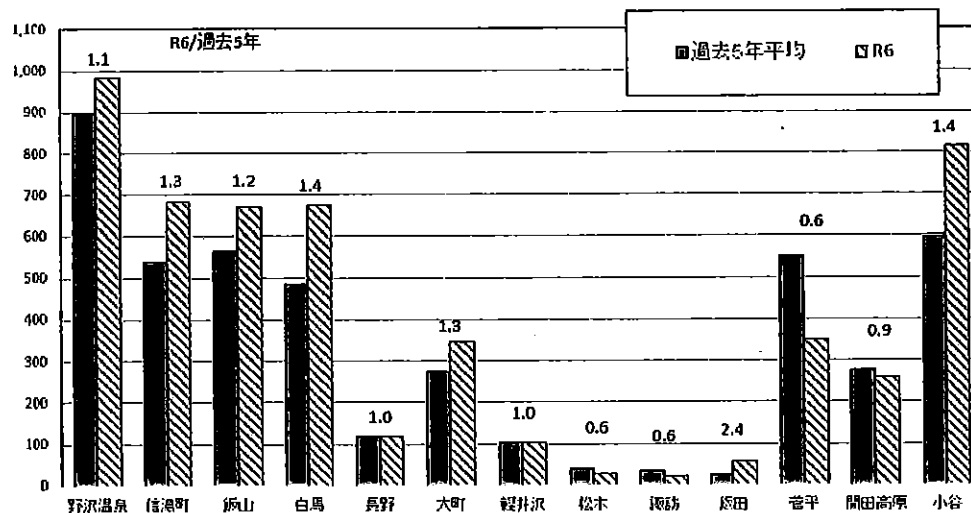
令和6年度の降雪状況

○12月下旬と1月上旬に強い冬型の気圧配置となり、北部を中心にまとまった降雪があった。
○2月～3月下旬にかけても低気圧や上空の空気の影響により、県内の広い範囲で降雪を観測した。



気象庁観測点における累加積雪量内訳

(単位:cm)



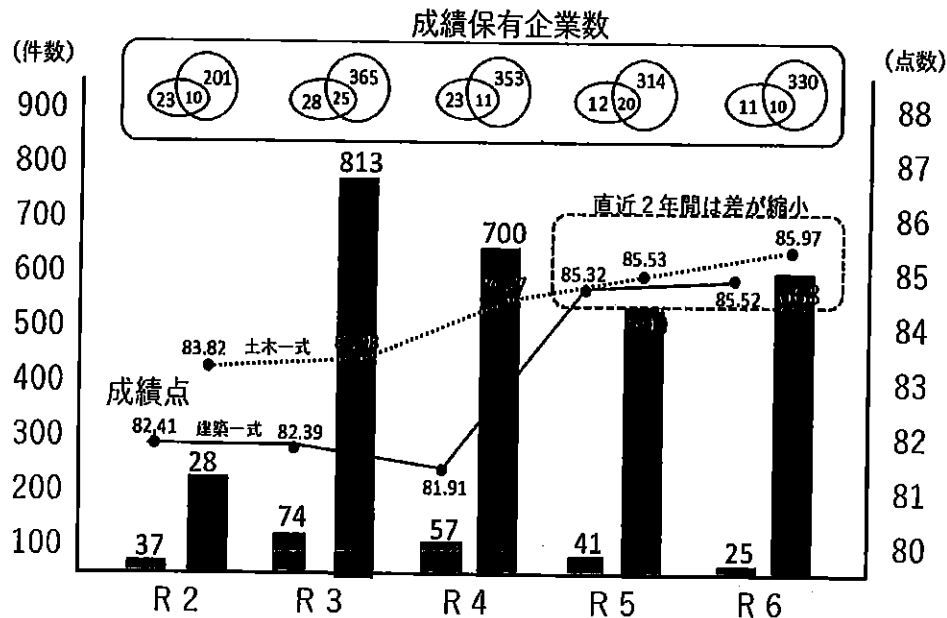
(3) 意見交換

資料 1

2025/7/23

技術管理室

「土木一式」及び「建築一式」における過去5年間（R2～R6）の工事評定点の推移



竣工年度	①建築一式			②土木一式			①②重複
	件数	平均点	企業数	件数	平均点	企業数	企業数
R 2	37	82.41	33	286	83.82	211	10
R 3	74	82.39	53	813	83.98	390	25
R 4	57	81.91	34	700	84.97	364	11
R 5	41	85.32	32	590	85.53	334	20
R 6	25	85.52	21	668	85.97	340	10

- ・ 建築一式は案件数が少ないため、業種別（建築一式のみ）での評価は困難
- ・ 建築一式はR 5、6 では成績点が土木一式とほぼ同様な水準
- ・ 両方の成績を有しているのは10者～25者

変更案（たたき台）

- ①土木一式工事については、建築一式を除いた土木一式のみで成績点を算出
 - ②建築一式工事については、従来どおり土木一式と合算して成績点を算出
- ②について、上小支部から建築一式も業種別にするよう要望が挙げられている
→裏面資料2 参照

建築一式工事における工事成績評定点件数一覧

評定期間:平成27年(2015年)10月1日～令和7年(2025年)3月31日(約10年間)

※業種別の成績点を管理し始めたのが平成27年10月1日からのため、それ以前のデータが無い

成績評定件数

評定件数 (件)	東信	中信	南信	北信	県外	計
1	12	9	18	19	2	60
2	6	8	9	10	4	37
3	8	2	6	7	0	23
4	2	4	0	1	0	7
5	1	1	0	3	0	5
6	2	4	3	1	0	10
7	2	3	2	2	0	9
8	1	1	2	0	0	4
9	0	0	0	1	0	1
10	0	2	1	1	0	4
11	0	0	0	0	0	0
12	0	0	1	0	0	1
13	0	1	0	1	0	2
14	0	0	1	2	0	3
15	0	0	0	0	0	0
計	34 ①	35 ②	43 ③	48 ④	6 ⑤	166 件

(参考:4ブロック別件数)

ブロック	評定件数 (件)	
東信	34	①
中信	35	②
南信	43	③
北信	48	④
県外	6	⑤
計	166	件

①4件以上の点数を持つ企業は 40社

②3件以上の点数を持つ企業は 69社

③2件以上の点数を持つ企業は106社

【検討課題】

- ・建築一式工事において業種別で成績点をカウントすべきかどうか

(理由)

上小支部との意見交換の中で議題として挙げられている

(これまでの経過と業種別の課題)

- ①過去2年ないしは4年間では建築工事の件数が少ないため加算要素として相応しくない
- ②上小支部の要望は過去15年だが、業種別成績点をカウントし始めたのは9年前なので最大で約10年間
- ③上記のとおり、9年間で成績評定を有する企業が2件以上で106社ある点を必要十分と捉えるかどうか

7 長野建協発 号 外
令和7年 6月 17日

県の除融雪業務を
実施された協会の皆様へ

(一社) 長野県建設業協会建設政策委員会
委員長 北條 將隆

『除融雪業務の実態調査』へのお願い

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より協会建設政策委員会の活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、温暖化やオペレーター不足、コストの増大等、除融雪業務を取り巻く環境は年々厳しさを増し、「これ以上続けられないのでは」という声も聞こえてきております。

つきましては、除融雪業務を実施しておられる協会の皆様の生の声を県の関係部局へ届けるため、標記調査を下記のとおり実施することといたしました。

大変お忙しいとは存じますが、今後の除融雪業務を左右する大変重要な調査となりますので、何卒ご協力をお願いいたします。

記

- 1 調査名 除融雪業務の実態調査
- 2 調査対象 昨年度、県の除融雪業務を実施された協会（JV含む）
- 3 調査期限 令和7年7月4日（金）
- 4 調査方法 Microsoft forms を利用した調査
（以下のURLよりご参加ください。なお調査は15分程度です。）
<https://forms.office.com/r/JZqJDfb4m1>

事務局：宮尾
TEL：026-228-7200
E-mail：miyao@choken.or.jp

除融雪業務に関する実態調査 Ⅱ アンケートフォーム

* 必須

1. 所属支部はどちらですか？ *

- ☐ 南佐久
- ☐ 佐久
- ☐ 上小
- ☐ 諏訪
- ☐ 伊那
- ☐ 飯田
- ☐ 木曾
- ☐ 松筑
- ☐ 安曇野
- ☐ 大北
- ☐ 更埴
- ☐ 須坂
- ☐ 中高
- ☐ 長野
- ☐ 飯山

...

2. 会社名をご記入ください。*

3. 県管理道路の除融雪業務で締結している委託契約は、企業単体またはJV構成員？*

- ☐ 企業単体
- ☐ JV構成員

4. 委託契約している業務内容は？*

- ☐ 除雪
- ☐ 融雪剤散布
- ☐ 両方

5. 今から5年後、除融雪業務を続けられると思いますか？*

- ☐ 続けられる
- ☐ 続けられない
- ☐ わからない

6. 設問5で、「続けられない」、「わからない」とお答え方、最大の理由は何ですか？*

- ☐ オペレーター不足
- ☐ 採算が合わない
- ☐ その他

7. 設問6で、「オペレーター不足」とお答えの方、最も有効と思われる解決方法は？ *

- ☐ 若いオペレーター育成
- ☐ 他の協会へ委託
- ☐ Webカメラ装着 + ワンオペ
- ☐ その他

8. 設問7で、「その他」とお答えの方、具体的な解決策をご記入ください。

9. 設問6で、「採算が合わない」とお答えの方、最も採算が合わないのは？ *

- ☐ 人件費
- ☐ 機械の維持費
- ☐ 高騰する資材、燃料費
- ☐ その他

10. 「採算が合わない」内容を具体的に記入願います。

11. 設問6で、「その他」とお答えの方、具体的な理由をご記入ください。

12. ① オペレーターの雇用形態別の年齢構成と人数は？（人数を入力） …
以降、①～⑧まであります。 *
社員（20～30代）

整数を入力してください

13. ② オペレーターの雇用形態別の年齢構成と人数は？（人数を入力）＊

社員（４０～５０代）

整数を入力してください

14. ③ オペレーターの雇用形態別の年齢構成と人数は？（人数を入力）＊

社員（６０代）

整数を入力してください

15. ④ オペレーターの雇用形態別の年齢構成と人数は？（人数を入力）＊

社員（７０代）

整数を入力してください

16. ⑤ オペレーターの雇用形態別の年齢構成と人数は？（人数を入力）＊

季節雇用（２０～３０代）

整数を入力してください

17. ⑥ オペレーターの雇用形態別の年齢構成と人数は？（人数を入力）＊

季節雇用（４０～５０代）

整数を入力してください

18. ⑦ オペレーターの雇用形態別の年齢構成と人数は？（人数を入力）＊

季節雇用（６０代）

整数を入力してください

19. ⑧ オペレーターの雇用形態別の年齢構成と人数は？（人数を入力）＊

季節雇用（７０代）

整数を入力してください

20. オペレーターの雇用・育成の課題についてご意見がありましたらご記入願います。

21. ① 除融雪機械の所有状況は？（台数を入力） ……以降、①～③まであります。*

県からの貸与

22. ② 除融雪機械の所有状況は？（台数を入力） *

自社保有

整数を入力してください

23. ③ 除融雪機械の所有状況は？（台数を入力） *

リース

整数を入力してください

24. 除融雪機械の所有状況に伴う課題について、ご意見がありましたらご記入願います。

25. 降雪の少ない地域の課題について、ご意見がありましたらご記入願います。

26. 降雪の多い地域の課題について、ご意見がありましたらご記入願います。

他の設問を
参照

27. 住民サービスとしての除融雪の課題について、ご意見がありましたらご記入願います。

除雪完了直後の道路への民地からの排雪等

28. 昨年度の除融雪業務において、課題と思われる事項がございましたらご記入願います。

29. 業務の簡素化を進めるにあたり、今の業務で煩雑だということがありましたらご記入願います。

30. 前設問の「業務の簡素化」に向けた解決案があればご記入願います。

31. 「除雪管理システム」(県) について、ご意見があればご記入願います。
ワイズのアンケートと被っても構いません。

32. 国交省、県、市町村の除融雪業務を含め、「事務手続き」や「提出書類」の違いによる課題があればご記入願います。

33. 除融雪業務を、今後も存続させていくための改善策がありましたらご記入願います。

このコンテンツは Microsoft によって作成または承認されたものではありません。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。

 Microsoft Forms

除融雪業務に関する実体調査の結果報告について

応答の概要 アクティブ

応答

288



平均時間

25:08



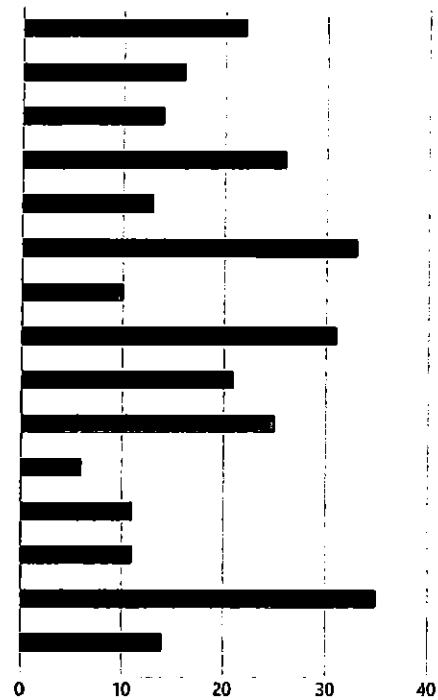
期間

34日



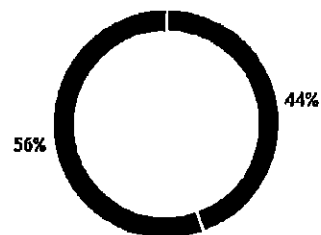
1. 所属支部はどちらですか？

● 南佐久	22
● 佐久	16
● 上小	14
● 諏訪	26
● 伊那	13
● 飯田	33
● 木曽	10
● 松筑	31
● 安曇野	21
● 大北	25
● 更埴	6
● 須坂	11
● 中高	11
● 長野	35
● 飯山	14



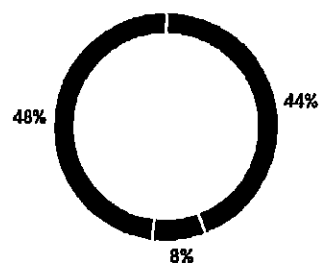
3. 県管理道路の除融雪業務で締結している委託契約は、企業単体またはJV構成員？

● 企業単体	128
● JV構成員	160



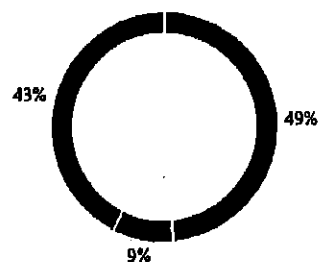
4. 委託契約している業務内容は？

● 除雪	127
● 融雪剤散布	22
● 両方	139



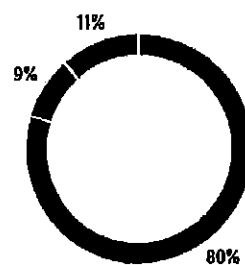
5. 今から5年後、除融雪業務を続けられると思いますか？

● 続けられる	140
● 続けられない	25
● わからない	123



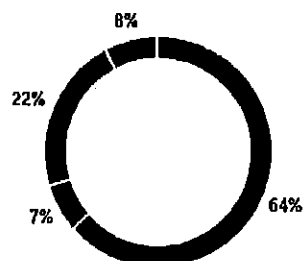
6. 設問5で、「続けられない」、「わからない」とお答え方、最大の理由は何ですか？

● オペレーター不足	118
● 採算が合わない	13
● その他	17



7. 設問6で、「オペレーター不足」とお答えの方、最も有効と思われる解決方法は？

● 若いオペレーター育成	75
● 他の協会へ委託	8
● Webカメラ装着 + ワンオペ	26
● その他	9



8. 設問7で、「その他」とお答えの方、具体的な解決策をご記入ください。

8
応答

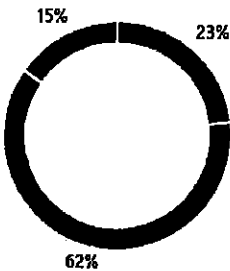
最新の回答
...

1回答者 (13%) この質問に ICT技術を用いた操作回答しました。

機械等 役所 化施工 協力業者 依頼 名前 長野県
委託 深夜 自動化 ICT技術を用いた操作 人材不足 市町村
自衛隊等退職者 グレーダー オペレーター不足 採用

9. 設問6で、「採算が合わない」とお答えの方、最も採算が合わないのは？

- 人件費 3
- 機械の維持費 8
- 高騰する資材、燃料費 0
- その他 2



10. 「採算が合わない」内容を具体的に記入願います。

10
応答

最新の回答
...

2回答者 (20%) この質問に 除雪業務回答しました。

除雪機械 業務費 雪稼働回数 維持費 布 カル 各種検査
適正価格 出動回数 除雪業務 修理 購入 ため
自社保有機械を維持するメリット 費用 減少 1回程度 降雪量 市町村 会社

11. 設問6で、「その他」とお答えの方、具体的な理由をご記入ください。

17
応答

最新の回答

...

3回答者 (18%) この質問に オペレーター回答しました。

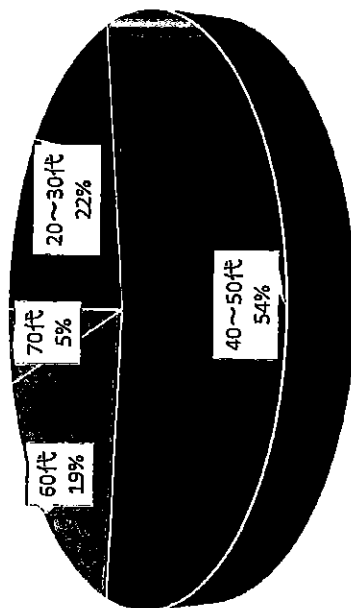
高齢化 作業を行ってもらえる社員 本業 除雪業務 入札工事
作業員 B級以下 機械 オペレーター 発注自体 気候変動
補助員 将来 老朽化
オペレータ不足 グレーダー故障 不安 融雪剤散布業務
除融雪作業に対応してくれる社員

○設問12～19:オペレーターの雇用形態別の年令構成と人数は？

《社員》

20～30代	40～50代	60代	70代	計
448	1066	369	96	1979

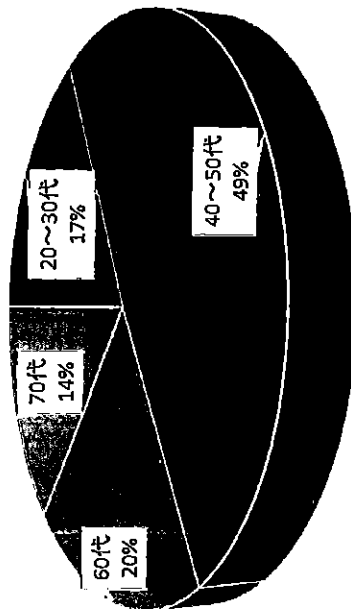
単位:人



《季節雇用》

20～30代	40～50代	60代	70代	計
46	130	53	38	267

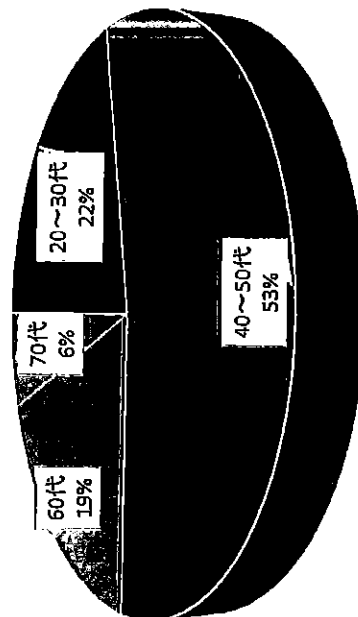
単位:人



《トータル》

20～30代	40～50代	60代	70代	計
494	1196	422	134	2246

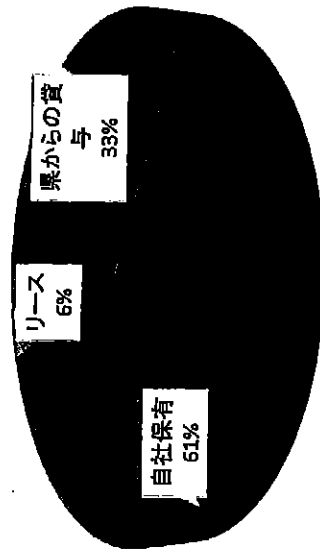
単位:人



○設問21～23: 除融雪機械の所有状況は？

単位:台

県からの貸与	自社保有	リース	計
412	764	73	1249



開催要旨

地域の守り手である建設業の持続的な発展に向けて、担い手の確保に関するそれぞれの現状・課題の認識や取組を共有し、官民一体となった取組を推進するため、関東甲信地域における建設業団体、都県・政令市、関東地方整備局が一堂に会して意見交換会を実施し、第二回目において「建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について」申し合わせを取り交わし、週休2日の推進及び効果的なPRの実施を関係者一丸となって推進していくこととされた。

開催概要

【参加者】

業界団体：日建連関東支部、管内1都8県建設業協会、中小建設業協会（東京、神奈川、横浜）、関東建専連

自治体：管内1都8県、5政令市の建設業許可部局、発注担当部局

関東地整：企画部、営繕部、建政部

【開催日】

第1回：令和7年2月17日…現状・課題の認識や取組の共有

第2回：令和7年6月6日…建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について認識共有

※第2回において本取り組みを後押しすべく、国土交通本省の廣瀬技監も出席

第2回意見交換会



岩崎局長挨拶

廣瀬技監挨拶

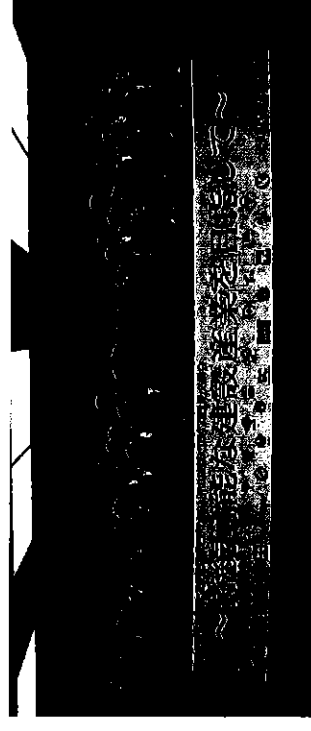
主な申し合わせ事項

■“建設業における魅力ある労働環境を実現する”ための週休2日の推進

- ・関東地整、都県・政令市は、発注工事において元請企業から下請企業まで週休2日が実現されるよう、必要な取組を推進する。その際、都県・政令市は自らのすべての部署（教育委員会等）の発注工事が週休2日となるよう推進する。
- ・関東地整、都県は、管内の区市町村長等に対し、各区市町村発注工事における週休2日の実現に向け取り組むことを要請する。
- ・関東地整、都県・政令市、建設業団体は、民間発注者の団体となる経済団体（商工会議所等）に対して様々な機会を活用して、担い手3法の趣旨を踏まえ民間発注工事における週休2日や適正工期の実現に向け取り組むことを要請する。
- ・建設業団体は、元請企業から下請企業まで週休2日が実現されるよう、都県単位で建設業団体間の連携を図り、必要な取組を推進する。

■建設業の魅力・意義（やりがい）の効果的なPRの実施

- ・現場見学会や技能実習等のイベントを産・学・官が連携して取り組む。
- ・特に小・中・高等学校の学生、先生及び親を対象としたイベントや出前授業等の機会確保に努める。
- ・HPやSNS、出前講座等を活用して防災やインフラ貢献といった建設業の役割の重要性についての情報発信を行う。
- ・現場の労働環境改善に取り組む（工事現場のトイレ改善、休憩スペースの確保など）。1



～“建設業”が地域の安全安心や経済成長を支えていくために～

建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について

地域の守り手である建設業が魅力的で選ばれる産業となり持続的に発展し、地域の安全安心や経済成長を将来にわたって担うことができるよう、担い手の確保に向けて、関東地方整備局、都県・政令市、関東甲信地域の建設業団体が、担い手3法（建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・公共工事の品質確保の促進に関する法律）の趣旨を踏まえ、連携した取り組みを進めています。

建設業の週休2日の推進、魅力などの効果的なPRについて、関東地方整備局、都県・政令市、建設業団体が連携した取り組み方針を申し合わせました。



令和7年6月6日 第2回 関東甲信地域における建設業の担い手確保に関する意見交換会

建設業の就業者数の状況と労働環境

建設業の就業者数は減少傾向となっている中、交代制勤務などの実施が困難な企業が多く、全産業平均に比べて出勤日数が多く、労働時間が長くなる傾向となっているため、建設業就業者は休日を十分に取れていない状況です。

建設業就業者数
(平成9年と令和5年の比較)

202万人減



総務省「労働力調査」を基に
国土交通省で算出

建設業の年間実労働時間
(令和5年の全産業との比較)

62時間長い



厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

2

建設工事全体における
週休2日の取得状況

3割未満



国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」（令和6年公表）より

“建設業における魅力ある労働環境を実現する”ための週休2日の推進

魅力ある労働環境の実現に向けて、建設業に従事するすべての者が柔軟な働き方ができるよう留意することを前提とし、週休2日の取組を推進しています。

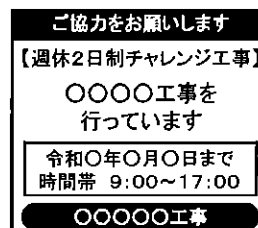
関東地方整備局、都県・政令市は自ら発注する全ての公共工事において週休2日工事の実現に向けて、猛暑や雪などの天候や施工環境を考慮した柔軟な働き方ができるよう、建設業界と連携した取り組みを推進しています。



国土交通省作成
適正工期確保ガイドブック



関東地方整備局HP
週休2日チャレンジサイト



千葉県HP
週休2日制チャレンジ工事看板

また、建設業界においても、元請企業から下請企業までが週休2日をはじめとした、休日の確保や柔軟な働き方ができるよう、連携した取り組みや周知を推進しています。



(一社) 日本建設業連合会
週休2日推進ロゴマーク



土日一斉閉所キャラクター
やすみん



(一社) 群馬県建設業協会
4週8休PRポスター

建設業の週休2日は、公共工事のみならず、全ての工事に取り組んでいく必要があります。関東地方整備局、都県・政令市、建設業団体は、区市町村発注工事や民間工事における週休2日の推進に向けて、区市町村・関係団体へ要請を行うと共に、公的資金の補助を受けた事業者に対する周知・啓発を行っています。



労働局主催の民間発注団体が参加する会議にて
関東地方整備局より適正な工期設定を周知



3 関東地方整備局と1都8県建設業許可部局による
適正な工期設定を周知するリーフレット

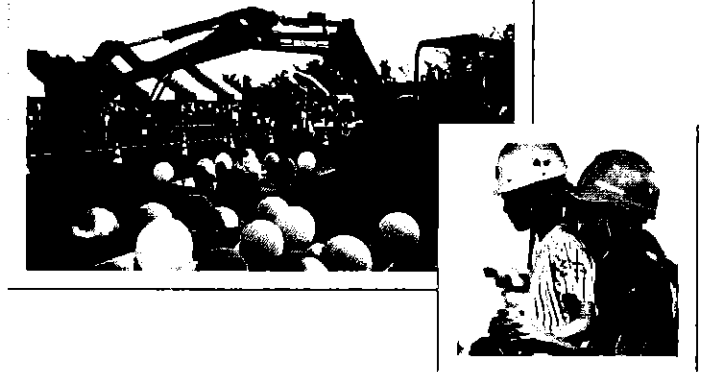
建設業の魅力・意義（やりがい）の効果的なPRの実施

建設業の魅力や意義を多くの方に効果的に情報を発信するため、産・学・官が連携し、各者が有する知識・設備・現場等を最大限に活用し、これまでの取組をより発展的に推進しています。

建設業界は職業体験会や現場見学会、小・中・高などの学校での出前授業の実施、HPやSNSを活用した情報発信を通じて、建設業の魅力発信に努めています。



（一社）茨城県建設業協会
親子見学会



（一社）栃木県建設業協会
建 F E S G O !（お仕事体験会）



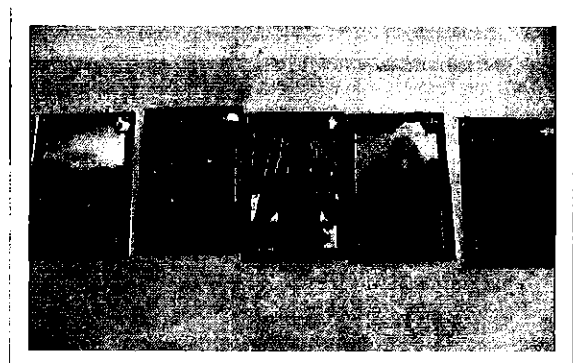
（一社）山梨県建設業協会
小学校における出前授業



（一社）千葉県建設業協会
ショッピングモール内、仕事体験テーマパーク
へのブース出展



（一社）東京建設業協会
小学生へ向けた建設業のお仕事紹介冊子



（一社）長野県建設業協会
「建設カード」によるお仕事紹介

建設業は地域を支える重要な産業

建設業は新たなインフラ整備はもちろんのこと、今あるインフラの維持・管理、また、災害時の応急復旧を担う産業として、地域の安心安全や経済成長を支えています。



(一社) 神奈川県建設業協会の災害復旧対応



(一社) 埼玉県建設業協会の災害復旧対応

建設業の休日確保や魅力発信は、新たな担い手確保のための取り組みであり、建設工事に関わる全ての方々と共通理解のもとに進めていくことが重要です。

関東甲信地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会 構成員

■関東地方整備局

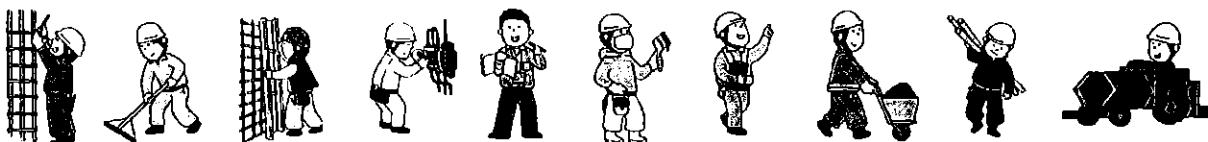
■都県・政令市

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市

■建設業団体（14団体）

(一社) 日本建設業連合会関東支部、(一社) 茨城県建設業協会、
(一社) 栃木県建設業協会、(一社) 群馬県建設業協会、(一社) 埼玉県建設業協会、
(一社) 千葉県建設業協会、(一社) 東京建設業協会、(一社) 神奈川県建設業協会、
(一社) 山梨県建設業協会、(一社) 長野県建設業協会、
(一社) 東京都中小建設業協会、神奈川県中小建設業協会、(一社) 横浜建設業協会、
建設産業専門団体関東地区連合会

建設業の担い手確保の取組にご理解・ご協力をお願いします！



5
関東甲信地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会HP

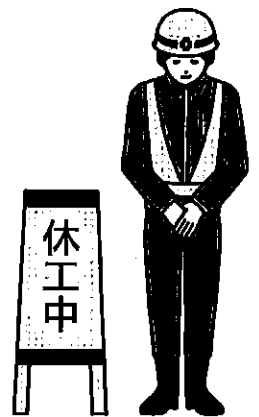


～ 民間工事発注者のみなさま ～

建設業界の

“働き方改革”に

ご協力をお願いします！



建設業界における担い手不足は深刻な問題です。
未来の担い手を確保するために、皆様のご協力をお願いします。

働き方改革のために建設業界と行政が取り組んでいること

① 週休2日の推進

心身の充実により意欲と生産性の向上へ

② 適正な工期の設定

長時間労働の解消、安全性の確保へ

③ 業務効率化・デジタル活用

ICTを取り入れ作業の積極的な省力化

④ 職場環境の改善

休憩所、トイレ、夏場の熱中症対策の徹底

⑤ 人材育成とスキルアップ

取得資格支援、研修によりスキルアップのサポート

⑥ 書類削減、簡素化

書類作成、管理に要する時間・コストを削減

皆様の大切な施設を“つくり”、“まもる” 建設業界が

これからの未来もその役割を果たすために必要な取り組みです！

～持続可能な建設産業を目指して～



週休2日確保のお願い



建設業で働く人たちを取り巻く状況

建設業就業者数
(平成9年との比較)

202万人減

29歳以下の
建設業就業者数

11.6%

建設工事全体での
週休2日取得率

3割未満

建設業の担い手を確保するためにも働き方改革が必要です！



どうして建設業の働き方改革が必要なの？

インフラ施設等は、施工完了後も維持管理などのメンテナンス工事の必要が生じますが、その工事も建設企業が担います。

建設業の働き方改革は、安定的に担い手が確保されて、皆様の大切な施設の施工、また維持・管理を担うパートナーとして、建設業が持続的に活動していくためにも、週休2日などの休日の確保は必要不可欠な取り組みです。



週休2日などの休日の確保、猛暑などの天候や施工環境を考慮した、適正な工期の設定にご理解、ご協力をお願いします！

建設業の担い手確保に向けて、関東地方整備局、都県・政令市、建設業団体は、週休2日の推進と魅力などの効果的なPRを連携した取り組みを進めています！

■関東地方整備局

■都県・政令市

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市

■建設業団体(14団体)

(一社)日本建設業連合会関東支部 (一社)茨城県建設業協会 (一社)栃木県建設業協会
(一社)群馬県建設業協会 (一社)埼玉県建設業協会 (一社)千葉県建設業協会
(一社)東京建設業協会 (一社)神奈川県建設業協会 (一社)山梨県建設業協会
(一社)長野県建設業協会 (一社)東京都中小建設業協会、神奈川県中小建設業協会
(一社)横浜建設業協会 建設産業専門団体関東地区連合会 7

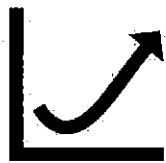
～ 公共工事発注者のみなさま ～

建設業にも 「週休2日」を！

働きやすい職場環境づくりを進めましょう

建設業界の担い手確保、継続的な発展のために
週休2日、適正な工期設定の推進にご協力をお願いします！

週休2日のメリット



働き方改革実現

適正な労働時間確保により計画的な業務遂行へ



人材確保・定着

働きやすい職場により魅力ある業界に定着



品質・安全性の向上

適正な労働時間は集中力、作業要領の効率化へ

関東地方整備局、都県・政令市、建設業界団体で連携し、

- 💡 建設業が魅力的で選ばれる産業となること
- 💡 将来にわたって持続的に発展すること
- 💡 地域の安全安心を将来にわたって継続的に確保すること

の実現に向けた担い手確保の取組を推進しています。

未来の安全・安心なまちづくりのために

建設業界の担い手確保に向けた週休2日、
適正な工期設定の推進にご協力をお願いします！

魅力ある建設業界の実現により新たな担い手確保へ

3K

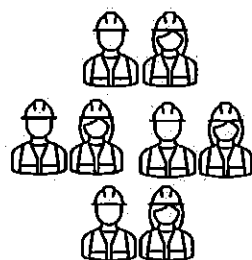


- きつい
- 汚い
- 危険



新3K

- 給与
- 休暇
- 希望



魅力ある労働環境実現に向けて発注者が取り組むこと

週休2日の推進

- 元請企業から下請企業まで、猛暑や雪などの天候や施工環境を考慮した柔軟な働き方ができるよう留意
- サプライチェーン全体の状況を勘案した適正工期の設定
- 積算の改善、書類の削減・統一化、ウィークリースタンスの徹底

建設業の魅力発信

- 建設業の魅力をSNS、HPにより広く効果的に発信
- 現場見学会、出前講座、体験イベントにより、多くの人に建設業を知ってもらうための効果的なイベント開催
- 若手技術者、女性技術者のネットワーク強化のための取組

～持続可能な建設産業を目指して～



会 員 異 動

令和7年7月

7月29日現在 505社

《代表者変更》

支 部	会 社 名	変 更 前	変 更 後
伊 那	株式会社 久保田組	久保田 英一	久保田 伸
大 北	株式会社 島崎組	矢口 洋一	塩原 信一

《所在地変更》

支 部	会 社 名	変 更 前	変 更 後
松 筑	株式会社 竹入興業	塩尻市大字広丘野村 1788-842	塩尻市大字広丘野村 3012

★ 顧問
 ◎ 会長
 ○ 副会長
 ▲ 担当副会長
 ※ 常任理事
 △ 担当常任理事
 ◇ 特任理事
 ● 専務理事
 ■ 常務理事
 □ 監事

7月行事予定表

7月29日現在

日	曜日	協	会	関	連
16	水				
17	木	◎★○※◇●■	けんざか氏個人演説会 9:50 (トヨタリソ長野)		
18	金	▲◇■	青年部会正副委員長会議 9:00 (協会)		
19	土				
20	日				(参院選投票開票)
21	月		海の日		
22	火	▲● ▲	技術力の確保・向上分科会 10:30 (協会) 施工・品質確保分科会 10:30 (協会)		
23	水	▲	維持管理・危機管理分科会 10:00 (協会)		
24	木	◎○○◇●	甲信越三県連絡協議会 (～25日) 山梨県	■	建設業社会貢献活動推進月間中央行事 14:00 (経団連会館)
25	金				
26	土				
27	日				
28	月			◎	全建 第1回建設生産システム委員会 12:00 (web)
29	火	◎○●■ ◎○※□●■	正副会長会議 13:30 (松本市) 常任理事会 15:30 (松本市)		
30	水	▲※□	常任理事会ゴルフコンペ (豊科CC)		
31	木				

★ 顧問
◎ 会長
○ 副会長
▲ 担当副会長
※ 常任理事

△ 担当常任理事
◇ 特任理事
● 専務理事
■ 常務理事
□ 監事

8月行事予定表

7月29日現在

日	曜日	協 会	関 連
1	金		
2	土		
3	日		
4	月	■ 2級土木施工管理技士試験準備講座(～5日)(南安曇農業)	
5	火		
6	水	◎○●■ 地域を支える建設業検討会議 全体会議 13:00 (シャトレーゼ 新井) ◎○●■ 関東地方整備局との意見交換会 16:20 (シャトレーゼ 新井) ■ 2級土木、建築施工管理技士試験準備講座(～7日)(協会会議室、トイーズ)	
7	木	◎○◇●■ 正副会長会議 15:00 (協会) ◎○◇●■ 暑気払い17:30 (松栄寿司)	
8	金	建設技術委員会ICT現場視察 (山ノ内町)	
9	土		
10	日		
11	月	山の日	
12	火	盆休み	
13	水	盆休み	
14	木	盆休み	
15	金	盆休み	

★ 顧問
◎ 会長
○ 副会長
▲ 担当副会長
※ 常任理事
△ 担当常任理事
◇ 特任理事
● 専務理事
■ 常務理事
□ 監事

8月行事予定表

7月29日現在

日	曜日	協	会		
16	土				
17	日				
18	月				
19	火				
20	水	▲●	第1回次世代人材づくり小委員会 14:00 (協会)	◎(代:永原部長)	全国建産連生産システム委員会 (東京都)
21	木	◎○○◇●■	東日本建設業保証との懇親会 17:30 (都内)		
22	金	◎●	関プロ専務会議 11:00 会長会議 12:00 (新東京建設会館)		
23	土				
24	日				
25	月				
26	火	◎○○◇●■	県建設部との意見交換会 16:00 (協会)		
27	水	◇■	上田市上田第六中学校学習会 (上田第六中学校)		
28	木				
29	金			●	長野県道路整備期成同盟会 14:30 (犀北館)
30	土				
31	日				

★ 顧問 会長
◎ 副会長
○ 担当理事
▲ 常任理事
※ 常任理事
△ 担当常任理事
◇ 特任理事
● 専務理事
■ 常務理事
□ 監事

9月行事予定表

7月29日現在

日	曜日	協	会	関	連
1	月				
2	火	◎○● ◎○◇●■ ◎◇●■ ◎○◇●■	保証事業長野協議会 11:00 (国際21) 正副会長会議 13:00 (協会) 契約審議会事前説明 15:00 (協会) 保証事業長野協議会懇親会 17:30 (国際21)		
3	水				
4	木	◇■	上田市上田第六中学校学習会 (座学) (上田第六中学校)		
5	金			◎	全建 第2回建設生産システム委員会 12:00 (新東京建設会館)
6	土		上期 建設業経理検定試験準備 (松筑建設会館)		
7	日		上期 建設業経理検定試験 (松筑建設会館)		
8	月				
9	火				
10	水	◎●	令和7年度第2回契約審議会 午後 (未定)		
11	木				
12	金				
13	土				
14	日				
15	月		敬老の日		

★ 顧問 間
◎ 会副 会
○ 会副 会
▲ 担当 副会
※ 常任 理事
△ 担当 常任 理事
◇ 特任 理事
● 専務 理事
■ 常務 理事
□ 監 事

9月行事予定表

7月29日現在

日	曜日	協	会	関	連
16	火			◎▲	労災互助会理事会 11:30 (ホテルグランドホテル市ヶ谷)
17	水	■ ▲●	経理事務士特別研修 (4級) (松筑建設会館) (~18日) 女性部会現場見学会 (信州おひま) 第1回次世代人財づくり小委員会 14:00 (協会)		
18	木				
19	金				
20	土				
21	日				
22	月	◎○○●■	県教育委員会との意見交換会 15:30 (ホテルリソル長野)		
23	火		秋分の日		
24	水			◎●	全建 理事会 12:00 協議員会 13:30 (東京プリンス)
25	木			◎●	全国建産連会長会議 (富山市)
26	金	◎○○●■	入札制度研究会との意見交換会 17:00 (国際21)		
27	土				
28	日				
29	月	◎○○●■ ◎○※○●■	正副会長会議 10:00 (協会) 常任理事会 13:30 (協会)		
30	火				

★ 顧問
◎ 会長
○ 副会長
▲ 担当副会長
※ 常任理事
△ 担当常任理事
◇ 特任理事
● 専務理事
■ 常務理事
□ 監事

10月行事予定表

7月29日現在

日	曜日	協 会	関 連
1	水	▲● 信大水環境・土木工学科との意見交換会 16:20(信大工学部)	
2	木		全国建設業労働災害防止大会 13:15(兵庫県)～
3	金		
4	土		
5	日		
6	月		
7	火	◎○○◇●■ 正副会長会議 10:00 (協会)	
8	水	◎○○● 関東甲信越地方地域懇談会 13:30 ブロック会議 15:15 懇親会 17:15 (経団連会館)	
9	木		
10	金		
11	土		
12	日		
13	月	スポーツの日	
14	火		◎ 全建協連正副会長会議 (山口県) (～15日)
15	水		

★ 顧問 △ 担当常任理事
 ◎ 会長 ◇ 特任理事
 ○ 副会長 ● 専務理事
 ▲ 担当副会長 ■ 常務理事
 ※ 常任理事 □ 監事

10月行事予定表

7月29日現在

日	曜日	協 会	関 連
16	木		
17	金		
18	土		
19	日		
20	月		
21	火	■ 経理事務士特別研修(3級)(松筑建設会館)(~23日)	
22	水		
23	木	■ 経理事務士特別研修(3級)(松筑建設会館)(21日~)	★▲◇● 北信濃会 17:00 (新信濃路)
24	金		長野県板金工業組合60周年式典
25	土		
26	日		
27	月		
28	火	◎○◇●■ 正副会長会議 10:00 (協会) ◎○※□◇●■ 常任理事会 13:30 (協会) ◎□●■ 中間監査 15:00 (協会)	
29	水	▲● 全建北陸地域総談会 (富山市)	
30	木		
31	金		

★ 顧問 会長
 ◎ 会副 会副
 ○ 担当 担当
 ▲ 常任 常任
 ※ 理事 理事
 △ 担当 担当
 ◇ 特任 特任
 ● 専務 専務
 ■ 常務 常務
 □ 監事 監事

11月行事予定表

7月29日現在

日	曜日	協 会	関 連
1	土		
2	日		
3	月	文化の日	
4	火		
5	水	▲◇■ 飯田市飯田東中学「職場体験・防災学習」(飯田東中学校)	
6	木		
7	金	◎○○●■ 女性部会10周年記念式典	
8	土		
9	日		
10	月		
11	火		
12	水		
13	木		
14	金		
15	土		

★ 顧問 会長
 ◎ 副会長
 ○ 担当理事
 ▲ 常任理事
 ※ 常務理事
 △ 担当常任理事
 ◇ 特任理事
 ● 専務理事
 ■ 常務理事
 □ 監事

11月行事予定表

7月29日現在

日	曜日	協 会	関 連
16	日		
17	月		
18	火	◎● 全建 理事会, 全国会長会議 12:00 (経団連会館) 関プロ会長会懇談会	◎▲ 労災互助会理事会 11:30 (新崎*ラント*ビル市ヶ谷)
19	水		
20	木		◎● 全建協連 正副会長会議 13:30 理事会 14:30 専務理事・事務局長等会議 14:00 (如水会館)
21	金		
22	土		
23	日	勤労感謝の日	
24	月	振替休日	
25	火		
26	水	◎○◇●■ 正副会長会議 15:00 (協会)	
27	木	◎○※◇●■ 常任理事会 10:30 (国際21 千歳) ◎○※◇●■ 理事会 12:45 (国際21 千歳)	◎○※◇●■ 建災防安全大会 14:00 (国際21 千歳)
28	金		
29	土		
30	日		

令和7年7月29日現在
長野県建設業協会

令和7年12月以降の主な行事予定

- ・ 12月12日（金）
15：00～（予定） 3 地方整備局との意見交換会（懇親会あり）
会場 長野市内（調整中）

○ 令和8年度の総会日程

- ・ 令和8年5月25日（月）
建設業協会 第73回通常総会（ホテル国際 21）
- ・ 令和8年5月29日（金）
事業協同組合連合会総会（ホテル国際 21）
建災防代議員会（ホテル国際 21）

更新日：2025年6月25日

長野県の建設産業魅力発信ページ

建設産業の役割や魅力を紹介していきます

建設産業を動画で知る

【魅力編】信州で働く、という選択。建設産業のリアルな魅力とは？



[魅力編（別ウィンドウで外部サイトが開きます）](#)

1ターンで長野市の建設産業に未経験で挑戦中の高橋さんにインタビュー

【役割編】大切な人の暮らしを支える建設産業の役割とは？



[役割編（別ウィンドウで外部サイトが開きます）](#)

地域を守る大きな役割について紹介します

【新技術編】建設産業の新技術を「ギャル美」と「ゴンゾウ」が紹介！



[新技術編（別ウィンドウで外部サイトが開きます）](#)

建設産業の省力化、自動化、安全性の向上に役立つ技術とは？

お問い合わせ

建設部建設政策課技術管理室

電話番号：026-235-7294

ファックス：026-235-7482

[お問い合わせフォーム](#)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/miryokuhasshin.html>

7 都第267号

令和 7 年（2025年） 7 月22日

一般社団法人 長野県建設業協会 会長 様

長野県 都市・まちづくり課長

長野県景観育成計画改定のパブリックコメントの実施について（通知）

日頃より長野県の景観行政にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、長野県では信州らしい景観の育成・保全のため長野県景観育成ビジョンの策定及び長野県景観計画の改定を進めてまいりました。

この度、下記のとおり検討案についてパブリックコメントを実施しますので、その旨貴団体の関係者様への周知等につきましてご配慮願います。

記

1 パブリックコメントの実施期間

令和 7 年 7 月 22 日（火）から 8 月 22 日（金）まで

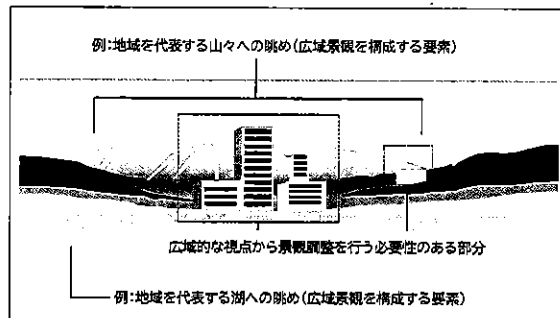
2 閲覧方法

長野県ホームページより閲覧することが可能です。

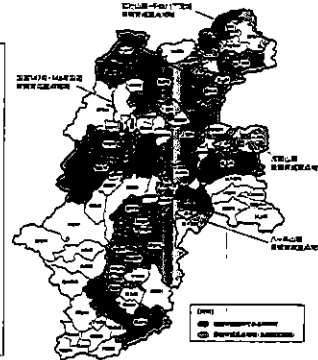
<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/keikan/20250722public-comment.html>

担 当	長野県建設部都市・まちづくり課景観係
	（課長）増澤
	（係長）小林 （担当）花岡
電 話	0 2 6－2 3 5－7 3 4 8
F A X	0 2 6－2 5 2－7 3 1 5
E-mail	keikan@pref.nagano.lg.jp

1 長野県景観育成計画の見直しに至った経緯



複数市町村で広域的な景観育成を行う必要のあるイメージ例



・景観行政団体※への移行が進行（県内29市町村が景観行政団体へ移行）

※景観行政団体：景観法に基づく権限を有し、法に基づく施策を主体的に実施することができる行政団体

➢景観行政団体の連携した景観育成の視点が弱く、広域的な景観育成が課題

・少子高齢化の進行やインバウンド需要の高まりによる社会状況の大きな変化

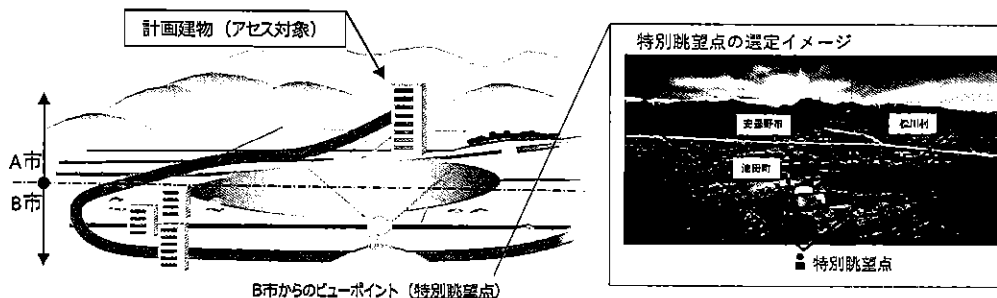
➢多様な主体と連携し景観を磨き上げ、エリアの価値を高める必要がある

3 長野県景観育成ビジョンに基づいた市町村と県の協働による景観育成の取組

① 良好な眺望景観を保全するために広域景観アセスメント制度を創設

⇒広域景観エリア協議会において、特別眺望点（広域景観を有するビューポイント）を指定

⇒特別眺望点の眺望範囲内で行われる行為に対し景観への影響度合いを可視化



2 長野県景観育成ビジョンの策定

・市町村と県が景観育成の方向性を共有し連携

・広域景観エリア※の設定により地域の個性を反映し景観育成

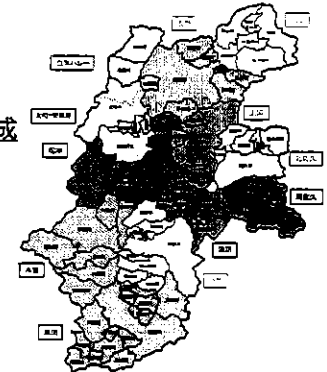
※広域景観エリア：県内を広域景観特性により12区域に分類

○長野県景観育成ビジョン（長野県全体の景観育成の目指す姿）
広域的な視点から景観のまとまりのある地域を区分し、景観育成の方向性を位置付け

景観法に基づく景観計画の区域

長野県

景観行政団体市町村



広域景観エリアごとに全市町村と意見交換会を実施



- ・地域で大切にしたい景観を市町村と県で共有しビジョン策定に反映
- ・ビジョン策定後にエリアごとの協議会の設立を目指し、景観育成の取組を意見交換

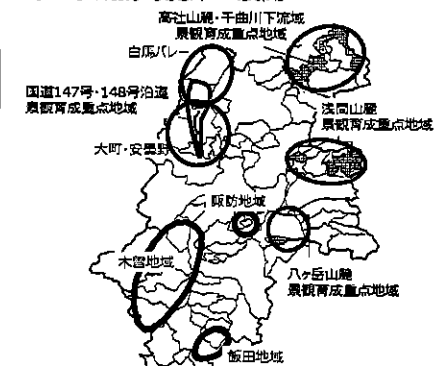
② 重点的に広域景観の育成に取組む重点地域※の指定

※重点地域：優れた景観特性を有しており、県の「景観の顔」となるエリア。届出基準を一般地域よりもきめ細かく規定

⇒重点地域では地域の特性を伸長するため、積極的な景観誘導施策を展開

意見交換会を踏まえた取組イメージ

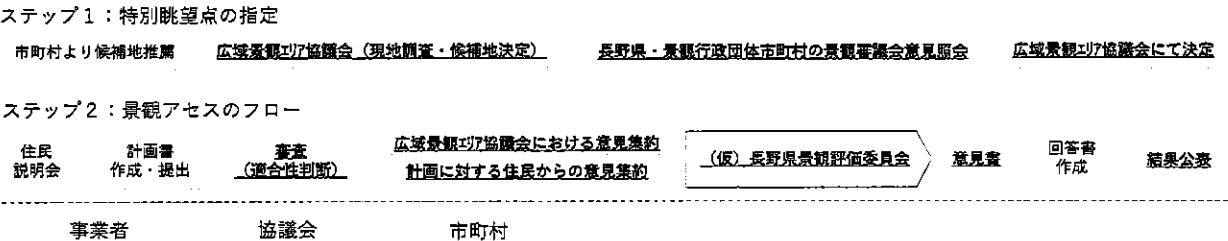
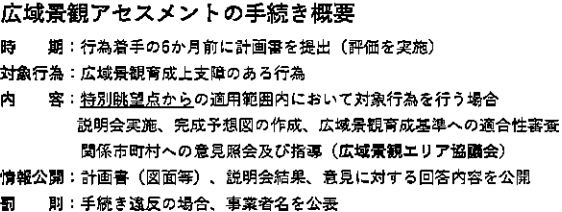
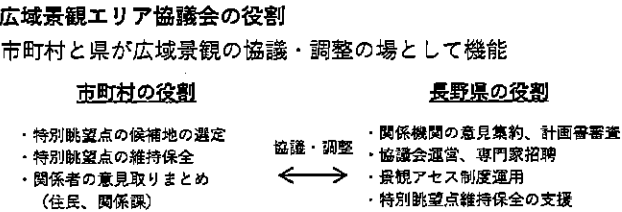
- ・安曇野の屋敷林の持続可能な支援制度の創設
- ・諏訪湖周辺のサイン整備に向けた検討支援
- ・まちなみ修景に向けた無電柱化の支援制度創設
- ・リニア新駅につながる統一サインの検討支援



既存重点地域(4地域)は平成初期に指定、その後見直し・追加無

4 広域景観エリア協議会を活用した広域景観調整による広域景観アセスメント制度

広域景観エリア毎に広域景観エリア協議会を設置
→広域景観アセスメント制度の運用や特別眺望点の指定検討を行い市町村と県が連携し景観行政を運用



5 重点地域設定を進めるエリアの考え方

- ・広域景観エリア（12地域）ごとに重点地域指定を目指す
- ・市町村との意見交換会を踏まえ想定エリアを抽出
- ・景観法の取組が弱いエリアや大規模な公共整備が予定されているエリアを先行して重点地域化を目指す

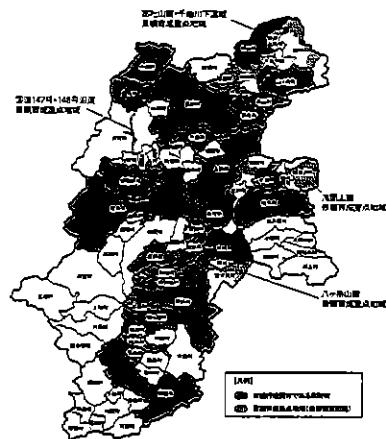
- 【木曽広域景観エリア】
観光、歴史、文化など共通項要素多数、景観行政団体市町村が存在せず先導的な景観育成が必要
- 【諏訪広域景観エリア】
湖周の統一感を持った景観誘導が行われておらず、湖と周辺の景観が調和した景観育成が必要
- 【飯田広域景観エリア】
リニア長野県駅の建設が進められており、駅を基点に周辺市町村と連携した景観育成が必要
- 【大町・安曇野、白馬バレー広域景観エリア】
観光や松系道路整備など景観への対応。県指定の重点地域は土地利用と乖離し再定義が必要

6 令和7年度スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
長野県景観育成ビジョン	素々案(検討反映)		市町村説明・意見照会		パブコメ	素案(修正反映)		公布				
景観計画改正 長野県景観条例改正 (景観アセスメントの制度)	制度案検討、景観計画修正検討		関係団体説明		パブコメ	条例改正案作成		11月議会		公布		
● 都市計画審議会 ▲ 専門委員会 ■ 景観審議会		▲ 専門委員会 検討内容審議	● 都計審 検討状況報告 ■ 景観審議会 検討内容審議			● 都計審 意見照会 ▲ 専門委員会 答申案の確認	■ 景観審議会 専門委より答申				● 都計審 意見照会 ■ 景観審議会 重点地域指定 特別眺望点指定	

第1章 背景と目的

1-1 ビジョン策定の背景と視点(現状とビジョン策定の動機)



〈現状〉

景観法施行による市町村の景観行政団体移行

- ・ 77市町村うち29市町村が景観行政団体へ移行、地域の個性を尊重した景観を育成

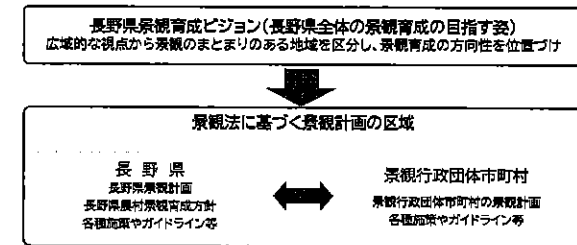
県による景観育成の取組状況

- ・ 平成4年に県独自の景観条例を制定し景観行政がスタート
- ・ 市町村をまたぐ広域的な景観育成重点地域を指定(4地域)し広域景観を育成
- ・ 住民主体による景観育成を図るため景観育成住民協定の認定(176か所)
- ・ 「信州ふるさとに見える(丘)」をはじめ、景観への普及・啓発を促進

〈ビジョン策定の動機〉

- ・ 人口減少社会を迎え、地域の魅力を高めエリア全体の価値を高めていくことが必要
- ・ 景観行政団体による独自取組が推進、一方、行政界をまたぐ広域的な景観育成の視点が必要
- ⇒ 地域ごとの景観育成の基本方針を明確にし、あらゆる主体と景観育成の理念を共有しながら取組を進めるため、景観育成の方針を示した「長野県景観育成ビジョン」を策定

1-3 ビジョンの位置づけと計画期間



- ・ 本ビジョンは、長野県の各分野の計画や施策を踏まえ、長野県全体の景観育成に関する目標や方針、施策を明示します。長野県及び県下の景観行政団体は、本ビジョンに基づき景観法の活用や景観施策を展開
- ・ 本ビジョンの計画期間は概ね10年間

第2章 長野県の景観特性とビジョン策定の視点

2-1 長野県の景観特性と景観育成を取り巻く環境

2-2 ビジョン策定の5つの視点(課題と視点)

景観にまつわる現状や特性を踏まえ課題を整理、ビジョン策定の視点を明示し景観育成の基本理念を検討

今後の景観育成を取り巻く環境

- 県民の地域への愛着や誇りの醸成、交流・関係人口の獲得
 - ・ 少子化と人口減少の急速な進行
 - ・ 東京一極集中から地方分散への動き、ライフスタイルや価値観の多様化
 - ・ 身近な景観育成への支援等

- 広域的な視点と身近な暮らしの視点からの景観育成
 - ・ 自律分散型の県土と地域ごとの多様な文化
 - ・ 地域で育まれてきた特色ある産業
 - ・ 快適で魅力あるまちづくりの推進
 - ・ 広域的な眺望景観の育成
 - ・ 市町村間連携の機会等を創出

- 新たな技術との調和、環境や自然災害等に対応した持続ある景観育成
 - ・ 社会におけるデジタル化の急速な進展
 - ・ 気候変動や自然災害への対応

- 「自然や食」、「生産者や企業」との連携を視野に入れた景観育成
 - ・ 生産者や企業との連携
 - ・ 自然を生かした観光等との連携や信州らしい景観育成やブランディング

ビジョン策定の5つの視点

- 視点1
 - ・ 市町村の行政界を超えた広域景観に影響を及ぼし得る事象や行為への対応
 - ・ 広域的な視点からエリアの価値を高める景観育成の取組を推進
- 視点2
 - ・ 公共施設における都市・地域と一体的なデザインによる質的向上
- 視点3
 - ・ 環境配慮型の都市・地域づくり、施設づくりの景観誘導
- 視点4
 - ・ 景観育成の担い手である生産者・事業者等の支援・連携の強化
- 視点5
 - ・ 市町村と県の役割分担の整理と必要な支援策の継続・強化

第3章 景観育成の基本理念

3-1 景観育成の基本理念、3-2 景観育成の3つのビジョン

多様な主体が連携・協働し、未来に向けて景観をつなぐ精神を踏まえ基本理念を設定。ビジョン策定の5つの視点を踏まえ、将来に向けた景観育成のビジョンを定めると共に景観育成の取組につなげる

景観育成の基本理念

共に磨き、未来につなぐ、美しく豊かな信州の景観

■ビジョン1～広域的な景観育成の視点～

「観る者が感動する信州の美しい景観を、大切に、守りつないでいく」

■ビジョン2～身近な景観育成の視点～

「身近な自然・農村・歴史・文化を尊重し、地域の誇りとなる景観を守り育む」

■ビジョン3～多様な主体との連携の視点～

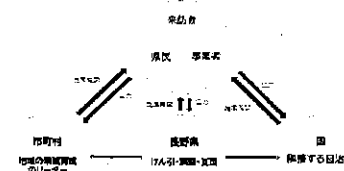
「あらゆる主体の豊かな感性がつながり合い、信州の景観を磨き上げていく」

第4章 取組方針①
広域的な景観育成を先導します
第4章 取組方針②
戦略的に眺望景観を活用します

第4章 取組方針③
公共空間の質を高めます
第4章 取組方針④
身近な自然・農村・歴史・文化を活かします

第4章 取組方針⑤
多様な人材と協働・連携で推進します

3-3 パートナーシップによる景観育成



それぞれの主体に期待される役割

- ・ 県民⇒景観育成の主体
- ・ 事業者⇒景観育成の主体
- ・ 来訪者⇒景観育成に協力
- ・ 市町村⇒地域の景観育成のリーダー
- ・ 長野県⇒県全体の景観育成をけん引

■長野県景観育成ビジョン(素案)の概要版

第4章 景観育成の5つの取組

それぞれの主体に期待される役割も示しながら次の5つの取組方針を定め、取組方針を実現するための取組方策を明示

取組方針① →主体:長野県

広域的な景観育成を先導します

- ・広域景観エリアを区分し、景観育成の方向性を明示
- ・重点的に景観育成に取り組むエリアを設定し市町村と連携

取組方針② →主体:市町村・長野県

戦略的に眺望景観を活用します

- ・眺望点(ビューポイント)の指定や保全
- ・広域景観保全の仕組みを導入(広域景観アセスメント制度)

取組方針③ →主体:長野県

公共空間の質を高めます

- ・地域の景観特性を尊重した公共デザイン誘導
- ・地域のアイデンティティを尊重した景観保全の推進

取組方針④ →主体:県民・事業者・市町村・長野県

身近な自然・農村・歴史・文化を活かします

- ・長野県農村景観育成方針の展開
- ・農山村風景や自然風景、歴史・文化

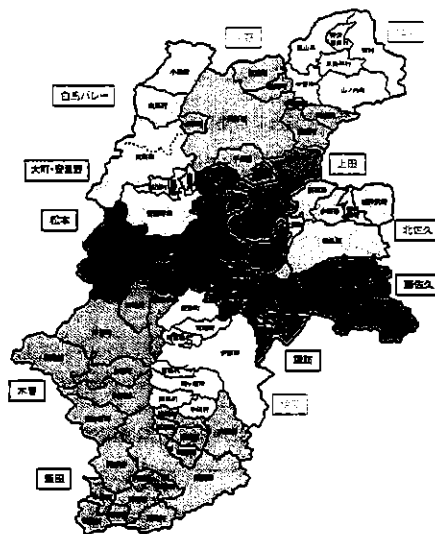
取組方針⑤ →主体:県民・事業者・市町村・国・長野県

多様な人材と協働・連携で推進します

- ・勉強会や交流の機会を通じて、景観育成の取組強化
- ・専門家の派遣や景観育成住民協定等、景観育成を支援

取組方針①-②

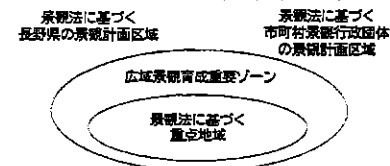
広域景観エリアの設定、広域景観エリア協議会による取組の推進



取組方針①-③

重点的に広域景観の育成に取り組む地域の設定

良好な広域景観の育成を重点的に進めるため「広域景観育成重要ゾーン」の設定検討を進めます。
広域景観育成重要ゾーンでは広域景観を育成する取組を推進します。



取組方針②-④

広域景観アセスメント制度の創設・運用

広域景観を有するビューポイントから特別眺望点を指定し、眺望範囲内で行われる行為に対し景観への影響度合いをシミュレーション等で可視化。周辺住民や市町村との広域景観の調整を機能させます。

図 周辺への景観的な影響度合いの大きい行為のイメージ



第5章 広域景観エリアの景観育成方針 広域景観エリア毎に景観特性を踏まえた景観育成方針を明示(エリアシート)

エリアシートの作成項目

●広域景観エリアの景観特性 …地形的な特徴と眺望(道路・交通・河川・水辺/歴史・文化/産業

大切にしたい特徴

…広域景観を考えるうえでの検討指標として、守るべき広域景観特性を明確化し取組検討

主な視対象(広域的な景観要素)

…エリア内における広域的な眺望要素を整理し、広域景観アセスメント制度等に反映

広域景観エリアの景観育成方針

1 基本目標

- ・広域景観エリアの景観特性を踏まえた基本目標を設定

2-1広域景観の育成を先導する取組

①活かしたい眺望景観

②景観のまとまりにおける広域景観育成の推進

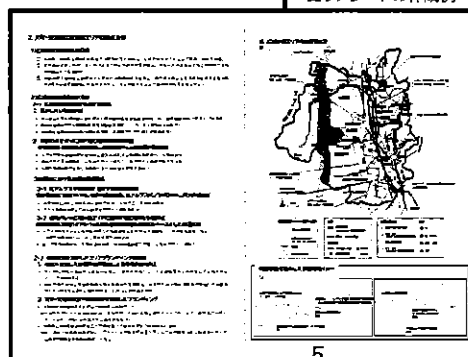
③景観軸における広域景観育成の推進

- ・地域の顔となる景観を形成している景観のまとまりや景観軸を示す
- ・重点的な景観育成に取り組むエリアとして広域景観育成重要ゾーンを示す

2-2景観資源を活かしたエリアブランディングの取組

- ・住民を主体とした景観育成の取組による環境の維持向上
- ・歴史・文化的資源や農林業等を活用したブランディング

エリアシートの作成例



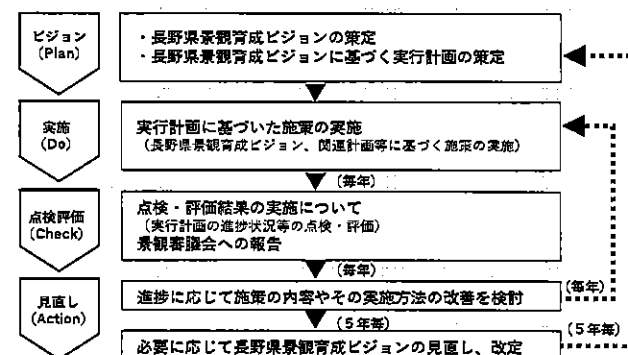
第6章 長野県景観育成ビジョンの推進体制

推進体制

長野県景観育成ビジョンの推進にあたっては、関係機関との横断的な体制を整え計画的に進捗管理を行います。

進捗管理の方法

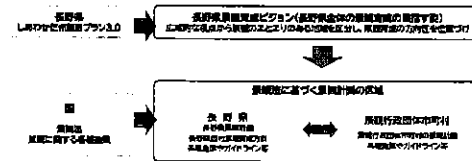
PDCAサイクルの考え方にに基づき毎年の進捗管理のほか、5年を目途に必要なに応じて長野県景観育成ビジョンの見直し、改訂を実施



序章 はじめに

本計画は、長野県の各分野の計画や施策を踏まえ、長野県全域の景観育成に関する目標や方針、施策が明示された長野県景観育成ビジョンの実現、及び、景観法第8条第1項の規定により景観計画として定めるべき事項を定める。

景観計画の位置づけ



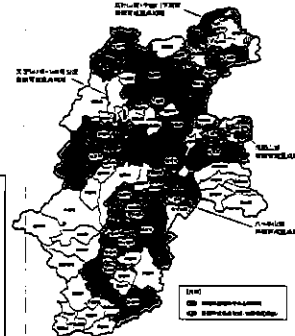
第1章 景観計画の区域

1. 景観計画の区域

長野県景観計画の区域は、景観行政団体である市町村を除く長野県の区域とする。
区域には一般地域と景観育成重点地域の2種類を定める

景観育成重点地域

景観計画の区域のうち、信州の景観の骨格や顔となるような地域において、特に重点的に景観の育成を図る地域。



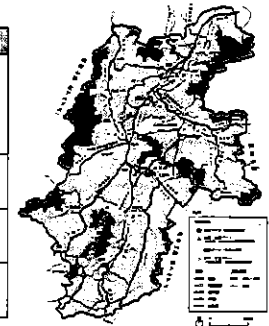
第2章 景観育成の基本理念と良好な景観の育成に関する方針

景観育成の基本理念

共に磨き、未来につなぐ、美しく豊かな信州の景観

良好な景観の育成に関する方針

地域	方針
都市地域	・歴史的・文化的資源や地域の自然環境を活かし、地域に根ざした個性ある都市の景観を育成します。 ・まち並みとしての調和に配慮し、建築物の形態、色彩などの連続性を確保します。
沿道地域	・沿道の広告物・建築物等の調和に配慮し、道路や鉄道からの眺望を確保します。
田園地域	・四季折々の変化を見せる山並みへの眺望の確保を図ります。
山地・高原地域	・都市、沿道、田園等から眺望に配慮し、美しいスカイラインを確保します。



第3章 良好な景観育成のための行為の制限

一定規模以上の建築物の建築等の行為を対象に景観形成基準を定め、景観法に基づく届出制度を活用した景観育成を行う

一般地域における届出対象行為と規模(抜粋)

行為の種類	届出対象規模
(1)建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ13m超又は建築面積1,000㎡超
(2)建築物の外観の変更	変更に係る面積が400㎡超
(3)プラント類、自動車庫庫、貯蔵施設類、処理施設類の新設、増築、改築若しくは移転、外観の変更	高さ13m超又は築造面積1,000㎡超
(4)電気供給施設等の建設等	高さ20m超又は築造面積1,000㎡超
(5)太陽光発電施設の建設等	太陽電池モジュールの合計面積1,000㎡超

景観形成基準(抜粋)

行為の種類	一般地域
共通事項	信州の景観の特徴となっている眺望景観の質を高めるため、次に掲げる事項に留意し、地域への導入部となる街路等からの見通しや地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。 ア 良好な景観の育成に資する眺望地となる景勝地等への眺望を阻害することがないように努めること。 イ ランドマーク等への眺望を阻害することがないように努めること。 ウ 沿道等からの眺望景観を保全するため、スカイラインの保全や周辺の基調となる優良な景観との調和に努めること。
地区別事項 (田園地域)	配置：道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。 規模：周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。こと。 形態意匠：周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 材料：周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 色彩：けいばいばい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。 敷地の緑化：敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。

第4章 景観法、長野県景観条例に定める事項

- 景観重要建造物の指定の方針
 - 周辺地域の情景を特徴づける建造物のうち、景観計画区域の良好な景観の育成に資するもの
- 景観重要樹木の指定の方針
 - 周辺地域の情景を特徴づける樹木のうち、景観計画区域の景観育成に資するもの
- 景観資産の指定及び活用に関する事項
 - 地域の自然、歴史、文化等からみて、当該建造物等の外観又は樹木が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観の育成に資するもの、かつ、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもの
- 屋外広告物の表示等の制限に関する事項
 - 屋外広告物は、良好な景観の育成に関する方針との調和が保たれるもの
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項
 - 自然の造形を背景として、地域の気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保する観点から策定する
- 広域景観アセスメント制度の実施に関する方針
 - 市町村界に捉われない広域的な景観誘導を図る広域景観アセスメント制度の運用方針を規定
- 広域景観エリア協議会による景観誘導
 - 景観特性により区分けを行った広域景観エリアにおける景観育成について協議会組織を設置
- 景観整備機構の指定に関する方針
 - 県と役割分担しながら、ともに良好な景観の育成を進めるため、景観の育成に資する業務を行うNPOや公益法人をその法人を長野県景観整備機構として指定する

第5章 公共施設の整備に関する事項

1. 公共施設の整備に関する基本事項

- 機能性、安全性、経済性及び事業の目的を踏まえた上で、デザインの向上、水辺空間・緑豊かな空間の創出等に努める。
- まち並みや、自然環境との調和に配慮し、地域の特性を生かすよう努める。
- 事業相互の連携により、周辺景観と調和した一体的な景観の育成に努める。
- 信州の景観の特徴となっている眺望景観の質を高めるため、地域への導入部となる街路等からの見通しや地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努める。

2. 景観重要公共施設の指定及び整備に関する事項

- 広域景観エリアの骨格的な道路、河川を景観重要公共施設として指定し、良好な景観育成を進める。
- 景観重要公共施設は、対象地域の景観特性やまちづくりに資するデザインとなるよう、公共空間の高質化を進める。

「長野県景観育成計画」の改定に対する 県民の皆様からのご意見を募集します

長野県では、市町村の景観行政団体（※）への移行が進んでおり、県と市町村が連携した取組の必要性が高まっていることから、「長野県景観育成計画」の見直しを行います。見直しでは、市町村界をまたぐ広域的な視点から、地域ごとに景観育成の方針を示す「長野県景観育成ビジョン」を策定し、併せて景観法に基づく「長野県景観計画」の改定を進めています。

この見直し案について、広く県民の皆様からご意見を募集します。

(※)景観法に基づく権限を有し、景観施策を主体的に実施することができる行政団体

- 1 募集期間
令和7年7月22日（火）から令和7年8月22日（金）まで
- 2 見直しの経緯と見直し案の閲覧方法
・下記のURLからご覧いただけます。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/keikan/20250722public-comment.html>
・都市・まちづくり課でもご覧いただけます。
- 3 ご意見の提出方法
上記ホームページに掲載している意見様式または任意様式により、次のいずれかの方法でご提出ください。
※ご意見の内容を正確に把握するため、電話及び口頭では受け付けておりませんのでご了承下さい。
 - (1) 郵送
〒380-8570（県庁専用郵便番号のため住所記載不要です）
長野県建設部都市・まちづくり課 景観係 あて
 - (2) ファクシミリ
026-252-7315
 - (3) 電子メール
keikan@pref.nagano.lg.jp
※件名に「長野県景観育成計画の改定に対する意見」と記載してください。
- 4 ご意見の取り扱い
・お寄せいただいたご意見に対する個別の回答は行いませんが、後日、ご意見の概要と県の考え方を県のホームページで公表する予定です。
・提出様式にご記入いただく個人情報は、当該目的以外には一切使用いたしません。

○長野県景観育成計画について

良好な景観の育成を図るため、その区域、良好な景観の育成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画です。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

(問合せ先)

建設部 都市・まちづくり課 景観係
担 当：小林、花岡
電 話 026-235-7348（直通）
F A X 026-252-7315
E-mail keikan@pref.nagano.lg.jp

一般社団法人建設技能人材機構の不透明な請求事案について

現状の問題点

建設分野における特定技能外国人受入制度に関して、問題が生じていることをここに報告いたします。

この度、一般社団法人建設技能人材機構（以下「JAC」）から特定技能外国人（以下「特定技能」）に対する「受入負担金」の徴収請求がありました。

請求内容は雇用する企業に対し、一方的に1名あたり月額12,500円（年額15万円）の「受入負担金」の支払いを求めているもので、透明性と公正性の観点から看過できない問題があります。

法的根拠の脆弱性

JACが主張する法的根拠は極めて薄弱です。

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領 ～建設分野の基準について～」（平成31年3月 法務省・国土交通省編）の20ページに「登録法人が定める行動規範に従い」との記載があり、JACが定めた「特定技能外国人の適切かつ円滑な受け入れの実現に向けた建設業界共通行動規範」の第15項に「受け入れ企業は、機構の行う共同事業の実施に要する費用を分担する」とあるのみで請求の根拠としています。

このような曖昧な表現に基づく受入負担金徴収は、法治国家における適正手続きの原則に反するもので受入負担金がどのようなプロセスで決定されたのかも全くもって明らかではありません。

財務の不透明性と巨額の資金

入管統計によれば、建設分野の特定技能は38,365人（令和6年12月現在）に上ります。単純計算で、JACの受入負担金収入は年間57億5,475万円という巨額に達します。しかし、JACのウェブサイトには損益計算書が公開されておらず、貸借対照表も1枚のみという極めて不透明な情報開示状況です。また組織構成の実態についても情報はほとんど公表されていません。

このような巨額の資金がどのように使用されているのか、その用途と効果について検証された形跡はありません。受入負担金が「何に」使われているのか明らかではありません。

負担金額の固定化と不合理性

制度導入時から現在に至るまで、1人当たり一律年額15万円という高額な受入負担金の金額は見直されていません。以前は高額であった海外試験合格者など他カテゴリーは制度の見直しなどにより、試験免除者（技能実習2号終了者等）に一本化する形で年額15万円となりましたが、経済原則に照らせば、特定技能の受入人数が増加するにつれて、一人当たりの固定費部分は低減するはずで

す。制度開始時と比較して受入人数は大幅に増加しているにもかかわらず、一人当たり年額15万円という金額が維持されていることは、スケールメリットを全く反映していない不合理な設定とわざるを得ません。

仮に初期段階では制度構築のための費用が必要だったとしても、現在のような規模に拡大した状況では、受入負担金の大幅な引き下げが当然検討されるべきであり、この点についての説明や検証が一切なされた様子はありません。

企業への過大な負担

制度上、この受入負担金を直接・間接的に特定技能本人に転嫁することは明確に禁止されています。これは外国人労働者保護の観点から当然のことですが、その結果、この負担は全て受入企業が負うことになります。建設業界、特に特定技能を雇用する企業の多くは中小企業であり、1人あたり年間15万円という負担は決して軽視できるものではありません。

例えば、10名の特定技能を雇用する中小建設会社にとって、年間150万円の追加コストは特定技能の賃金や社会保険料、住居費などの通常の雇用コストに加えて発生するものであり、人材育成や設備投資に回すべき資金が削減され、結果的に生産性向上や技術革新を阻害し経営を圧迫する要因ともなりかねません。

サービス提供の実態

これまで数年間特定技能を雇用してきた企業によると、JACからの実質的なサービス提供はほとんどありませんでした。唯一の接点は、定期的に送られてくる高コストのカラー印刷された冊子のみで、こうした負担金の請求は理解し難いとのこと。この実態は受入負担金の本質が提供される「サービス対価」ではないことは明白です。

終わりに

こうした請求は人材不足に悩む建設業界を逆手に取った極めて不透明かつ不誠実な制度とも言え、それぞれの団体から見直しを声あげていく事案であると考えています。

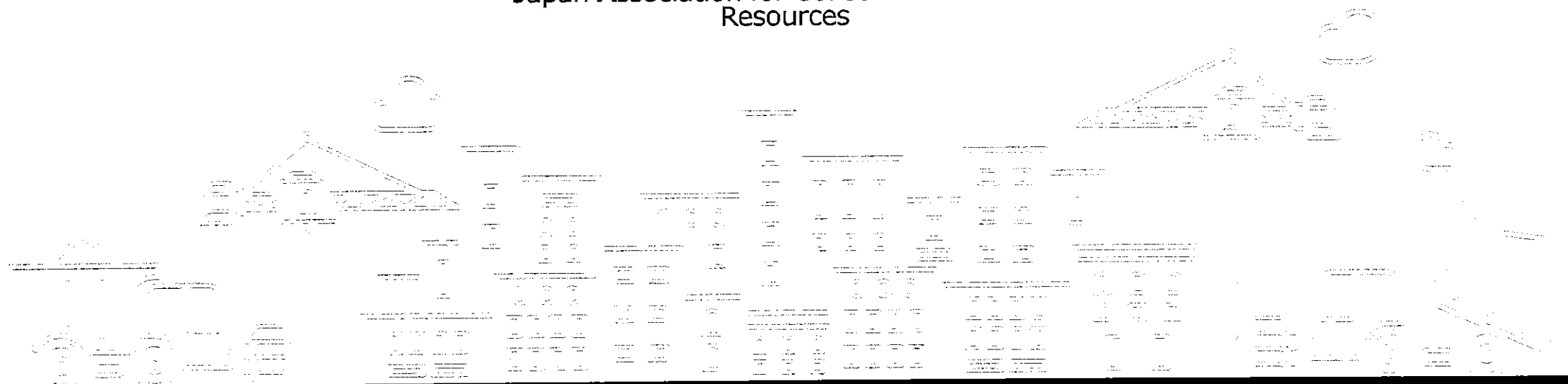


一般社団法人
建設技能人材機構
Japan Association for Construction Human Resources

建設分野特定技能外国人制度の推進について

一般社団法人 建設技能人材機構（J A C）

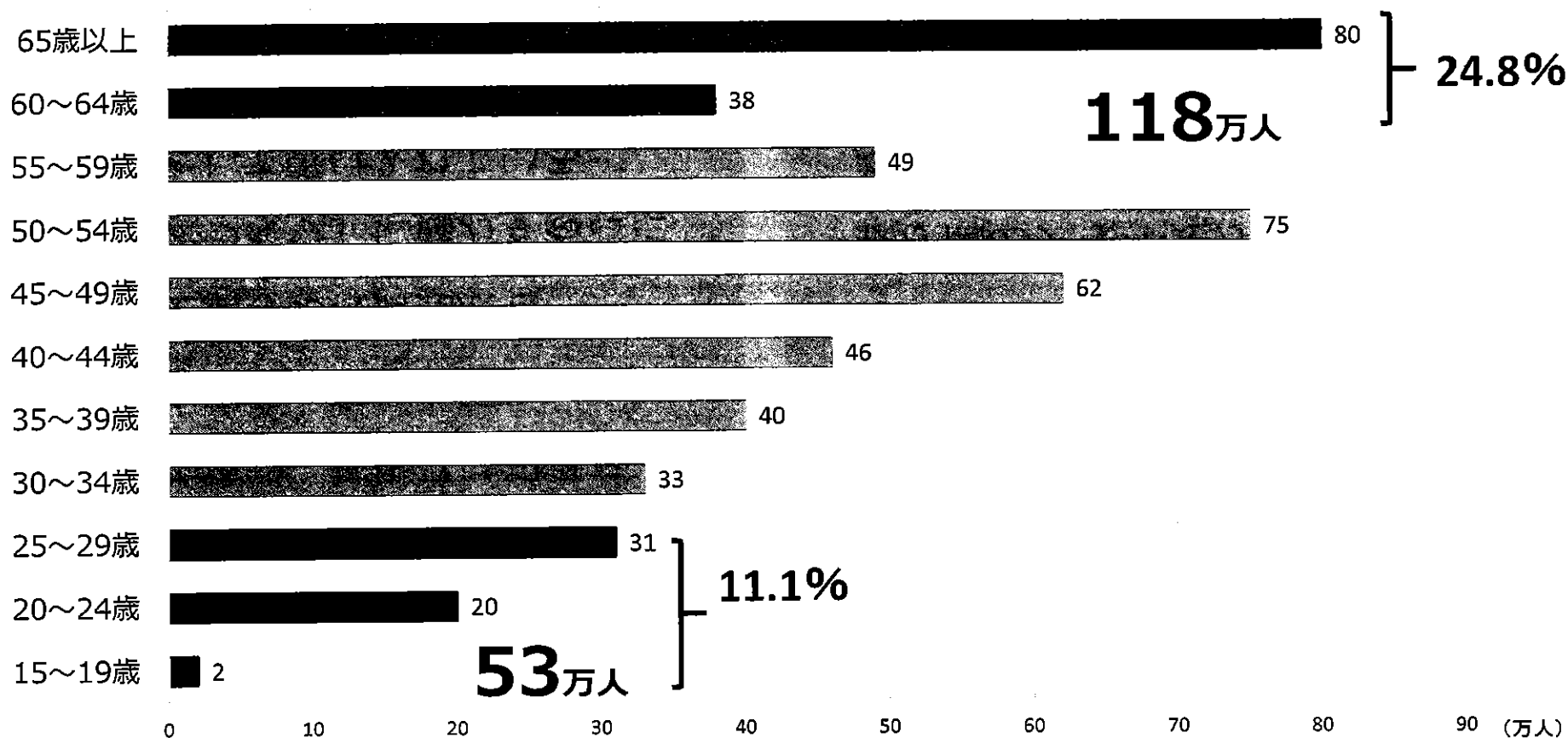
Japan Association for Construction Human Resources



建設分野の外国人材受入れの背景

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(24.8%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- 一方で、これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約11%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

(年齢階層)



出所:総務省「労働力調査」(令和7年2月平均)をもとに国土交通省で推計

建設分野における外国人材の種類

技能実習

我が国の技能、技術又は知識を開発途上国等へ移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的として受け入れている。

※育成就労：2027年度から外国人技能実習制度に代わり、人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設（3年間の就労を通じて特定技能1号水準の人材を育成等）

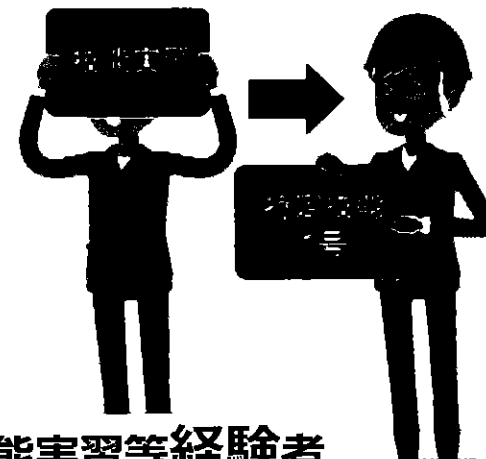
特定技能

相当程度の知識又は経験を有する外国人労働者を、我が国の人手不足が深刻な特定産業分野（建設、介護、製造、農業等の16分野）に受け入れている。

特定技能外国人になるルート

ルート1：技能実習等を経験していない外国人の場合（試験合格者）

ルート2：技能実習等を経験している外国人の場合（試験免除者）



ルート1：技能実習等未経験者

- 技能評価試験
「建設分野特定技能1号評価試験」又は「技能検定3級」
- 日本語試験
「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

ルート2：技能実習等経験者

- 技能実習2号を良好に修了した者
※技能実習を2年10か月以上修了し、随時3級もしくは評価調書が提出できる者。

特定技能1号

●在留期間は通算5年

●家族の帯同、原則不可

班長等として一定の実務経験＋「建設分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級」に合格

特定技能2号

●在留期間の更新に上限なし

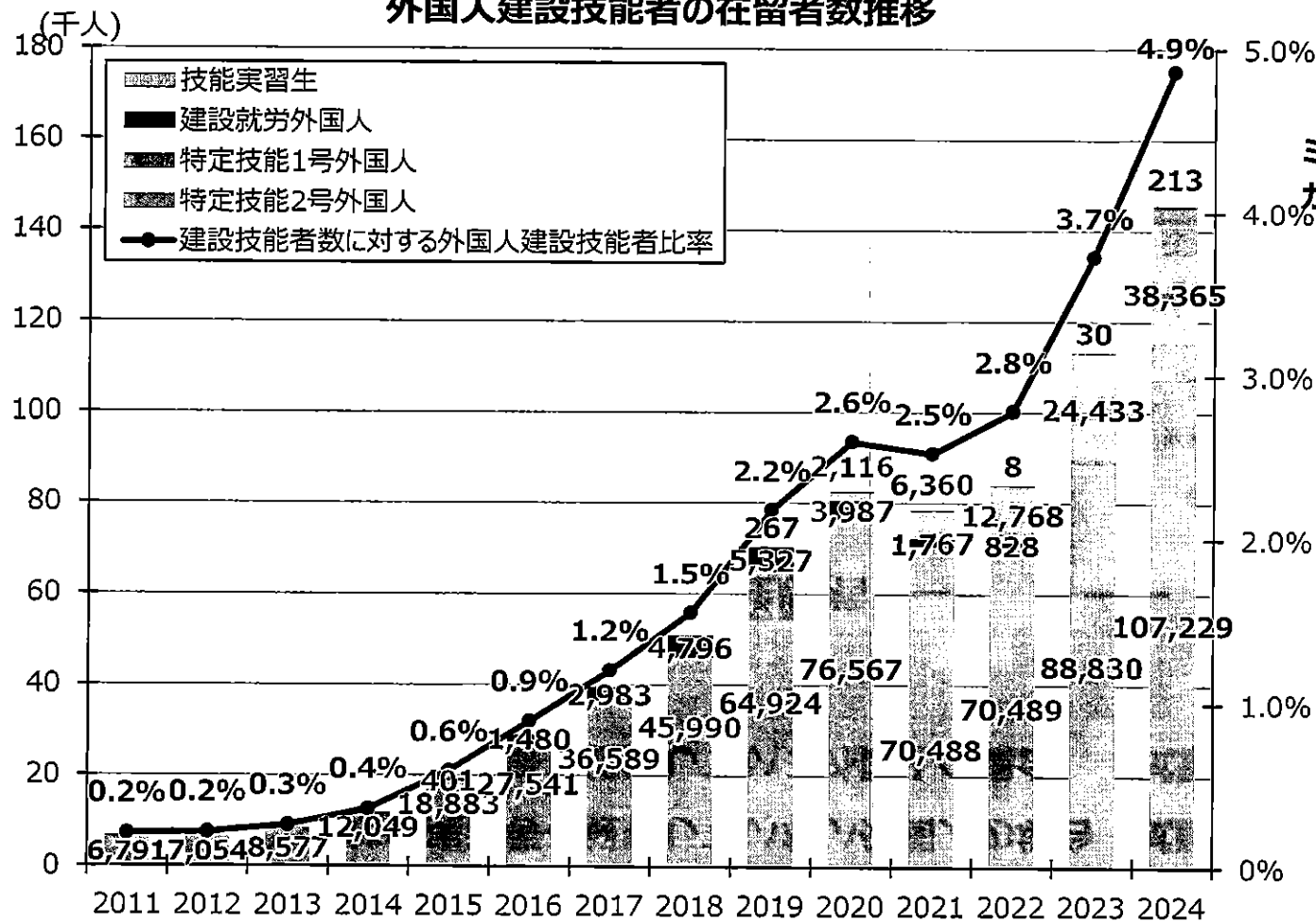
●家族（配偶者・子）の帯同可

外国人建設技能者の現状

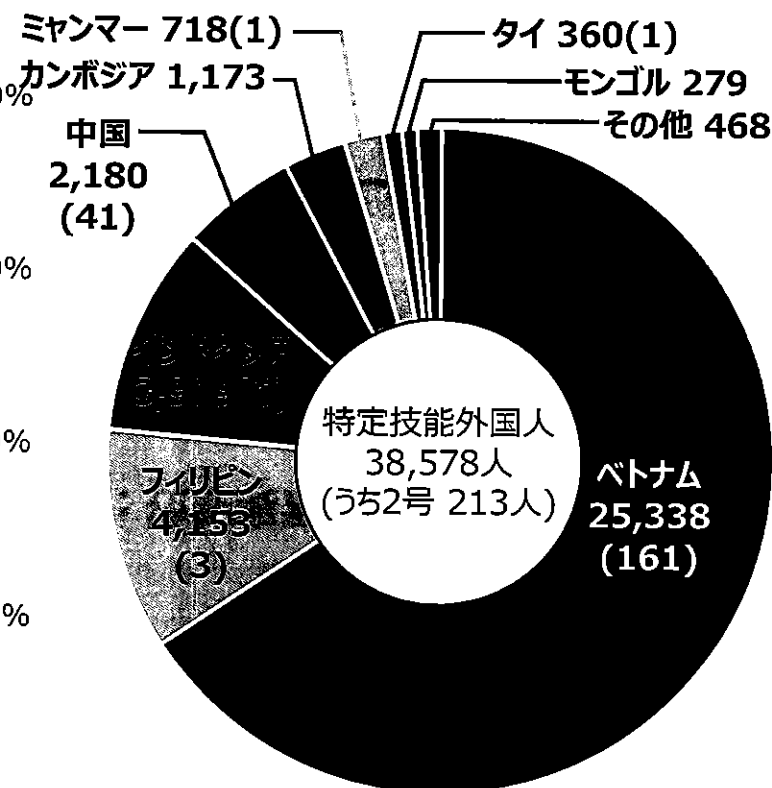
2025年3月14日更新

- 建設分野で活躍する外国人技能者の在留者数は増加傾向にあり、24年度12月末時点で約14.6万人、全建設技能者数の約4.9%
- 特定技能1号外国人は、38,365人（2024年12月末時点）

外国人建設技能者の在留者数推移



国籍・地域別特定技能在留外国人数
(2024年12月末時点)



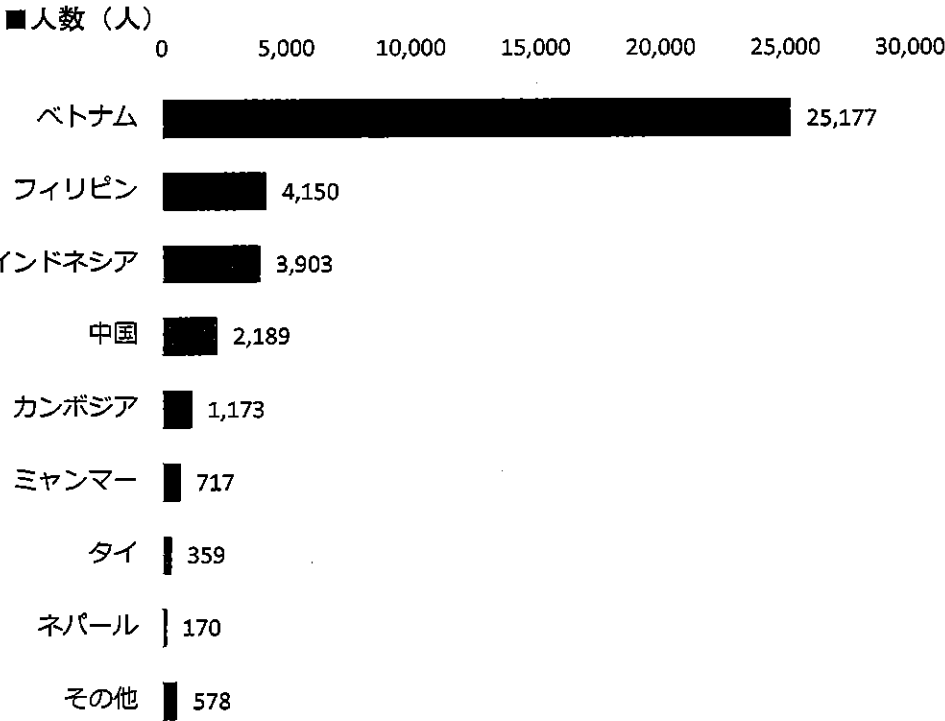
※ 出所 以下公表値を基に国土交通省で作成（外国人建設技能者数は特定技能外国人、技能実習生、建設就労外国人を合計した人数）

- ・全建設技能者数 : 総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成
- ・特定技能外国人数 : 入管庁の公表資料「特定技能在留外国人数」（在留者数推移グラフにおける数値は各年度末時点又は各年12月末時点）
- ・技能実習生数 : 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（各年10月末時点）
- ・外国人建設就労者数 : 国土交通省による集計（各年度末時点、2015年度から2022年度まで）

建設分野の1号特定技能外国人等の受入れ状況

1号特定技能外国人（在留期間は通算5年、家族の帯同は不可） → **38,365人**（2024年12月末時点）
(39,253人)（2025年1月末時点）速報値

国籍別の状況



※ 出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数（令和6年12月末現在）」よりJAC作成

職種の状況

新区分	人数（人）
土木	21,784
建築	14,180
ライフライン・設備	2,401

※旧区分は3人

2号特定技能外国人
（在留期間の更新に上限なし、家族（配偶者・子）の帯同可）
→ **213人**（241人：2025年1月末時点速報値）

国籍別の状況

国籍別	人数（人）
ベトナム	161
中国	41
フィリピン	3
インドネシア	6
ミャンマー	1
その他	1

職種別の状況

新区分	人数（人）
土木	101
建築	99
ライフライン・設備	13

特定技能制度における建設分野独自の仕組みの必要性

技能実習制度では、他分野と比べて、建設分野の失踪率が高い状況

全分野の技能実習生

年度	技能実習生数	失踪者数	失踪率
2023	350,026人	9,753人	約2.8%

建設分野の技能実習生

年度	技能実習生数	失踪者数	失踪率
2023	82,703人	4,593人	約5.6%

労働基準監督署による技能実習実施企業に対する監督指導において、
建設業は約 8 割と、他分野と比べて高い割合で労働法令違反が発覚

技能実習生受入企業への監督指導結果

年	指導実施事業場数	違反事業場数	主な違反事項		
2023	1,856社	1,500社 (80.8%)	割増賃金の支払	安全基準	賃金の支払
			455件 (24.5%)	386件 (20.8%)	346件 (18.6%)

【参考】建設業企業全体の約 8 割に労働法令違反が発覚

※労働基準監督署による定期監督指導結果（2023） 指導実施事業場数10,378社のうち、違反事業場数7,602社（73.3%）

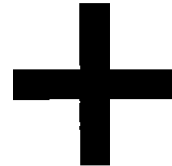
建設分野特定技能制度における独自の適正な就労環境確保の仕組み①

「技能実習制度」において、建設分野が他分野に比して多くの失踪者や労働法令違反を出したことの反省に立ち、「特定技能制度」においては独自の適正な就労環境確保の仕組みを設けています。

建設業の健全な発展のために

建設分野独自の仕組み

人手不足が深刻な
16の特定産業分野
共通の仕組み



- J A Cによる建設業界としての外国人の受入れ環境の整備
→適正な就労環境の確保等の観点から、業界共通の行動規範の遵守の徹底
- 国交省による受入計画の審査・認定
→「特定技能受入事業実施法人(JAC)への加入」,「同等技能・同等報酬、月給制、技能習熟に応じた昇給」等の審査
- F I T Sによる適正就労監理
→巡回訪問において、受入計画通りの就労がなされているか等を確認

建設分野特定技能制度における独自の適正な就労環境確保の仕組み②

JAC設立 ⇒ 業界共通の行動規範の遵守の徹底

【行動規範の趣旨（例）】

- 建設業界は一般社団法人建設技能人材機構を設立し、行動規範の遵守に一致協力
- 同等技能・同等報酬（同等の技能を有する日本人と同等以上の賃金）、月給制、技能習熟に応じた昇給、社会保険加入の徹底
- 外国人の人権尊重と必要な支援（日本語教育、技能・安全教育、労災適用 等）
- ルールを守らない企業の除名等の措置 等

国交省による受入計画認定

【主な認定基準】

- 建設業法第3条許可の取得
- 建設キャリアアップシステムへの登録
- 特定技能受入事業実施法人（JAC）への加入及びJACが策定する行動規範の遵守
- 同等技能・同等報酬、月給制、技能習熟に応じた昇給
- 重要事項について母国語・書面での事前説明
- 受入れ後講習を受講させること
- 巡回指導による確認を受けること 等

巡回訪問等

- 適正就労監視機関（FITS）は、JACから委託を受け、受入企業に対し巡回訪問を実施
- 巡回訪問における指導の結果は、国土交通省とJACに報告

【巡回訪問等の主な内容】

- FITSが受入企業を訪問し、役員、受入れの責任者と面会
- 賃金台帳等、関係書類の提出を求め、認定受入計画どおりの就労がなされているか等を確認
- 企業への外国人受入れに関するアドバイスの実施
- 外国人と母国語で面談し、就労環境、賃金の支払状況、悩みについて確認（企業は同席しない）
- 労働法令、建設業等に通じた全国の指導相談員が巡回訪問

- これらに加え、FITSは、受入れ後講習、受入状況確認、母国語相談を実施

J A Cの外国人受入に係る行動規範

I. 総則

1. 建設業界は一般社団法人建設技能人材機構を設立し、行動規範の遵守に一致協力
2. 低賃金雇用により競争環境を不当に歪める者等との関係遮断
3. 生産性向上や国内人材確保の取組を最大限推進
4. 労働関係法令等の遵守、特定技能外国人との相互理解、文化や慣習の尊重

II. 受入企業（雇用者）の義務

5. 特定技能外国人が在留資格を適切に有していることを常時確認
6. 同等技能・同等報酬、月給制等、技能の習熟に応じた昇給等の適切な処遇
7. 外国人を含め被雇用者を必要な社会保険に加入
8. 契約締結時に雇用関係に関する重要事項の母国語説明、書面での契約締結
9. 外国人であることを理由とした待遇の差別的取扱の禁止
10. 暴力、暴言、いじめ及びハラスメントの根絶、職業選択上の自由の尊重
11. 建設キャリアアップシステムへの加入、技能習得・資格取得の促進
12. 安全確保に必要な技能・知識等の向上支援、元請企業が行う安全指導の遵守
13. 日常生活上及び社会生活上の支援
14. 直接的、間接的な手段を問わず悪質な引抜行為を禁止
15. 機構の行う共同事業の費用を負担

III. 元請企業の役割

16. 建設キャリアアップシステムの活用等による在留資格等の確認の徹底、不法就労者・失踪者等の現場入場禁止
17. 正当な理由なく、特定技能外国人を工事現場から排除することを禁止
18. 特定技能外国人への適切な安全衛生教育及び安全衛生管理
19. 自社の工事現場で就労する特定技能外国人に対する労災保険の適用を徹底

IV. 共同事業の実施

20. 事前訓練及び技能試験、試験合格者や試験免除者の就職・転職支援の実施
21. 日本の建設現場未経験の特定技能外国人に対する安全衛生教育を実施
22. 受入企業による労働関係法令の遵守、理解促進等を推進
23. 受注環境変化時の特定技能外国人への転職先の紹介、斡旋
24. （一財）国際建設技能振興機構に委託して、巡回訪問等による指導・助言業務、苦情・相談への対応を実施
25. 地方部の求人情報発掘、都市部と地方部の待遇格差是正のための助言・指導等、建設特定技能協議会からの地域偏在対策に関する要請に応じて必要な措置を実施
26. 会費徴収や共同事業等の事業運営を実施

V. 実効性確保措置

27. 本規範の違反者に対する除名等
28. 必要に応じた国土交通省、法務省その他関係機関と連携

VI. 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の取り扱い

29. 外国人技能実習生及び外国人建設就労者についても特定技能外国人への取扱いに準じて適正な就労環境を確保

JACについて



一般社団法人

建設技能人材機構

Japan Association for Construction Human Resources

- 特定技能外国人の受入れに関する**専門工事業団体及び元請建設業者団体**により、2019年4月1日に設立された。
- 国土交通大臣により**特定技能外国人受入事業実施法人**として登録を受けた唯一の団体
業界共通の行動規範の施策・運用のほか、以下の事業等を実施

理事長 : 三野輪 賢二 (一社) 日本型枠工事業協会 会長

正会員 : 55団体 (2025年7月2日時点)

賛助会員 : 賛助会員 (企業) 3,028社 (2025年7月2日時点)

(1) 特定技能
評価試験

・
講習研修

(2) 働きやすい
職場環境
づくり支援

(3) 適正就労監理

(4) 広報活動

J A C 正会員団体（55建設業者団体）

令和7年4月1日現在

専門工事業団体（五十音順）

（一社）JBN・全国工務店協会
（一社）情報通信エンジニアリング協会
全国圧接業協同組合連合会
全国管工事業協同組合連合会
（一社）全国基礎工事業団体連合会
（一社）全国建設室内工事業協会
全国建設労働組合総連合
（一社）全国建築測量協会
（一社）全国コンクリート圧送事業団体連合会
全国サイディング事業協同組合連合会
（一社）全国住宅産業地域活性化協議会
（一社）全国タイル業協会
（一社）全国ダクト工業団体連合会
（公社）全国鉄筋工事業協会
（一社）全国特定法面保護協会
（一社）全国防水工事業協会
（一社）全日本瓦工事業連盟
（一社）全日本漁港建設協会
（一社）日本ウレタン断熱協会
日本外壁仕上業協同組合連合会
（一社）日本型枠工事業協会
（一社）日本機械土工協会
（一社）日本基礎建設協会
（一社）日本金属屋根協会
（一社）日本空調衛生工事業協会
日本建設インテリア事業協同組合連合会
（一社）日本建設機械レンタル協会
（一社）日本建設躯体工事業団体連合会

（一社）日本建築板金協会
日本港湾空港建設協会連合会
（一社）日本在来工法住宅協会
（一社）日本左官業組合連合会
日本室内装飾事業協同組合連合会
日本住宅パネル工業協同組合
（公社）日本推進技術協会
（一社）日本造園組合連合会
（一社）日本タイル煉瓦工事工業会
（一社）日本築炉人材育成協会
（一社）日本ツーバイフォー建築協会
（一社）日本電設工業協会
（一社）日本道路建設業協会
（一社）日本塗装工業会
（一社）日本鳶工業連合会
（一社）日本配管工事業団体連合会
（一社）日本発破・破碎協会
（一社）日本保温保冷工業協会
（一社）日本冷凍空調設備工業連合会
（一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会
（一社）プレストレスト・コンクリート工事業協会

元請けゼネコン他（五十音順）

（一社）SIEN
（一社）全国建設業協会
（一社）全国中小建設業協会
（一社）全国中小建設工事業団体連合会
（一社）日本建設業連合会
（一社）マンション計画修繕施工協会

※本機構の理事が属する正会員を含む2正会員の
推薦等が入会要件となっています。

(1) 特定技能評価試験・講習研修

○特定技能評価試験の実施状況

1. 特定技能1号評価試験

① 国内試験

「土木」、「建築」、「ライフライン・設備」の3区分の試験を実施
試験会場は、毎月、東京、大阪、地方において適切な頻度で実施

※ 全ての会場で土木／建築／ライフライン・設備の試験を実施

② 海外試験

ベトナム、フィリピン、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、タイ、ネパール、モンゴル、スリランカ、
バングラデシュ、ウズベキスタン、インドの12か国で実施

③ テキストの外国語版について

テキストについては、日本語版のほか外国語版も作成し公開

2. 特定技能2号評価試験

特定技能2号評価試験については、昨年1月より国内で実施
試験会場及び実施頻度は、1号評価試験と同じ

※ 今後、国内における2号受験者数等の増加傾向を踏まえた試験運営の実施環境の改善

※ 受験者のテキスト理解度向上の観点から、過去問の公表等によるサンプル問題の充実化、試験問題数・試験時間の削減等

○「資格取得等奨励金制度」の創設

○「資格取得等奨励金制度」を創設、今秋に申請の受け付けを開始。

⇒ 特定技能の2号評価試験又は建設関係の技能検定1級に合格した場合、外国人と受け入れ企業それぞれに10万円。

⇒ インセンティブを付与、資格取得やキャリアアップを促す。

※ 2019年4月1日以降に建設分野特定技能2号評価試験又は建設関係技能検定1級相当に合格した方まで、遡って適用。

(1) 特定技能評価試験・講習研修

○無料母国語安全衛生教育

○JACは、労働災害を防止するため、危険有害業務に従事させる外国人労働者を対象に、母国語による「安全衛生に関するオンライン特別教育」を、昨年度から無料で提供中。

→現在、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」等7科目を、ベトナム語、インドネシア語等5言語で実施中

○また、「玉掛け技能講習(1t以上)」等の技能講習についても、昨年度から、無料・母国語で実施中。

(現在5科目、3言語で実施中)

○受講ニーズは高まっているところであり、受講者アンケートによると、参加者の満足度は100%。今後、受講機会の確保・拡大の観点から、受講ニーズが高い科目の追加、参加登録教習機関の拡大
今年度から、新たにインドネシア等の海外での実施に取り組む。

◇母国語によるオンライン無料特別教育

オンライン教育運営状況

7月末

オンライン特別教育科目	ベトナム語	英語	インドネシア語	中国語	カンボジア語
フルハーネス	7月12日開始	7月19日開始	7月26日開始	1月28日開始	1月31日開始
足場の組立	8月2日開始	8月9日開始	8月16日開始	2月18日開始	3月4日開始
新規入職者	9月13日開始	9月20日開始	9月27日開始	完成済	2025年 5月16日開始
自由研習砥石	11月26日開始	2月21日開始	11月29日開始	2025年 6月17日開始	2025年 5月16日開始
丸のこ取り扱い	12月3日開始	2025年 9月2日開始予定	12月6日開始	2025年 9月9日開始予定	完成済
置欠・酸化水素	12月24日開始	3月21日開始	1月24日開始	完成済	完成済
有機溶剤	2月28日開始	完成済	3月18日開始	完成済	完成済

2024年7月～2025年3月までの受講状況

※()内は技能実習生数の内数

24年7月～25年3月	ベトナム語	英語	インドネシア語	中国語	カンボジア語	合計
受講者数	619 (274)	49 (35)	287 (194)	3 (3)	25 (17)	983 (523)

◇母国語による無料技能講習

()内は技能実習生数(内数)

実施済 (全18回)	ベトナム語	インドネシア語	受講人数
玉掛け技能講習	37 (10)	22 (14)	59 (24)
車両系建設機械運転技能講習	18 (5)	11 (5)	29 (10)
小型移動式クレーン運転技能講習	29 (9)	6 (0)	35 (9)
フォークリフト運転技能講習	8 (2)	6 (2)	14 (4)
高所作業車運転技能講習	—	7 (3)	7 (3)
合計	92 (26)	52 (24)	144 (50)

累計 144 (50)

○ オンライン特別教育 実施例

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 (学科4.5時間 + 実技1.5時間)

受講対象者

高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墮落制止用具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務を行う者

内容

- ・作業に関する知識（1時間）
 - ・墮落制止用具に関する知識（2時間）
 - ・労働災害の防止に関する知識（1時間）
 - ・関係法令（0.5時間）
- ※各受入企業様で実施する実技教育（1.5時間）

対応言語

ベトナム語
インドネシア語
英語
中国語
カンボジア語

足場の組立等の業務に係る特別教育 (学科：6時間)

受講対象者

足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務を行う者（地上または堅固な床上における補助作業の業務を除く。）

内容

- ・足場及び作業の方法に関する知識（3時間）
 - ・工事用設備・機械・器具・作業環境等に関する知識（1時間）
 - ・労働災害の防止に関する知識（1時間）
 - ・関係法令（1時間）
- ※実技教育はありません

対応言語

ベトナム語
インドネシア語
英語
中国語
カンボジア語

新規入職者安全衛生教育 (学科：2時間)

受講対象者

新規採用者、雇入れ時の教育を受けていない者

内容

- ・建設現場とは
 - ・建設現場の仕事と安全衛生
 - ・労働災害とその防止対策
 - ・安全衛生保護具等の取扱い
- ※実技教育はありません

対応言語

ベトナム語
インドネシア語
英語
中国語
カンボジア語

2025年3月末時点

(1) 特定技能評価試験・講習研修

○専門技能スキルアップ研修

○JACは、現在、正会員団体が実施する①国内におけるスキルアップ研修、②海外における採用活動・スキルアップ研修の実施経費(※)を支援するスキームを展開中。

※団体職員・講師・通訳等の旅費・講師・通訳等の旅費・宿泊費・人件費、業務委託費、会場借上費、教材作成費等

○このスキームに基づき、

①国内においては、これまで、各団体による1級～3級技能検定研修等

②海外において、これまで、各団体による15か国における採用活動、日本語研修、建設技能研修等

等が展開されているところ。

○正会員団体による研修実施ニーズは高まっているところであり、今後、

・国内においては、特定技能2号評価試験合格を目指す外国人を対象とした「テキスト理解度向上サポート研修」の開設・普及支援

・海外においては、より多くの正会員団体による日本語・建設技能研修等研修等を実施する「スキルアップ研修」の展開支援

等に取り組む。

<事例1>

(一社)日本機械土工協会は、スリランカにおいて、建設機械施工技能の講習及び日本語の講習を実施。



(油圧ショベルの実技講習の様子)

<事例2>

日本室内装飾事業協同組合連合会は、ベトナムにおいて、壁装の日本語教育及び壁装実技講習を実施。



(実技講習の様子)

(1) 特定技能評価試験・講習研修

○令和5・6年度におけるJAC正会員団体による海外現地での「採用活動」「技能研修」

- ・ 令和5年度の支援事業実績は 14か国で受講者は延べ2,368人
- ・ 令和6年度の支援事業実績は、13か国で受講者は延べ3,617人

【令和5年度】

開催国	内容	実施団体数	受講者数
インドネシア	採用活動、技能研修	12 団体	893 人
ベトナム	採用活動、技能研修	8 団体	565 人
フィリピン	採用活動、技能研修	5 団体	384 人
ウズベキスタン	採用活動	2 団体	124 人
ネパール	採用活動	4 団体	100 人
バングラデシュ	採用活動	1 団体	50 人
ラオス	採用活動	1 団体	50 人
スリランカ	採用活動	1 団体	47 人
カンボジア	採用活動	2 団体	39 人
インド	採用活動	1 団体	32 人
パキスタン	採用活動	1 団体	31 人
ミャンマー	採用活動	1 団体	30 人
タイ	採用活動	1 団体	14 人
モンゴル	採用活動	1 団体	9 人

【令和6年度】

開催国	内容	実施団体数	受講者数
インドネシア	採用活動、技能研修	20 団体	796 人
フィリピン	採用活動、技能研修	12 団体	767 人
ベトナム	採用活動、技能研修	22 団体	744 人
スリランカ	採用活動、技能研修	3 団体	230 人
カンボジア	採用活動	2 団体	163 人
インド	採用活動	2 団体	154 人
バングラデシュ	採用活動	2 団体	151 人
キルギス	採用活動	1 団体	150 人
ネパール	採用活動	2 団体	149 人
ミャンマー	採用活動	2 団体	135 人
ウズベキスタン	採用活動	3 団体	88 人
タイ	採用活動	2 団体	60 人
ラオス	採用活動、技能研修	1 団体	30 人

(1) 特定技能評価試験・講習研修

○無料日本語講座

○JACでは、現在、受講者ニーズやそのレベルに合わせて、資格取得を目指すコースや、建設現場での会話重視のコース等の9講座を用意。

→オンライン、オフライン(教室)、時間や場所を選ばないe-ランニングスマホアプリのコースにより提供中。

(受講者実績 **2022年度** 60名、**2023年度** 421名、**2024年度** 983名、**2025年度**(7月時点) 525名：合計**1,989名**)

○外国人受講ニーズは高まっているところであり、受講者アンケートによると、参加者の満足度は100%。今後とも、ニーズを踏まえた提供メニューの充実化による満足度向上に取り組む。

※日曜リアル日本語講座、もじとごい、やさしい日本語講座、サンデー日本語教室、N5～N2を目指す日本語講座、各種コースを用意。
受入企業の技能実習生も対象

●JAC日本語講座のラインナップ



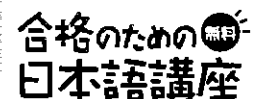
スマホアプリ (e-Learning) で、好きな時間に日本語学習



文字の読み書きからはじめる、日本語入門者向け1ヶ月短期集中講座



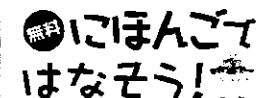
生活の中にある漢字を学ぶオンライン講座



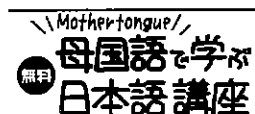
初歩から上級まで5コースを用意。レベルに合わせて学べる日本語講座



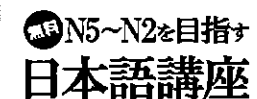
建設現場で使える日本語を学ぶオンライン講座



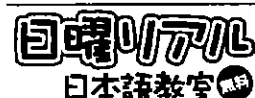
日曜日に開催、オンライン・対面を併用した「にほんごではなそう！」



母国語で日本語を学ぶオンライン講座



日本語能力試験N5～N2合格に焦点をあてたオンライン講座



対面授業ならではのカリキュラム、総合的な基礎を養う日本語講座



(2) 特定技能外国人にとって働きやすい職場環境づくり支援

一時帰国支援

特定技能外国人**1人8万円**／1回あたりを支援（最大16万円）

JACでは外国人の一時帰国にかかる費用を一定額支援。

■令和6年4月より、特定技能外国人にとってより利用しやすい支援とするため、申請条件の要件緩和を実施

- ①技能外国人として同一企業への2年以上勤務要件を撤廃
- ②脱退一時金による帰国を対象外としていたのを対象化



詳しくはコチラ



○拡充概要

- 1.利用可能回数の引き上げ
→1回を、2回までに
- 2.支援金額の引き上げ
→5万円を、1回8万円に
※1,2の結果として、計16万円(最大)

○支援対象

- 1. 令和7年4月1日以降、日本に再入国する
旅行から対象
(令和7年3月31日までに日本に再入国した場合は、
従前までの5万円を支援)
- 2. 1号・2号特定技能外国人
(受入企業が所属する全ての1号特定技能外国人の
受入負担金を支払っている場合)

○申請受付開始時期

令和7年6月16日～、WEB申請開始
※(一社)建設技能人材機構のHPで公表

CCUS手数料支援

CCUS手数料を全額支援

特定技能外国人の受入には建設キャリアアップシステム（CCUS）への事業者登録などが必要。
JACでは事業者の管理者ID利用料（11,400円）と、能力評価手数料（4,000円）を全額支援。

※令和5年度手数料分から対象



詳しくはコチラ



今年度は、特定技能外国人の技能・経験に応じた評価の推進の観点から、CCUSへの資格・就業履歴の蓄積促進支援制度（ICカードリーダー導入支援、外国人履歴促進支援等）を創設。
現在、申請受付に向け準備中。

(2) 特定技能外国人にとって働きやすい職場環境づくり支援

1号特定技能外国人向け補償制度

補償の対象となる方

建設分野に従事する全ての1号特定技能外国人（以下、特定技能外国人）

補償内容

労災保険で給付対象となる業務災害（死亡、後遺障害、疾病もしくは負傷）の被害に対して、労災保険による補償給付の「上乗せ」として補償を実施。これにより、受入企業と特定技能外国人の双方が安心して、雇用・就労できる環境の整備をサポート。

	補償する主な例	補償金額／補償イメージ	補償対象事由
死亡補償	業務中に足場から落下し、頭を強打したことにより死亡した。 	本補償制度 死亡見舞金 500万円 労災保険 遺族（補償）等給付 上乗せ補償	労災保険における遺族（補償）等給付が支給される事由が発生した場合は、死亡した特定技能外国人の遺族に対し、死亡見舞金を支給する。ただし、後遺障害見舞金を支給後に死亡した場合は、死亡見舞金から既に支給した後遺障害見舞金の額を控除した差額を支給する。
後遺障害補償	現場で建設車両に轢かれた際に負ったケガを原因として、後遺障害を被った。 	本補償制度 後遺障害見舞金 10～500万円 労災保険 障害（補償）等給付 上乗せ補償	労災保険における障害（補償）等給付が支給される事由が発生した場合は、その障害の程度に応じて、後遺障害見舞金を支給する。障害等級は労災保険に従う。
休業補償	荷崩れした積み荷の下敷きになり骨折し、その治療のため31日間入院した。 	休業日数4～30日：5万円／休業日数31日以上：10万円 待機期間（3日） 上乗せ補償 上乗せ補償 本補償制度 短期休業見舞金 5万円 本補償制度 長期休業見舞金 5万円 労災保険 休業（補償）等給付 給付基礎日額の80% (保険給付60%＋特別支給金20%) 休業日数が31日以上の場合は、短期休業見舞金・長期休業見舞金をあわせて10万円を支給。	労災保険における休業（補償）等給付が支給される事由が発生した場合は、休業見舞金を支給する。なお、労災保険において休業日数が4日以上30日以内認定された場合は短期休業見舞金を、休業日数が31日以上認定された場合は短期休業見舞金および長期休業見舞金を支給する。

1日目 4日目

31日目

(3) 適正就労管理について

- **(一財)国際建設技能振興機構(FITS)**は、国土交通大臣が建設分野における特定技能外国人の適正な就労環境を確保するための業務を行う能力を有する者と認めた「**適正就労監理機関**」として以下の業務を行う。

① 特定技能外国人の受入企業に対する巡回訪問その他の方法による指導及び助言(巡回指導等)

全ての受入企業に対し、原則として1年に1回以上、巡回訪問を実施し、指導及び助言を行う。

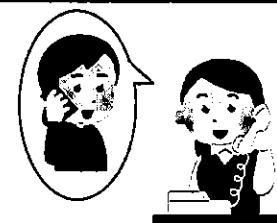
☞ **ポイント：巡回指導等に必要な協力を行うことは受入企業の基準となっています。**
受入企業は、適正就労監理機関の行う巡回指導等に必要な協力を行う必要。



② 母国語相談ホットライン業務

建設分野の特定技能外国人に対する支援として、7つの言語(※)での相談に対応。

※中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語、クメール語、ミャンマー語



③ 受入れ後講習(特定技能スタートアップセミナー)

建設分野で就労を開始する全ての1号特定技能外国人のために講習会を実施。

☞ **ポイント：受入れ後講習を受講させることは受入計画の認定要件となっています。**
受入企業は、1号特定技能外国人の受入れ後、概ね3か月～6か月の間に当該外国人に対し受入れ後講習を受講させることが必要。



(4) 広報活動

○国内において、JACが提供する支援メニュー、特定技能外国人制度等の周知徹底、グッドプラクティスの普及等の観点から、HP、会員へのダイレクトメール、SNS、専門紙広告、機関誌、説明会・セミナー等を通じた広報活動の展開。

○さらに、インドネシア、ベトナム等において、「日本の建設業の魅力」等を説明する「建設業務説明会」の各地での開催、現地における「母国語相談窓口」の開設。

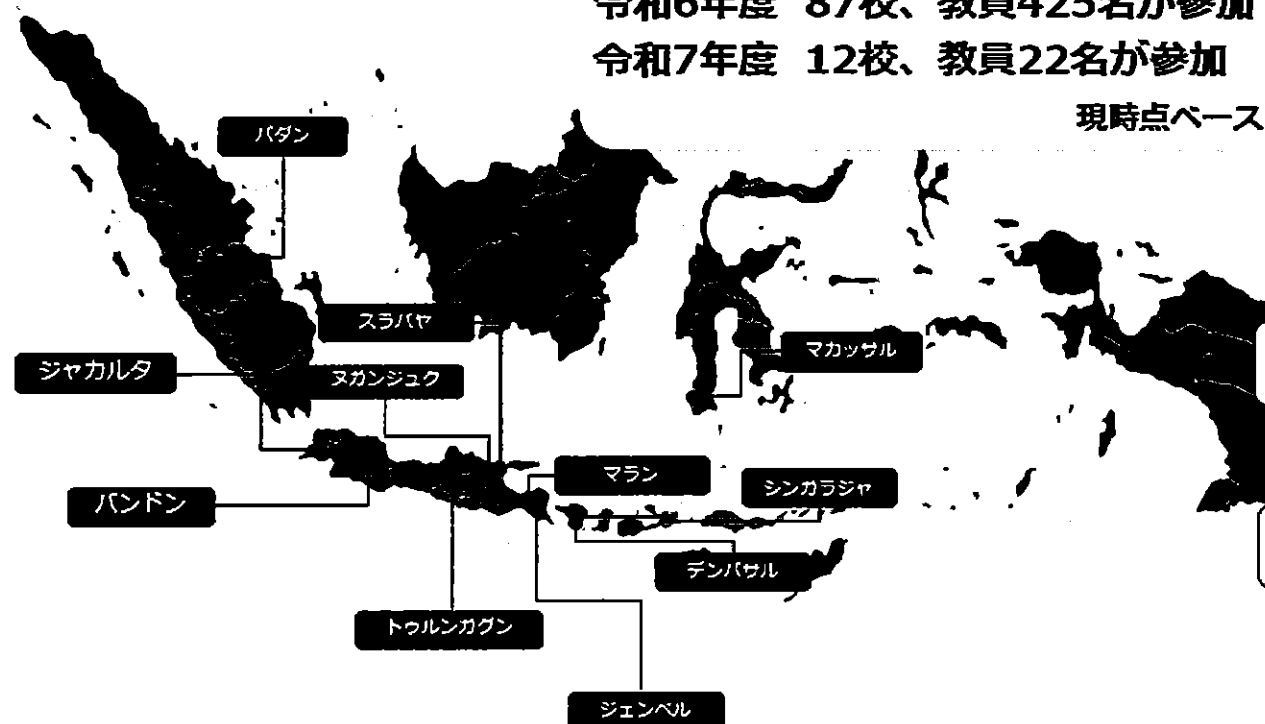
令和6年度・7年度におけるJACの「建設業務説明会」の実施状況

インドネシアにおける取組

令和6年度 87校、教員425名が参加

令和7年度 12校、教員22名が参加

現時点ベース



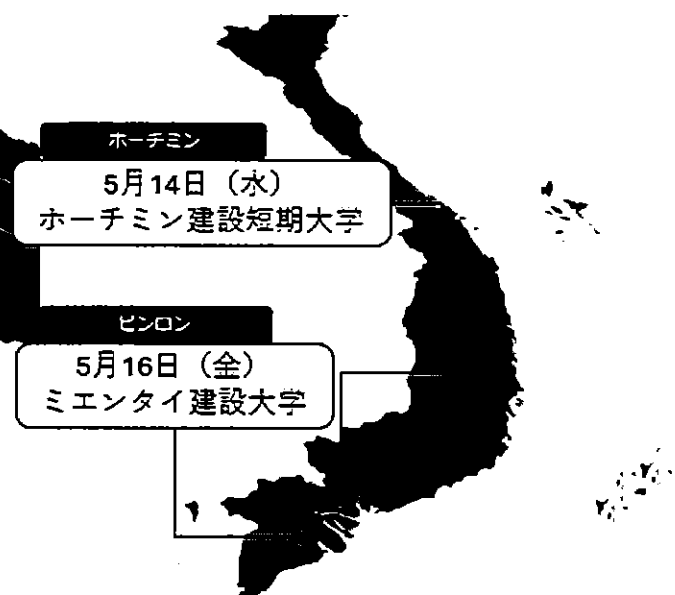
ベトナムにおける取組

令和7年度

2校 合計678名が参加

(教員138名、生徒382名)

現時点ベース



JACの令和7年度における主な取組

令和7年度において、JACとしては、建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの観点から、引き続き、特定技能1号・2号評価試験、適正就労監理、広報活動等の各事業に取り組む。

これらに加え、令和9年度予定の育成就労制度の施行に伴い育成就労制度と特定技能制度の一体的運用が進められることも見据えつつ、特定技能外国人が中長期的に活躍できるキャリアパスの構築支援を図るため、

● (1) 2号移行も見据えた1号特定技能外国人等のスキルアップ支援

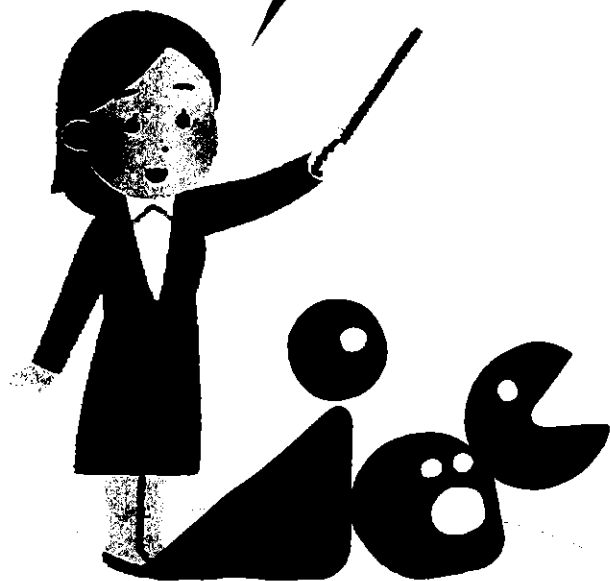
● (2) 海外における建設業務説明会・スキルアップ研修の展開

● (3) 特定技能外国人にとって働きやすい職場づくり支援

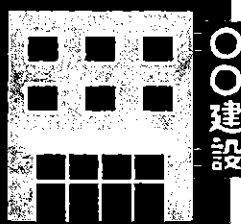
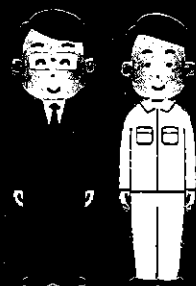
等に資する事業について、更なる充実化をして取り組む。

J A Cの会員になるには？※

「J A Cの会員」になるには、
2つのルートがあります！



受入企業



① 正会員団体の会員になる



正会員の
建設業者団体

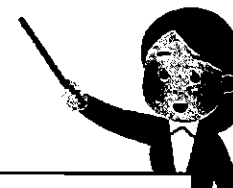
- 入会に際しては、建設業者団体が定める会費の負担等が必要
(金額は団体によって異なります。)
- 会費・受入負担金の支払い方法は団体によって異なります。



② J A Cの賛助会員になる



- 年会費24万円(入会金なし)
- 年会費・受入負担金の支払いは、入会時に登録した銀行からの口座引落しです。
(引落前に口座振替のご案内が届きます)



※ 受入企業は「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について(2018年12月25日閣議決定)」に基づき、特定技能外国人受入事業実施法人であるJ A Cに加入する必要があります。



詳しくは
Webで！



特定技能の受入費用について

年会費

正会員への所属企業

受入企業がJACの正会員である建設業者団体に所属する場合、その団体が定める会費を負担

団体が定める会費

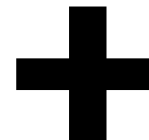
もしくは

JACの賛助会員

企業の所属する建設業者団体がJACの正会員ではない場合や、企業が団体に所属していない場合

年会費：24万円

すでに加入している場合は、追加費用なし。
今一度、所属団体に確認を！



受入負担金

会費のほか、1号特定技能外国人を受け入れた場合には、受入企業に受入負担金を負担いただきます。

対象となる特定技能外国人	1人あたり受入負担金の月額
1号特定技能外国人	12,500円（参考：年額15万円）

（2025年4月現在）

※ JACに支払う費用には、渡航費、送出し手数料、支援のための費用等は含まれておりません。



一般社団法人

建設技能人材機構

Japan Association for Construction Human Resources



〒105-8444 東京都港区虎ノ門3丁目5番1号 虎ノ門37森ビル9階

専用ダイヤル:0120-220353 (無料)

TEL:03-6453-0220 FAX:03-6453-0221



<https://jac-skill.or.jp>



<https://www.facebook.com/kensetsutokuteiginou/>



<https://www.instagram.com/kensetsutokuteiginou/>



<https://www.youtube.com/channel/UCxIot6C1zhIMsh36XGUqzww>